

佐賀県受入れ基本要領 (中間整理)

令和8年3月

受入に係る佐賀県の基本的な考え方

与那国町からの避難受入れは本計画によるものとするが、有事の形態は様々であるため計画どおりに進まない場合は、事態の推移を適切に把握し、オペレーション重視で対応することとする。

1 避難元自治体

- ・ 避難元自治体は沖縄県与那国町
- ・ 与那国町の人口は約1700人

2 避難先自治体

- ・ 避難先自治体は佐賀県佐賀市及び鳥栖市
- ・ 宿泊施設のキャパシティを考慮し、受入れ空港（福岡空港）から近く、移動（バス）も容易である佐賀市及び鳥栖市を避難先自治体と想定する
- ・ 佐賀市が祖納地区と比川地区（R6.5.1現在：566世帯982人）
鳥栖市が久部良地区（R6.5.1現在：480世帯726人）

3 留意点

- ・ 本計画は特定の有事を想定したものではない
- ・ 要避難地域（どこの地域の方が避難の必要があるのか）や避難先地域（どこの地域が安全性が高いのか）、安全な避難経路と手段が確保できているのかなど、政府（事態対策本部）の避難措置の指示は、その時の情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断される

佐賀県受入れ基本要領(中間整理)の構成

1. 佐賀県国民保護対策本部

2. 避難住民への救援等

- 輸送手段の確保
- 収容施設(ホテル等)の供与
- 食品・飲料水の調達・提供
- 生活必需品の調達・提供
- 避難者の健康管理に関する事項
- 通信設備の提供

3. 要配慮者の受入れ調整

4. 中長期の収容施設の提供

5. 就学再開

6. 就労支援

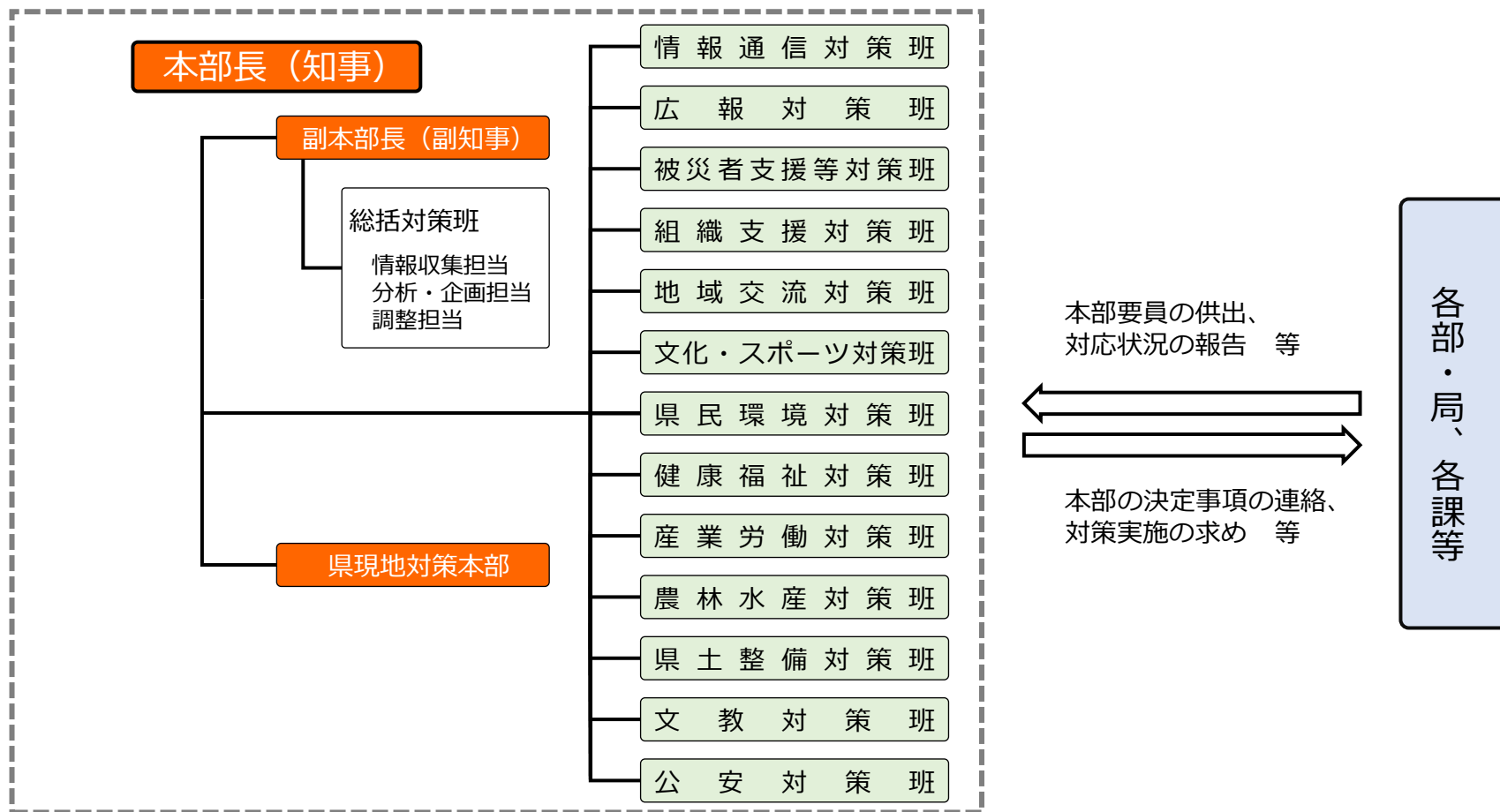
1. 佐賀県国民保護対策本部

佐賀県国民保護対策本部

○ 佐賀県国民保護対策本部の組織図

対策本部の本部員

本部長	県知事
副本部長	副知事
その他対策班員 (全部局)	総務部長、危機管理・報道局長、政策部長、地域交流部長、文化・観光局長、SSP推進局長、県民環境部長、健康福祉部長、男女参画・こども局長、産業労働部長、農林水産部長、県土整備部長、教育長、県警本部長



佐賀県国民保護対策本部

○ 対策本部内の業務分担・部署の割り当て（県国民保護計画にて規定）

組織名	部署の割り当て (主幹)	主な業務内容
総括対策班	政策部	国及び関係機関からの情報収集・分析、調整及び情報提供、市町からの情報収集、連絡調整事態に応じた体制の整備
情報通信対策班	総務部	情報通信手段の確保に関する事
広報対策班	政策部	広報による県民への情報提供、協力要請
被災者支援等対策班	政策部	ライフラインに関する事、他対策班所管外の支援に関する事
組織支援対策班	総務部	庁内応援支援要員の確保・配分調整に関する事、市町応援職員の派遣調整に関する事、応援機関等からの派遣要員受入れ等に関する事
地域交流対策班	地域交流部	避難、救援等における緊急輸送手段、交通手段の確保等に関する事、外国人の避難・救援に関する事
文化・スポーツ対策班	文化・観光局 SSP推進局	県管理施設等からの情報収集
県民環境対策班	県民環境部	廃棄物に関する事、ボランティア活動に関する事
健康福祉対策班	健康福祉部 男女参画・こども局	避難施設の運営体制の整備に関する事、避難住民等に対する医療、救護の措置に関する事、食料、生活必需品等の提供に関する事、避難施設の設置運営に関する事、避難住民の健康管理に関する事、要配慮者対策に関する事
産業労働対策班	産業労働部	食料、生活必需品等の確保・輸送に関する事、協定締結団体への支援要請、日赤へ炊き出し要請に関する事
農林水産対策班	農林水産部	食品・飲料水及び生活必需品等の物資の確認
県土整備対策班	県土整備部	緊急輸送ネットワークの確保に関する事、住宅の提供に関する事
文教対策班	教育委員会事務局	避難、救援における学校施設の確保に関する事、生徒、児童等の安全確保に関する事
公安対策班	警察本部	住民及び生活関連施設等の安全確保に関する事、住民等への情報伝達に関する事、交通規制、交通管理に関する事

2. 避難住民への救援等

【救援等の実施項目】

国民保護法等に基づき、以下の救援等を行う。

項目	内容
収容施設の供与	ホテルの手配
食品の給与及び飲料水の供給	食料・水の手配
生活必需品の給与及び貸与	生活必需品の手配
避難者の健康管理に関する事項	保健師の派遣 透析等患者の通院先案内
電話その他の通信設備の提供	避難先の通信設備に係る状況確認
避難者の移送	福岡空港から収容施設までの輸送手段の手配

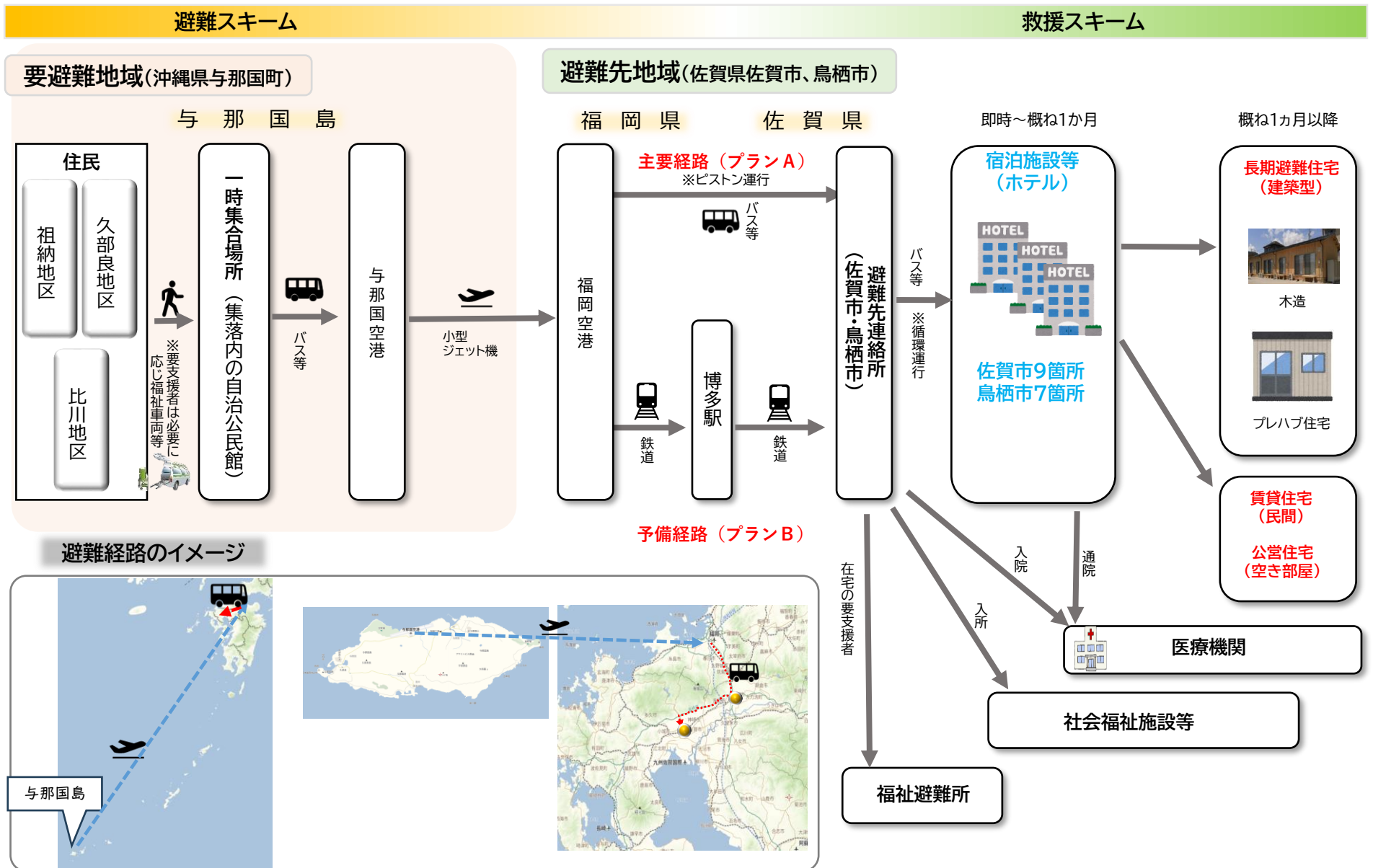
【関係機関等一覧】

機関名	部署	分野
佐賀県	政策部 危機管理・報道局 危機管理課	総括
	地域交流部 交通政策課 地域交通システム室	輸送
	健康福祉部 健康福祉政策課	医療
	健康福祉部 医務課	医療
	健康福祉部 生活衛生課	収容施設
	健康福祉部 社会福祉課	物資
佐賀市	総務部 危機管理防災課 防災対策係	避難先連絡所 収容施設
鳥栖市	総務部 総務課 防災係	避難先連絡所 収容施設

※庁内関係部局・関係自治体・関係機関は今後の進捗に応じて追加

与那国町民を佐賀県で受入れる場合の流れの全体イメージ（一案）

与那国町（人口約1,700名）が、佐賀県に島外避難することとなった場合の、避難から受入れまで一連の流れは以下のイメージ



輸送手段の確保

輸送計画について（一案）

考え方

○福岡空港からの本県への輸送については、準備等に万全を期すため、**受入県で手配**。

※ 福岡空港から避難先連絡所（佐賀市、鳥栖市）までの避難住民の輸送は「避難」と整理し、その輸送手段の確保は一義的に避難元県である沖縄県の実施すべき措置であるところ、法13条の規定により当該措置の実施に当たり佐賀県に応援を求めることとなることを想定

本計画における検討

佐賀県の整理

○福岡空港～避難先連絡所（佐賀市、鳥栖市）間は基本的にバス輸送とする。

・大型バス（定員55名：正座席45名・補助約10名）3台を福岡空港への到着に合わせて運行。
（※航空機が約1時間おきに到着する想定になっているため、最低でも12台のバスが必要）

○バスの手配が困難な場合、鉄道輸送とする。

○避難先連絡所（佐賀市、鳥栖市）～各ホテル間はバス輸送とする。

・佐賀市及び鳥栖市にて、それぞれバス2台ずつ運行。

バスの調達要領

- 航空機 1 便当たりの搭乗者は、最大で150名と想定する。
- 福岡空港から避難先連絡所への移動は、乗降時間を含め、片道で約 1 時間30分を要することから、移動(佐賀→福岡)及び避難 (福岡→佐賀) を 3 班、休憩・給油を 1 班の合計 4 班体制とし、オペレーションに必要な台数は12台とする。
- 避難先連絡所から各ホテルへの移動は、 2 台のバスを循環させるため、オペレーションに必要な台数は 4 台とする。
- 合計16台のバスの調達先については、**大型バスを多く保有し、避難先となる佐賀市、鳥栖市周辺に拠点を構えている以下の 6 事業者から調達することにし、調達できない場合は、関係団体を通じ、県内の事業者から調達する。**

企業名	大型バスの保有状況
A社	41台
B社	15台
C社	9台
D社	9台
E社	5台
F社	3台

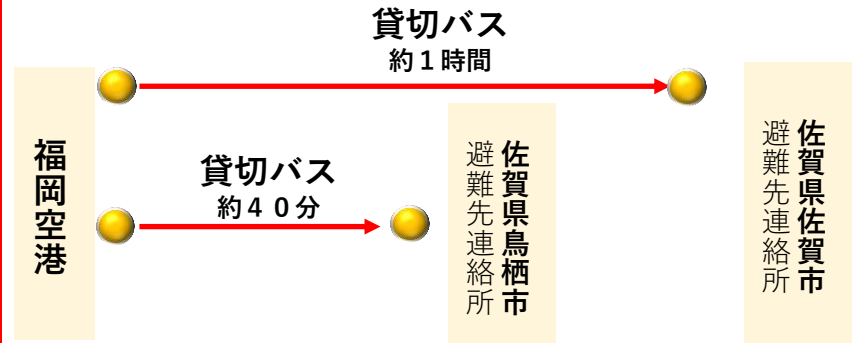
【輸送計画】福岡空港⇒佐賀県内の避難先連絡所までの主要な経路等（一案）

- 福岡空港到着後の経路は、以下の2パターンの経路で佐賀県佐賀市及び鳥栖市の避難先連絡所に移動することを想定
- 避難住民等の把握の容易さを重視し、貸切バスをピストン運行する経路を主要経路とする



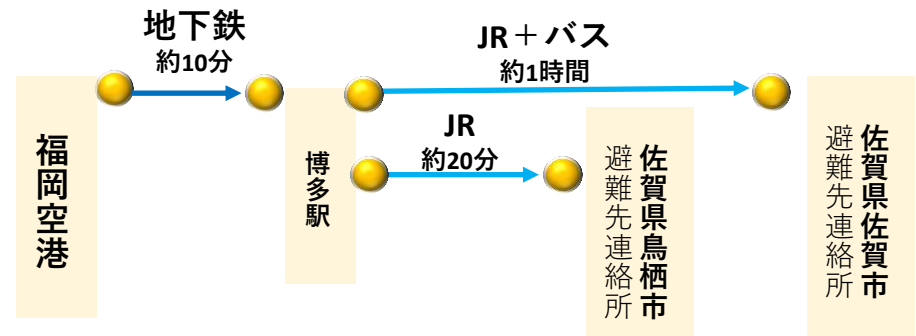
地図：Google Earth

主要経路（プランA）



メリット：乗り換えがないため避難住民等の把握が容易
課題：航空機の横で乗車できない場合はバスの乗車や待機の場所が必要

予備経路（プランB）



プランAでの輸送が困難な場合は鉄道を利用

福岡空港における避難誘導等の要領(一案)

○福岡空港到着後は、以下の要領でチャーターバスに乗り換え、九州自動車道経由で佐賀県の避難先連絡所へ向かう

バスへの乗り換え要領

- ① 東門でCAB職員等の案内(先導)で空港敷地内へ
- ② 所定の位置で与那国町の住民を乗車させる。
- ③ 東門から空港外道路へ、都市高経由で太宰府ICへ

※与那国からの飛行機はオープンスポットに駐機
※スポットは19、20、23、24、25、26を使用

東門

ゲート開閉
(CAB職員等)

spot spot spot spot spot spot
26 25 24 23 20 19

東門

福岡空港及び周辺道路の状況

フライトスケジュール及びバス運行ダイヤ

○令和6年度沖縄県訓練における与那国町の避難実施要領（案）の集合時間や航空機の運用ダイヤを参考に、受入先の連絡所に到着するまでの一連のタイムテーブルを以下のとおり整理

与那国島内		与那国空港		福岡空港		避難先地域	
便	集合時間	与那国空港 出発	福岡空港 到着	福岡空港 出発	避難先の 市	連絡所 到着	集合～ 到着まで 経過時間
1	6:50	9:00	11:10	11:40	佐賀市	12:40	5:50
2	8:00	10:10	12:20	12:50	鳥栖市	13:30	5:30
3	9:10	11:20	13:30	14:00	鳥栖市	14:40	5:30
4	10:20	12:30	14:40	15:10	鳥栖市	15:50	5:30
5	11:30	13:40	15:50	16:20	鳥栖市	17:00	5:30
6	12:40	14:50	17:00	17:30	佐賀市	18:30	5:50
7	13:50	16:20	18:30	19:00	佐賀市	20:00	6:10
8	15:00	17:30	19:40	20:10	佐賀市	21:10	6:10
9	16:10	18:40	20:50	21:20	佐賀市	22:20	6:10
10	18:20	19:50	22:00	22:30	佐賀市	23:30	6:10
11	18:30	21:00	23:10	23:40	佐賀市	0:40	6:10
12	19:40	22:10	0:20	0:50	鳥栖市/佐賀市	1:30/2:20	5:50/6:40

※1便当たりの輸送人数は最大150人と想定

※航空機が到着後、30分後にバスが出発すると想定

※No.12については鳥栖市で降車させた後、佐賀市に移動するため、佐賀市への移動時間を90分で想定

考え方

- 避難住民の円滑な受入れのため、次のような機能を有する**拠点施設（＝避難先連絡所）**が必要。
（主な機能）
 - ・避難住民の**受入窓口**（本人確認、健康状態の確認等）
 - ・避難先施設（ホテル）への輸送までの**一時的な宿泊先**
- 避難先連絡所の選定に当たっては、**必要な機能や広さなど受入先市町村と調整の上、適当な施設を決定する。**
（避難住民数によっては、複数の施設を選定）

本計画における検討

佐賀県の整理

- 佐賀市における避難先連絡所は「**SAGAアリーナ**」または「**SAGAプラザ**」とする。
- 鳥栖市における避難先連絡所は「**鳥栖市民体育館**」または「**鳥栖市定住・交流センター（以下「サンメッセ鳥栖」という。）**」とする。
（主な理由）
 - ・冷暖房が完備され、**一時的な宿泊先として、航空機による避難者（約150名／1便）の個人スペースの設置が可能な広さ**であること
 - ・**ホテルへの移送や、物資の保管、配送が容易**であること

【拠点施設】佐賀市における避難先連絡所について

- 他県からの避難住民等の受入れに関して、可能な限り速やかにホテルの安心して生活できる施設に案内するため、避難住民の佐賀市到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- また、各収容施設等への移動拠点としての役割及びホテルの施設で即座に受入れができない場合の一時的な宿泊を見据えて体制を確立するため、市内の大型施設の中から、「SAGAアリーナ」を避難先連絡所とした。

名称：SAGAアリーナ（佐賀県佐賀市日の出2丁目1-10）
建築構造：地上4階建、鉄筋コンクリート（一部鉄骨造）
敷地面積：168,000平方メートル
建築面積：16,694平方メートル
延床面積：29,800平方メートル
駐車場：492台（北側〔B1〕350台、南側〔B4〕142台）



【拠点施設】 SAGAアリーナレイアウト及び動線

SAGAアリーナ（1階）

- 基本的な動線
- ■ ■ ■ 1泊する場合の動線

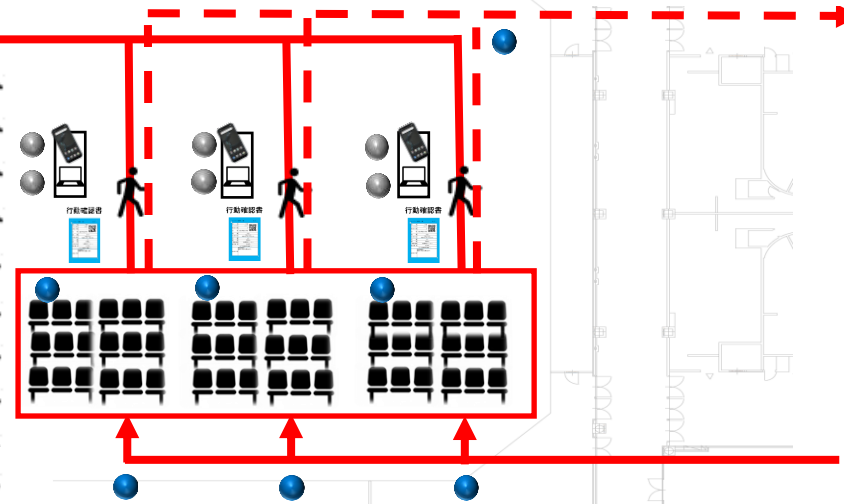
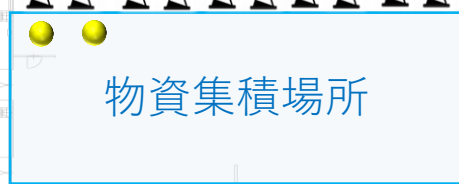
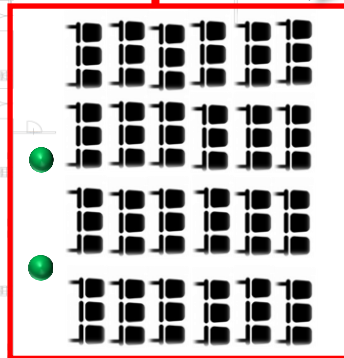


【拠点施設】 SAGAアリーナレイアウト及び動線



待合スペース
(バス乗車前)

サブアリーナへ
一時宿泊場所



- 案内・誘導
- 本人確認、受入施設の確認・連絡等
- 避難先の案内、留意事項の説明
- バス運転手との調整
- 物資の仕分け、配分調整



【拠点施設】佐賀市における避難先連絡所について

- 他県からの避難住民等の受入れに関して、可能な限り速やかにホテルの安心して生活できる施設に案内するため、避難住民の佐賀市到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- また、各収容施設等への移動拠点としての役割及びホテルの施設で即座に受入れができない場合の一時的な宿泊を見据えて体制を確立するため、市内の大型施設の中から、「SAGAプラザ」を避難先連絡所とした。

名称：SAGAプラザ（佐賀県佐賀市日の出1丁目21-15）

建築構造：地上2階建、鉄骨鉄筋コンクリート

敷地面積：約30,000平方メートル

建築面積：約10,200平方メートル

延床面積：12,235平方メートル

駐車場：214台（西側〔A1〕214台）

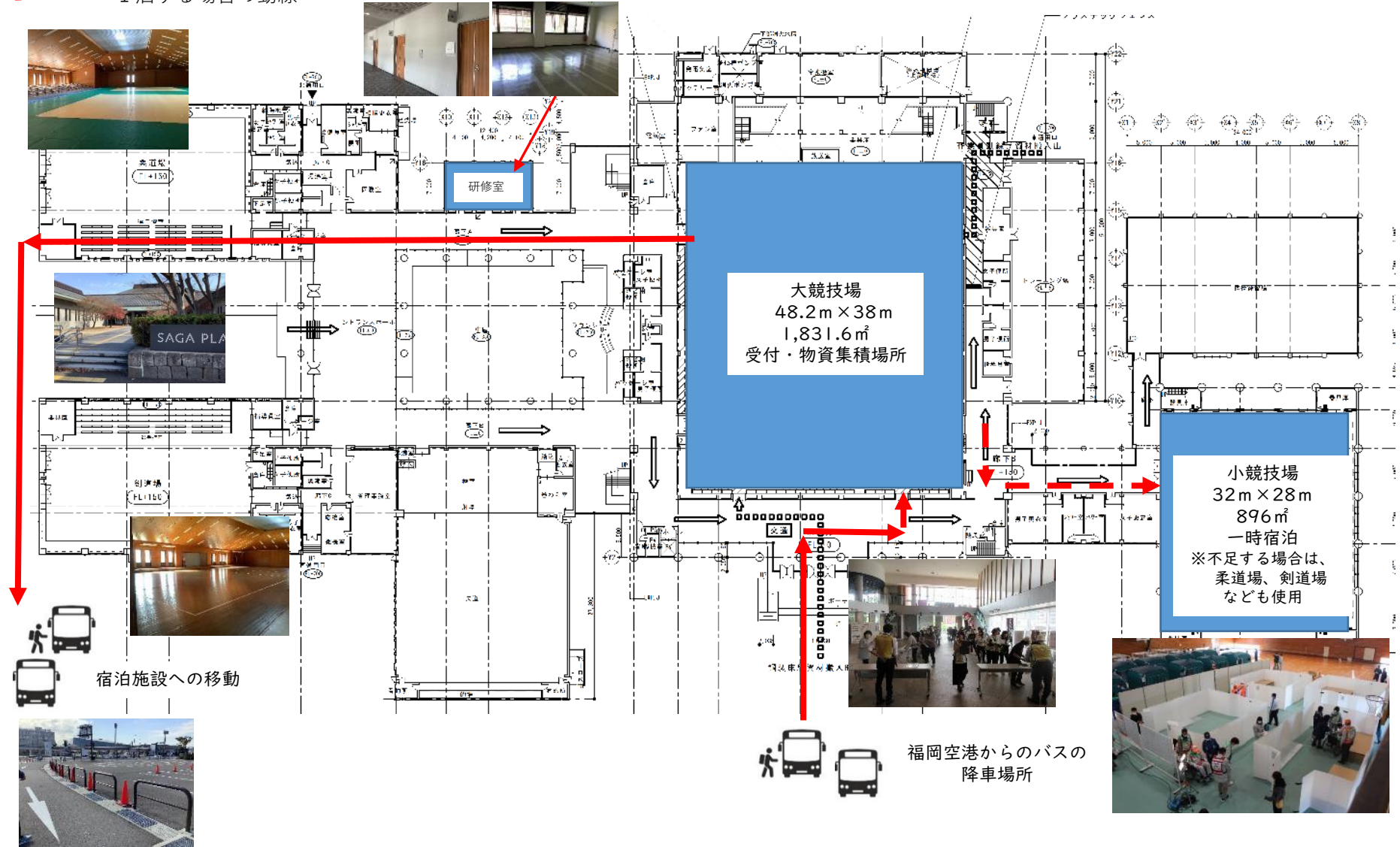
※隣接する佐賀市文化会館にも駐車場（384台）有



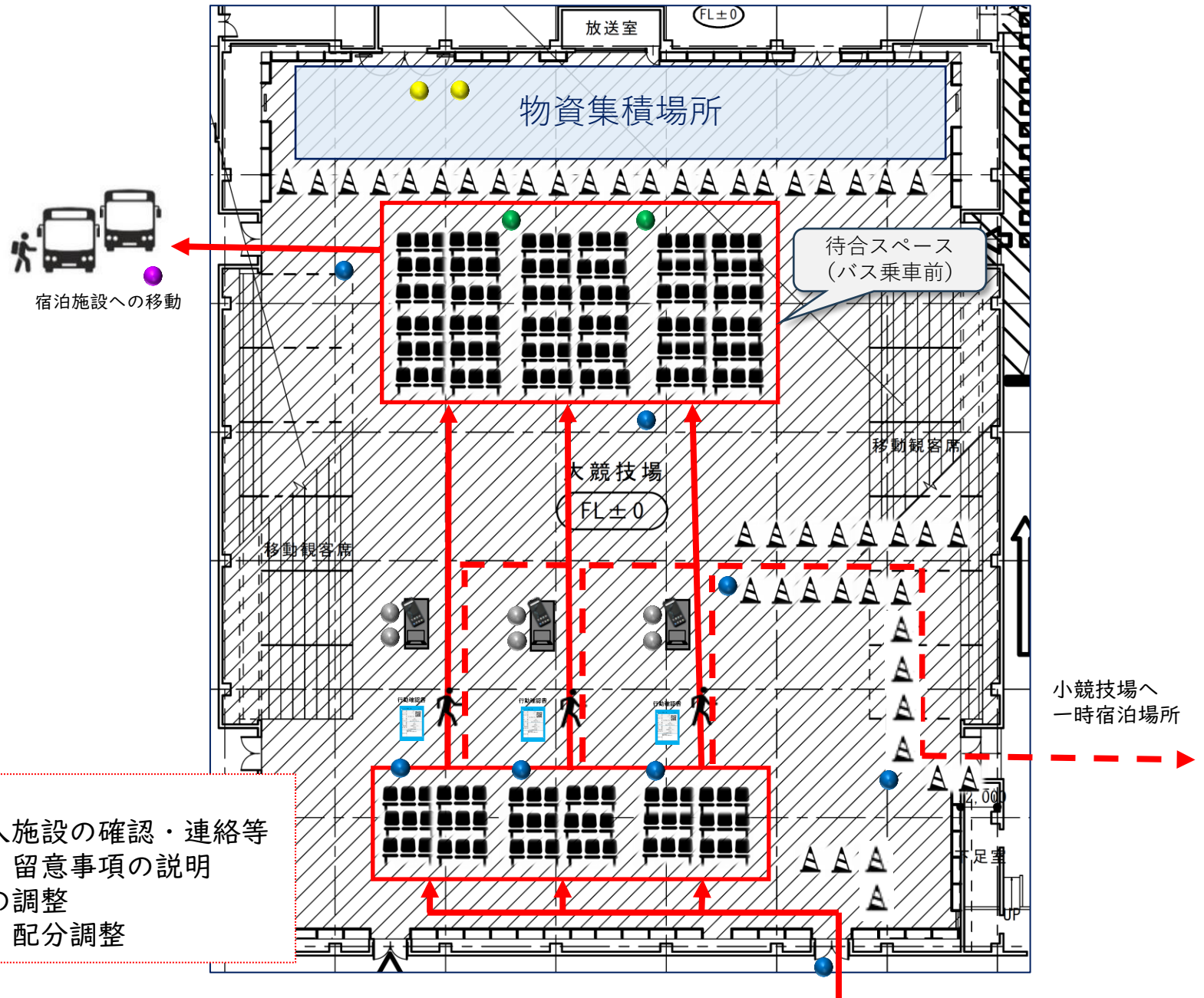
【拠点施設】SAGAプラザレイアウト及び動線（一案）

SAGAプラザ（1階）

- 基本的な動線
- ■ ■ ■ 1泊する場合の動線



【拠点施設】 SAGAプラザレイアウト及び動線



- 案内・誘導
- 本人確認、受入施設の確認・連絡等
- 避難先の案内、留意事項の説明
- バス運転手との調整
- 物資の仕分け、配分調整

【拠点施設】鳥栖市における避難先連絡所について

- 他県からの避難住民等の受入れに関して、可能な限り速やかにホテルの安心して生活できる施設に案内するため、避難住民の鳥栖市到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、**避難先連絡所を設置する。**
- また、各収容施設等への**移動拠点としての役割**及びホテルの施設で即座に受入れができない場合の**一時的な宿泊を見据えた体制を確立**するため、市の所管施設で、一挙に150名程度の避難住民を受け入れることが可能な「**鳥栖市民体育館**」を**避難先連絡所**とした。

名称：鳥栖市民体育館（佐賀県鳥栖市宿町926番地）

建築構造：地上2階建、鉄筋コンクリート造・屋根鉄骨造

敷地面積：約13,000平方メートル

建築面積：約 2,646平方メートル

延床面積：約 3,499平方メートル

駐車場：約 7,200平方メートル 北側300台（第1駐車場）

【鳥栖市民体育館の概要】

1階ロビー：配食スペース、健康相談、看護師・保健師待機場所等

柔道場・剣道場：避難住民の宿泊（冷暖房完備）

シャワー施設：6基（男女：各3基）

(サブ)アリーナ：物資集積所

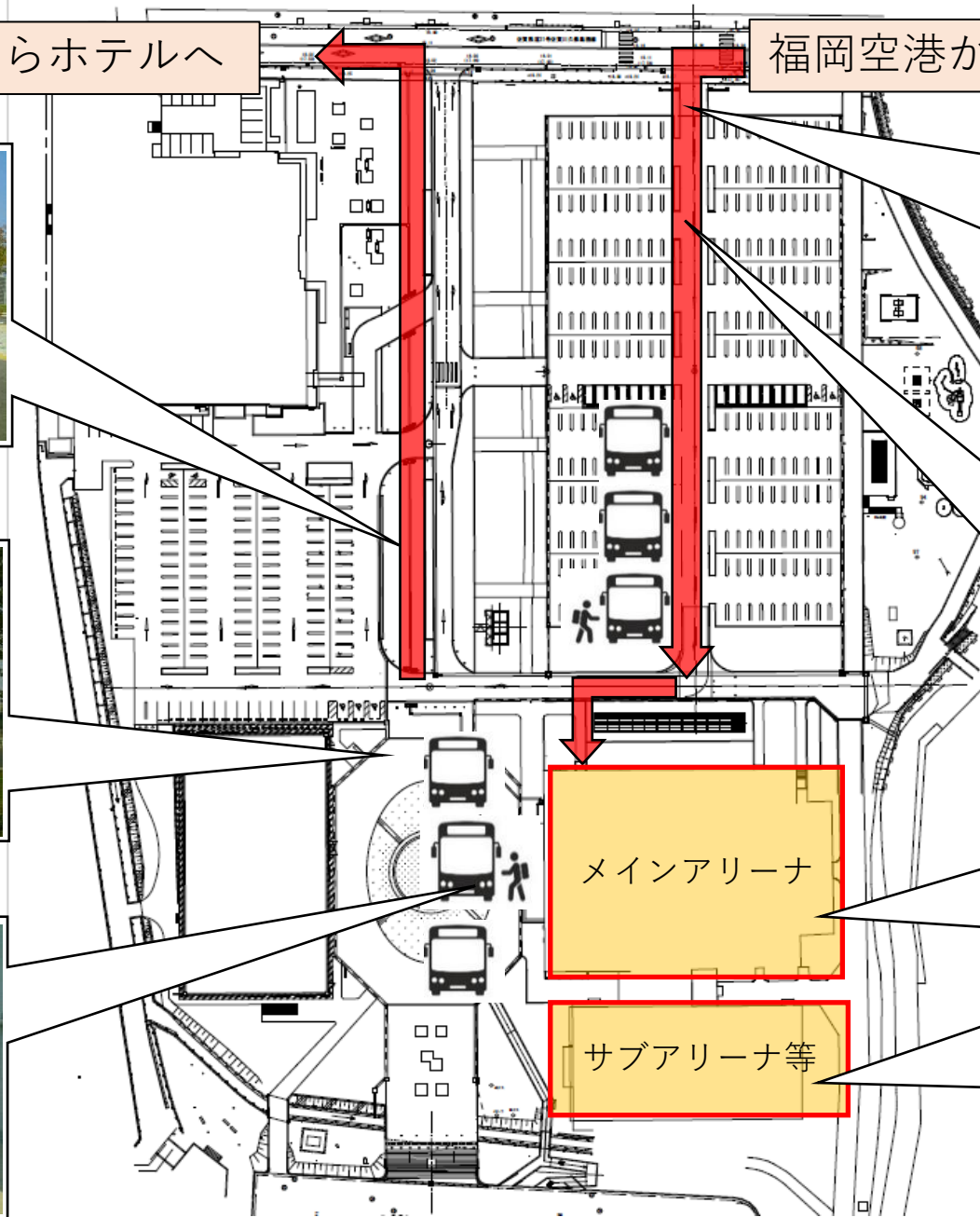
※上記対応事例を参考にしたレイアウト及び動線案は別紙のとおり



【拠点施設】鳥栖市民体育館レイアウト及び動線【1 / 3 (全体図)】 (一案)

避難先連絡所からホテルへ

福岡空港から避難先連絡所へ



メインアリーナ

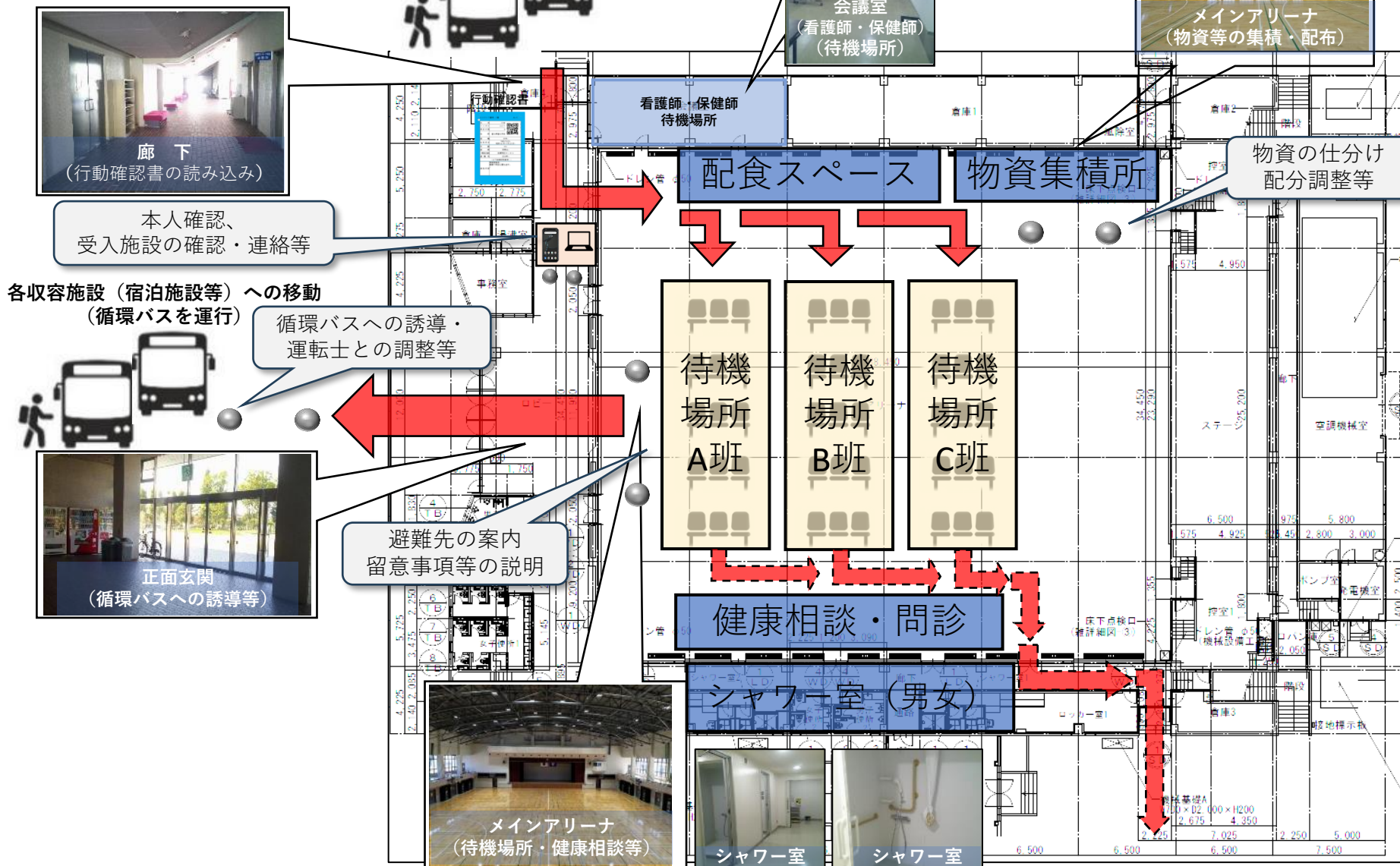
サブアリーナ等

【拠点施設】鳥栖市民体育館レイアウト及び動線【2 / 3 (移送・検診等)】 (一案)

鳥栖市民体育館 (1階)

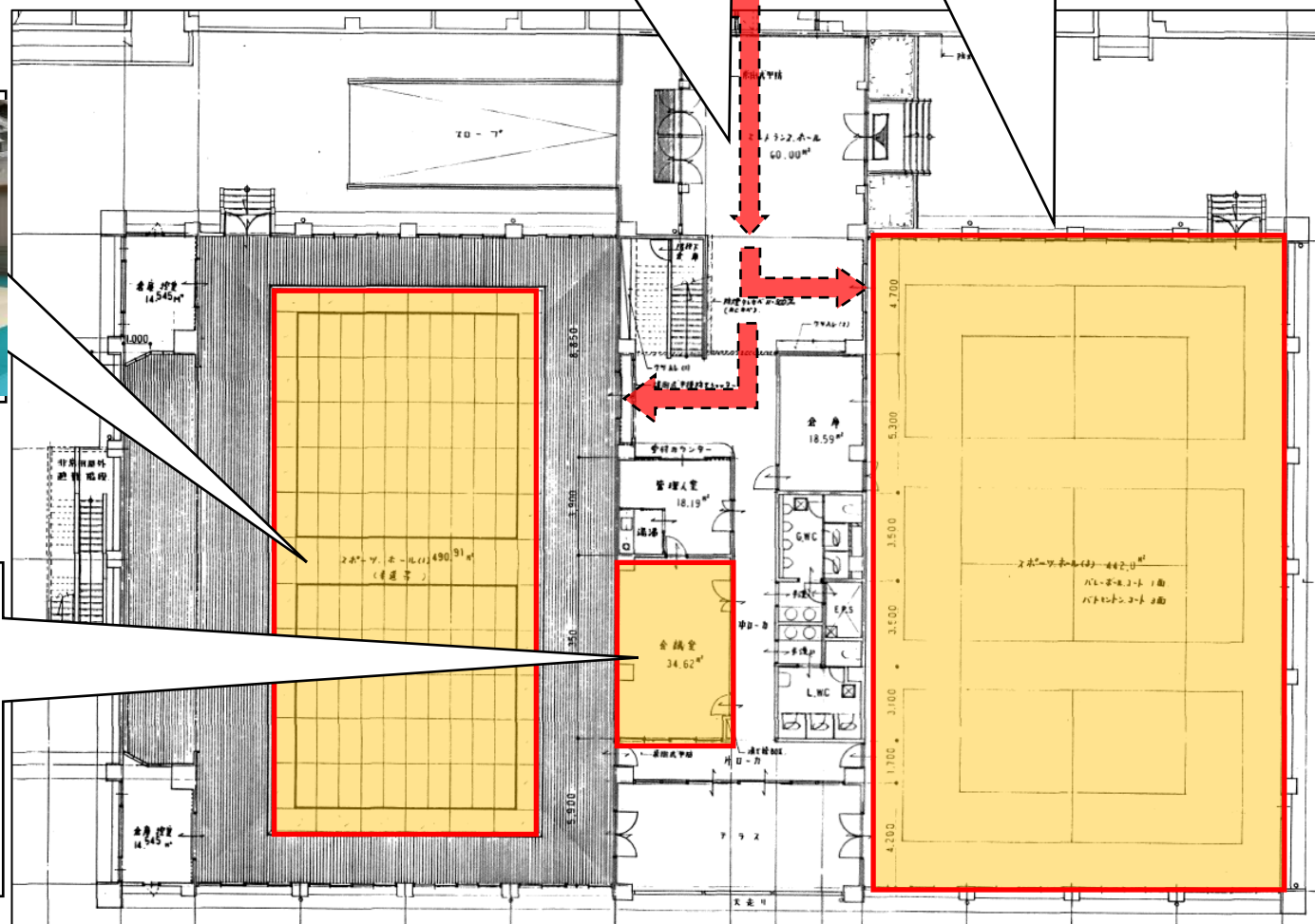
- 基本的な動線
- 1泊する場合の動線

各収容施設 (宿泊施設等) への移動
(循環バスを運行)



【拠点施設】鳥栖市民体育館レイアウト及び動線【3 / 3 (一時的な宿泊)】 (一案)

	面積	収容人員
柔道場	490.91㎡	245人
サブアリーナ	442.00㎡	221人
会議室	34.62㎡	17人
※ 収容人員：2㎡あたり1人で換算		



【拠点施設】鳥栖市における避難先連絡所について

- 他県からの避難住民等の受入れに関して、**可能な限り速やかにホテルの安心して生活できる施設に案内するため**、避難住民の鳥栖市到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、**避難先連絡所を設置する。**
- また、各収容施設等への**移動拠点としての役割**及びホテルの施設で即座に受入れができない場合の**一時的な宿泊を見据えた体制を確立**するため、市の所管施設で、過去の災害で避難所としての使用実績があり、そのノウハウ等も活用できる「**サンメッセ鳥栖**」を**避難先連絡所**とした。

名称：サンメッセ鳥栖（佐賀県鳥栖市本鳥栖町1819番地）

建築構造：地上6階建、鉄筋コンクリート一部鉄骨造

敷地面積：約13,000平方メートル

建築面積：約 1,567平方メートル

延床面積：約 5,945平方メートル

駐車場：約 6,300平方メートル 北側180台

【参考：令和4年9月台風11号時の対応事例／71世帯・158名】

1階ロビー：配食スペース、健康相談、看護師・保健師待機場所等

各部屋・ホール：避難住民の宿泊（冷暖房完備）

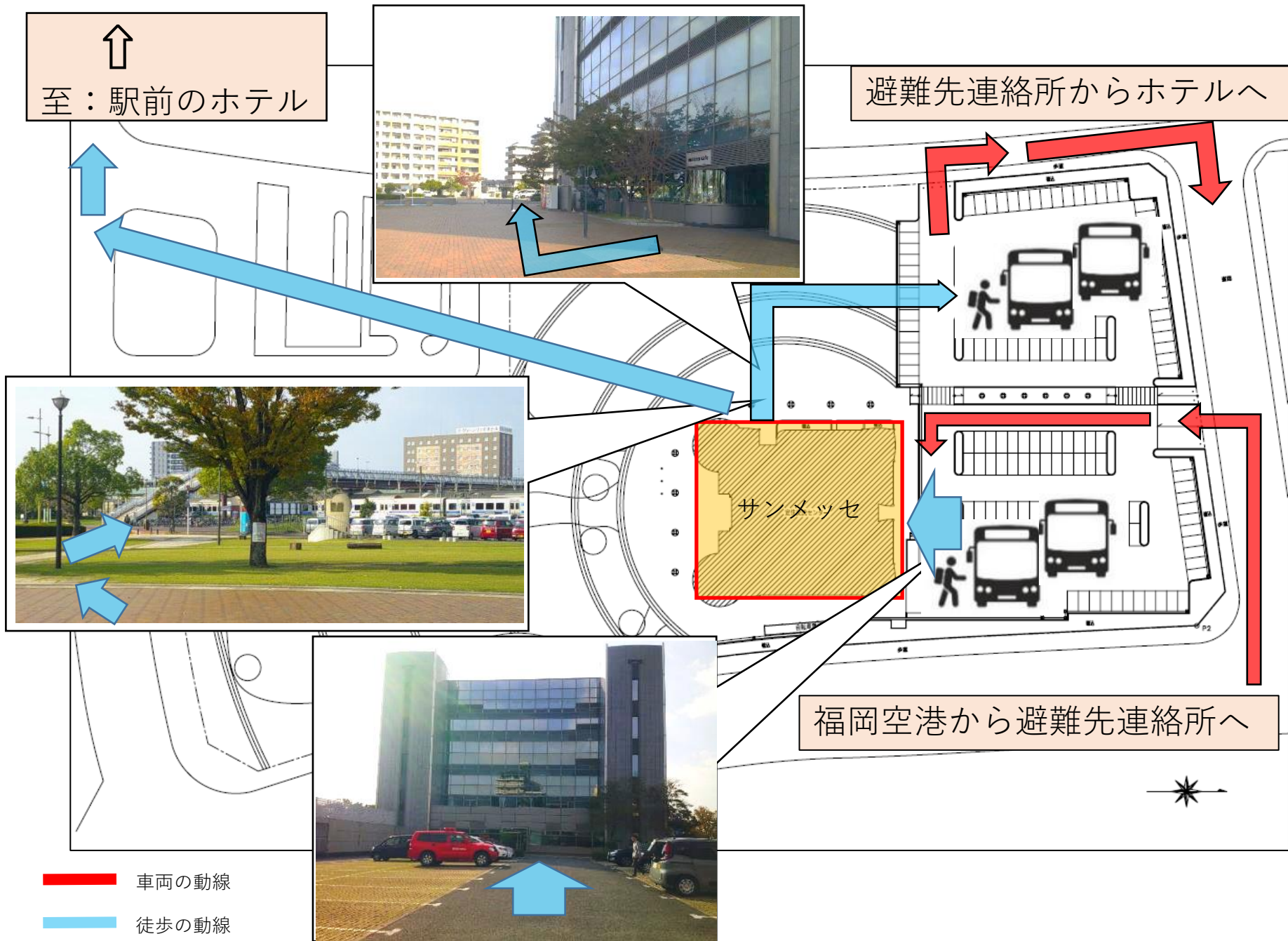
給湯施設：ガス台・ガス給湯器/各階、3階調理室（レンジ等）

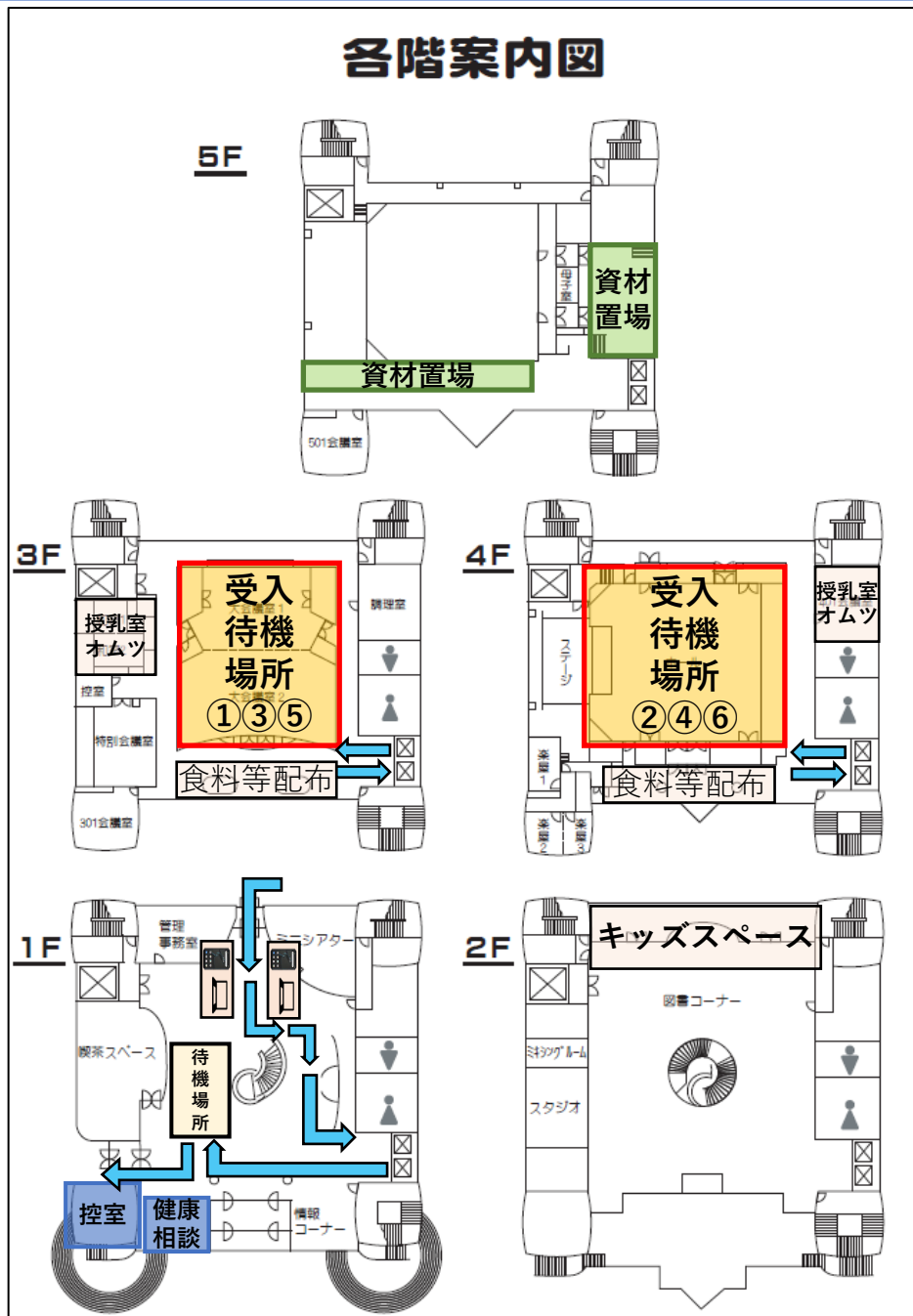
5階展示ロビー：物資集積所

※上記対応事例を参考にしたレイアウト及び動線案は別紙のとおり



【拠点施設】サンメッセ鳥栖レイアウト及び動線【1 / 2 (全体図)】 (一案)



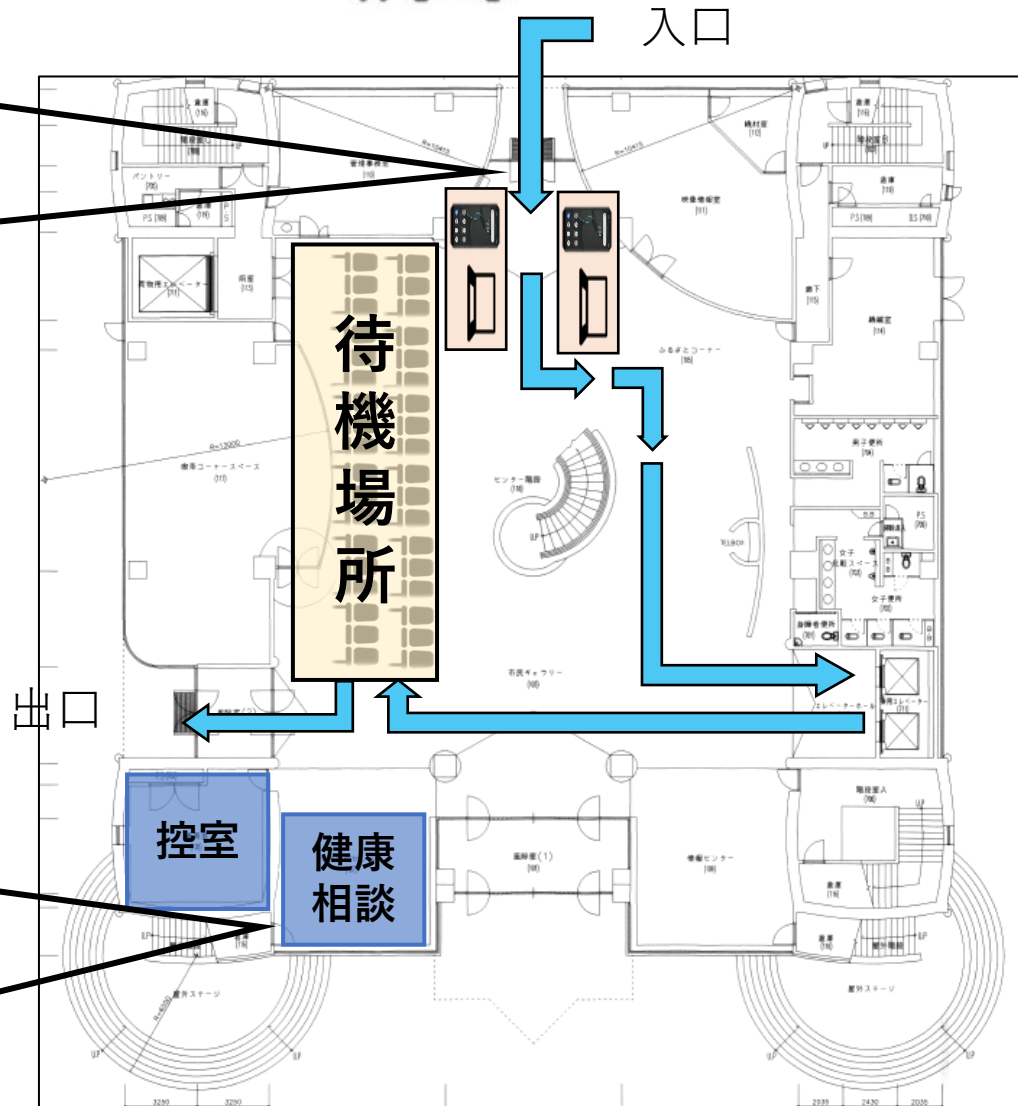


【拠点施設】サンメッセ鳥栖レイアウト及び動線（一案）

サンメッセ鳥栖（1階）

各収容施設（宿泊施設等）への移動
（循環バスを運行）

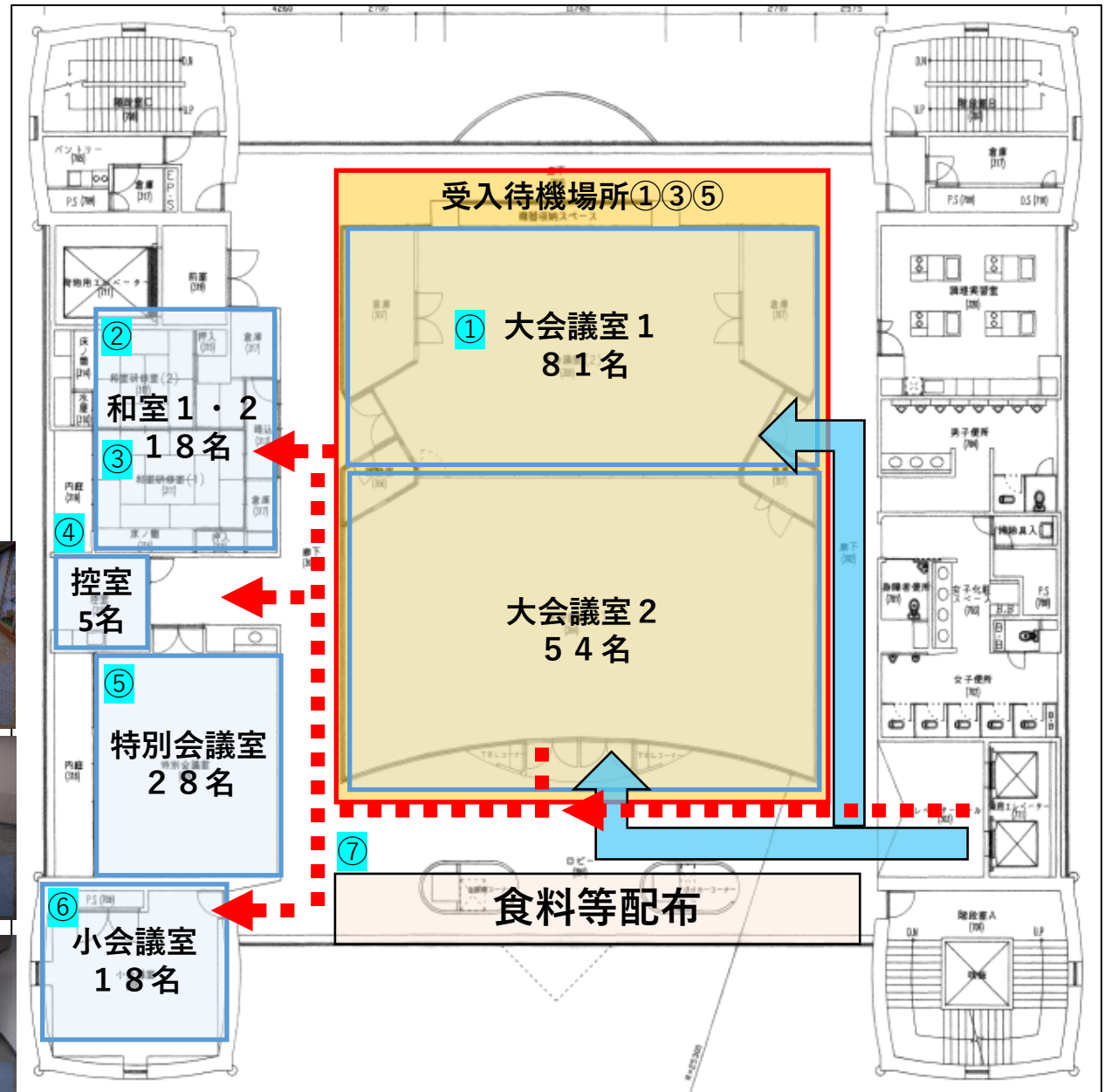
- 基本的な動線
- ■ ■ ■ 1泊する場合の動線



【拠点施設】サンメッセ鳥栖レイアウト及び動線（一案）

サンメッセ鳥栖（3階）

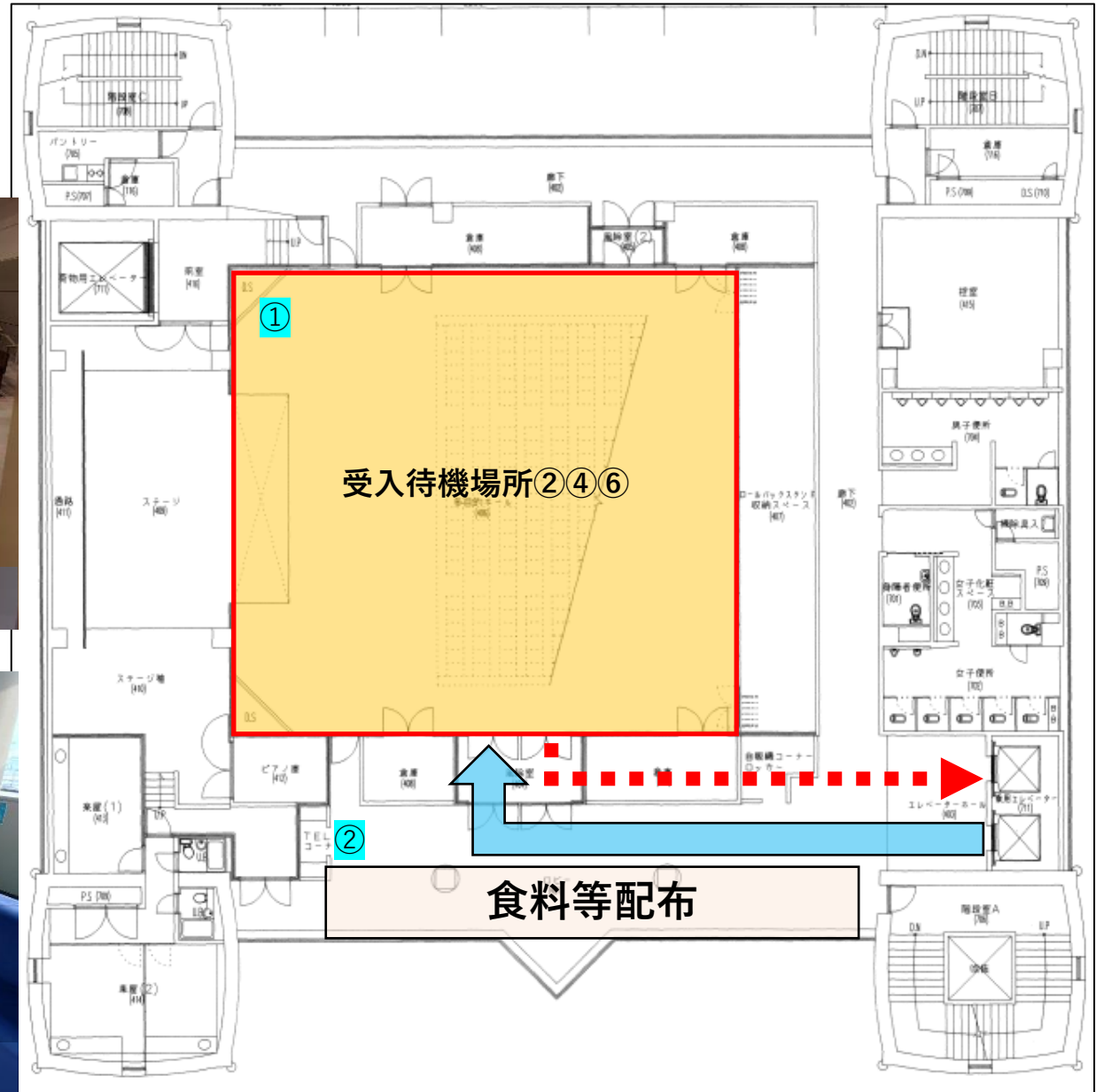
- 基本的な動線
- ■ ■ ■ ■ 1泊する場合の動線



【拠点施設】サンメッセ鳥栖レイアウト及び動線（一案）

サンメッセ鳥栖（4階）

- 基本的な動線
- ■ ■ ■ 1泊する場合の動線



収容施設(ホテル等)の供与

考え方

- 受入れ検討の対象期間は避難当初の1か月間であることから、**ホテルでの受入**を基本とする。
- 施設及び部屋の割り振りについては、避難生活への影響を最小限とするため、**地区／家族単位などでコミュニティを維持**できるよう調整。

本計画における検討

佐賀県の整理

- 避難当初は**ホテルで受け入れる**。
- 実際の受入れにあたっては与那国町総務課と県危機管理防災課がそれぞれ窓口となって調整
- ホテルは、**拠点施設（避難先連絡所）から移動しやすいこと、駅周辺など交通アクセスが良いこと、地区／家族単位などでコミュニティの維持が可能となる一定規模の収容数を有すること**を考慮して選定し、県がホテルに依頼を行う。
- ホテルへの割り振りに際しては、**避難元自治体のコミュニティ維持の観点から同一地区の住民は近隣の収容施設に割り振るよう調整**する。また、部屋の割り振りは家族単位を基本に調整する。
- ホテルの割り振り、部屋割りは、佐賀市・鳥栖市が行う。

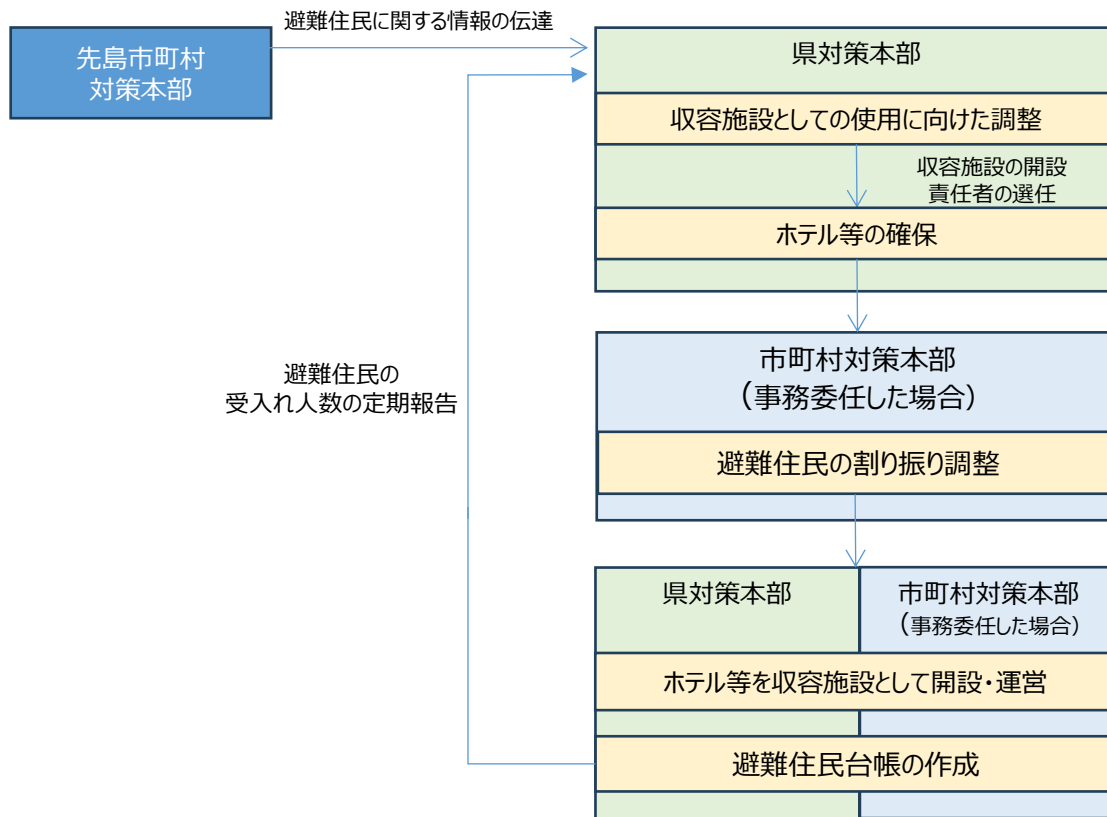
収容施設の供与（一案）

○収容施設の供与に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署		役割
県対策本部	被災者支援等対策班 健康福祉対策班	ホテル等の確保のための調整 避難住民の台帳管理、避難住民数の全体把握 食事・飲料水・生活必需品の給与に係る調整 避難住民のニーズに係る調整・対応
市町村対策本部		確保されたホテル等への避難住民の割り振り調整 収容施設の供与に係る事務の一部（県からの事務委任された場合）
ホテル事業者	〇〇ホテル ホテル△△	必要最小限度のサービスの提供
内閣府政策統括官（防災担当）付		県から救援の支援を求められたときは、必要な支援を実施

収容施設の供与（一案）

○収容施設の供与に関する全体調整フローは以下の通り。



※ただし、基準額内でのホテル等の確保が難しい場合は、
県対策本部が内閣府政策統括官（防災担当）付と、
特別協議を実施

収容施設の供与（一案）

避難住民に関する情報の収集・提供

必要な情報			取得タイミング
ホテル等の割当に必要な情報	避難住民数	全数、世帯人数別の総数	避難の指示が出た時点から可能 平時から避難住民の総数（世帯別を含む）については把握可能 ただし、来訪者や別の地域に避難する住民もいるため、増減あり
	世帯情報	世帯構成、子供の年齢（世帯人数が多く分割が必要な場合のみ）	先島諸島出発時点から可能 住民基本台帳で取得可能な情報 （マイナンバーを通じて確認可能）
	考慮事項	就学情報（就学児の有無、学年）、ペット・DV・児童虐待の有無	避難先地域における避難所に到着後に避難住民から取得可能 事前に避難住民が記入する様式を作成しておくことで効率的に取得可能
	要配慮情報	障害の種類・程度、該当項目の確認（乳幼児・妊婦・外国語）、 持病の有無・状態、ケアマネ等の支援者の氏名・連絡先、配偶者等の 常時支援可能な者の有無	先島諸島出発時点から可能 広域搬送のトリアージを行うに当たって、 搬送拠点において医療従事者等が確認して取得可能な情報
個人その他の情報	個人情報	個人番号、氏名、生年月日（年齢）、性別、住民票の住所、世帯主	先島諸島出発時点から可能 住民基本台帳で取得可能な情報 （マイナンバー等の本人確認書類で確認可能）
	その他の基本情報	滞在する避難所情報（避難所の住所、連絡先、メールアドレス）、 食品アレルギー情報、親戚などのその他の連絡先（氏名、住所、 連絡先）	避難先地域における避難所に到着後に避難住民から取得可能 事前に避難住民が記入する様式を作成しておくことで 効率的に取得可能

収容施設としての使用を打診するまでに必要な情報

事前に取得可能							救援の指示を受けた日以降に取得	
項目	ホテル全体の 収容可能人数	収容人数ごとの 部屋数	バリアフリー対応	Wi-Fi等の 設置状況	協定の締結の 有無	担当者の 連絡先	空き状況	宿泊費

収容施設一覧

	施設名称	定員	室数計	客室タイプ別室数					WIFIの有無
				シングル	セミダブル	ダブル	ツイン	その他	
佐賀市	ホテルA	77	62	50	0	4	5	3	全館対応
	ホテルB	66	55	44	0	11	0	0	全館対応
	ホテルC	71	32	9	0	2	14	7	全館対応
	ホテルD	309	230	117	34	54	25	0	全館対応
	ホテルE	151	134	0	117	0	17	0	全館対応
	ホテルF	188	158	105	23	0	30	0	全館対応
	ホテルG	157	143	0	129	2	12	0	全館対応
	ホテルH	578	349	122	0	110	115	2	全館対応
	ホテルI	351	283	189	26	26	42	0	全館対応
小計		1948	1446	636	329	209	260	12	
鳥栖市	ホテルJ	198	128	32	30	0	61	5	全館対応
	ホテルK	132	126	120	0	3	3	0	全館対応
	ホテルL	129	126	115	8	0	2	1	全館対応
	ホテルM	173	153	126	9	0	16	2	全館対応
	ホテルN	174	91	0	48	0	0	43	全館対応
	ホテルO	156	136	0	119	7	7	3	全館対応
	ホテルP	222	199	174	0	6	18	1	全館対応
小計		1184	959	567	214	16	107	55	
合計		3132	2405	1203	543	225	367	67	

収容施設への避難住民割り振り

	施設名称	定員		割り振り	
		人数	室数	利用人数	利用室数
佐賀市	ホテルA	77	62	32	27
	ホテルB	66	55	0	0
	ホテルC	71	32	37	15
	ホテルD	309	230	117	94
	ホテルE	151	134	78	62
	ホテルF	188	158	106	82
	ホテルG	157	143	76	67
	ホテルH	578	349	375	275
	ホテルI	351	283	161	124
小計		1948	1446	982	746
鳥栖市	ホテルJ	198	128	114	66
	ホテルK	132	126	98	89
	ホテルL	129	126	83	79
	ホテルM	173	153	110	90
	ホテルN	174	91	108	71
	ホテルO	156	136	120	100
	ホテルP	222	199	93	79
小計		1184	959	726	574
合計		3132	2405	1708	1320

食品・飲料水の調達・提供

考え方

- 国が自治体等と接触を開始してから実際に避難を開始するまでに一定の期間があり、**物資調達のスキームや事業者の選定等について調整する猶予があるものとする。**
- 能登半島地震の二次避難所としてホテルを活用した際には、災害救助法を適用し、避難住民に食事を提供した場合には、災害救助費の範囲内で支弁しており、同様の対応を想定。

本計画における検討

佐賀県の整理

- 食事の提供は、**県（市）において弁当事業者への外部委託のほか、ホテルでの提供等を行う。**
- 弁当については、**県（市）が別途手配し、配送等に対応。**
- 弁当事業者の対応が困難な場合は、コンビニ等の弁当やパンでの対応も検討。

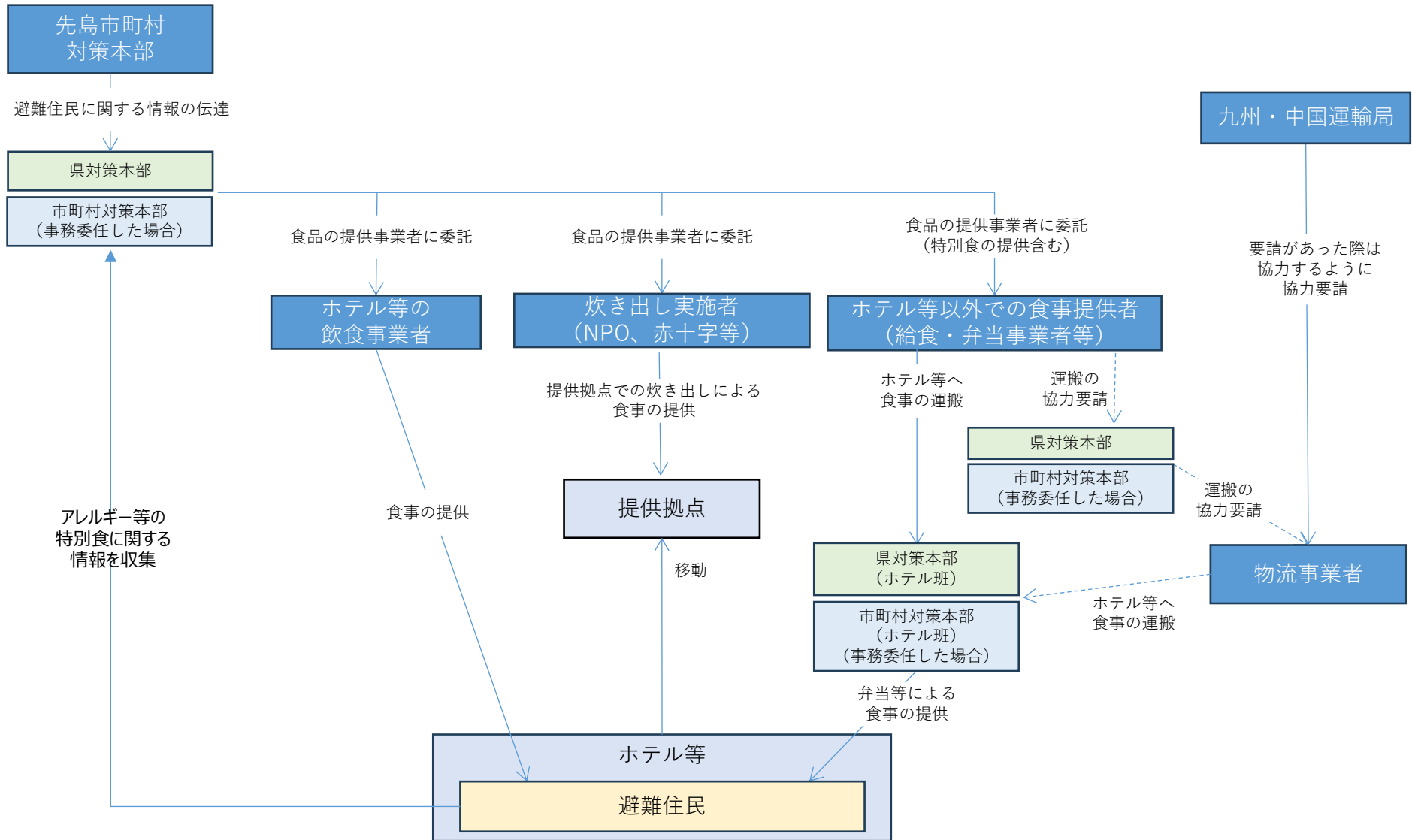
食品の給与（一案）

○食品の給与に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署		役割
県対策本部	被災者支援等対策班 地域交流対策班 健康福祉対策班 産業労働対策班	食料供給に係る関係団体や日本赤十字への協力要請 運搬の協力を事業者から求められた場合に、物流事業者に要請 避難住民に食事の提供（ホテル等に滞在時のみ） 避難住民のアレルギー等の情報取得 ホテルから提供場所までの移手段の調整
市町村対策本部		食品の給与に係る事務の一部（県からの事務委任された場合）
食料供給の 関係団体	県内給食・弁当事業者 食品メーカー 小売業者	食事の調理から収容施設までの引き渡しまで（原則）実施
	日本赤十字	収容施設における炊き出しによる食事の提供を実施
	NPO・ボランティア	
物流事業者	県トラック協会の手配業者	県等からの要請時に、収容施設まで食事の運搬を実施
内閣府政策統括官（防災担当）付		県から救援の支援を求められたときは、物資の供給等の必要な支援を実施

食品の給与（一案）

○ホテル等の滞在時の食品の給与に関する全体調整フローは以下の通り。



※ただし、九州・山口各県は、平時の状態であり、飲食店等は通常営業しているため、避難者へ定額の現金等を支給し、自分の好みに応じた食事を購入する方が満足度は高いと考えられる。

食事（弁当）の調達要領

○原則として、収容施設となっている各ホテルに県（市）において調達した弁当を配布する。

○災害対応のために協定を締結している企業等に提供を依頼する。

企業名	所在地	提供可能な食事	1日あたりの提供可能な食数
A社	神崎市	パン	約5,000コ(※1)
B社	佐賀市	パン、おにぎり、弁当	約1,700食(朝、昼、夕)
C社	佐賀市	弁当	約500食(朝、昼、夕)
D社	佐賀市	弁当	約300食(昼、夕)
E社	佐賀市	弁当	約600食(昼)

※1 配送については、トラック協会を通じ、調整する必要がある。

【その他】

○嚥下機能が低下している高齢者等には、介護食（ソフト食、ミキサー食、ゼリー食）の備蓄食料（2年保存）を予め必要数を購入するようにする。

○離乳食や粉ミルク等については、生活必需品を調達する事業者から購入する。

生活必需品の調達・提供

考え方

- 「食品の供与及び飲料水の供給」と同様に、関係機関との間で**物資調達のスキームを調整する猶予があるものとする。**
- 生活必需品の調達は**自然災害において利用を想定している協定締結の枠組みの活用**を想定。

本計画における検討

佐賀県の整理

- 県と事業者が締結している**災害時応援協定を締結している事業者から調達し、輸送事業者が各ホテルまで配達**を行う。
- 生活必需品の例
 - 洋服、シャツ、パンツ等の下着
 - タオル、靴下、サンダル、傘、コンタクト洗浄液等の身の回り品
 - 配慮を要する者（高齢者、障害者など）の日常生活支援のための用品
 - ・乳幼児用紙オムツ、粉ミルク、離乳食
 - ・女性用生理用品
 - ・高齢者（大人用）オムツ、パッド

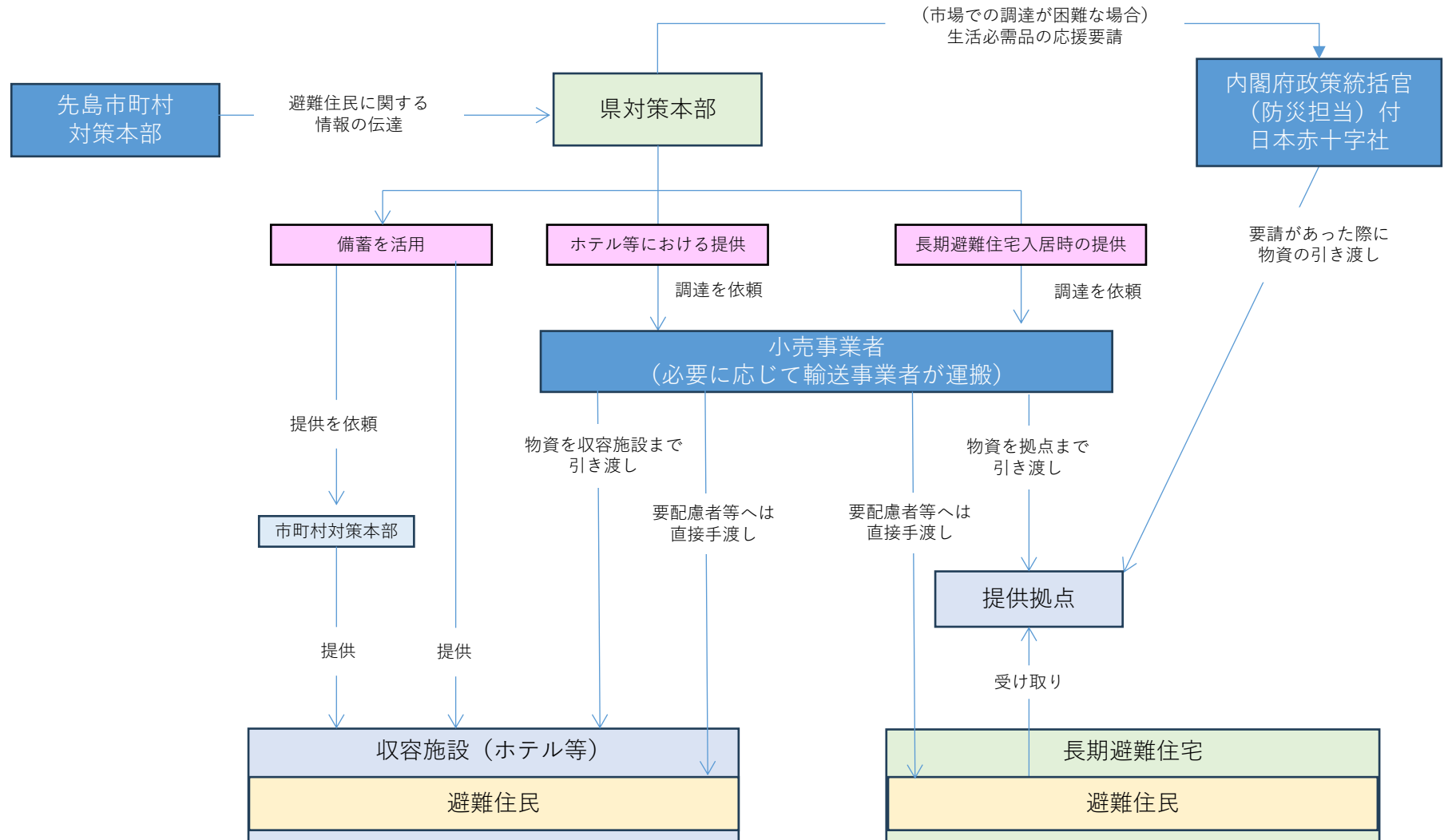
生活必需品の給与又は貸与（一案）

○生活必需品の給与又は貸与に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署		役割
県対策本部	被災者支援等対策班 健康福祉対策班 産業労働対策班	事業者に対して生活必需品の提供を要請 提供拠点を設置・避難住民への引き渡し 備蓄品を避難住民に提供
市町村対策本部		備蓄品を避難住民に提供（県から依頼があった場合） 生活必需品の給与又は貸与に係る事務の一部（県からの事務委任された場合）
小売事業者	災害時の協定締結事業者	県等からの要請時に、取り扱っている生活必需品を調達後、指定の場所に運搬・引き渡しを実施
輸送事業者	災害時の協定締結事業者	県等からの要請時に、小売業者から調達した生活必需品を指定の場所に運搬・引き渡しを実施
内閣府政策統括官（防災担当）付		県から救援の支援を求められたときは、物資の供給等の必要な支援を実施
日本赤十字社		県から救援の支援を求められたときは、物資の供給等の必要な支援を実施

生活必需品の給与又は貸与（一案）

○生活必需品の供与又は貸与に関する全体調整フローは以下の通り。



※ただし、九州・山口各県は、平時の状態であり、小売業者等は通常営業しているため、避難者へ定額の現金等を支給し、自分の好みに応じた日用品を購入する方が満足度は高いと考えられる。

食品・飲料・生活必需品の提供方法

- 食品・飲料・生活必需品の受け渡しは、ホテルのロビー等で行う。
- 食品は3食/日、飲料は食事の際に必要な数を提供する。
- 飲料が不足する場合は、避難住民が常駐スタッフに申し出て、個別に対応する。
- 初日から必要な生活必需品については、避難元と品目・必要数を調整したうえで、ホテルへ到着後に避難住民へ配布する。
- 2回目以降は、定期的に必要な物資の調査を行い、各避難住民のニーズに応じて提供する。
- 要配慮者については、スタッフが個別に部屋まで提供する等、柔軟に対応する。

必要な物資リスト（一案）

飲料水	水
学用品	教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材
	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具
	傘、靴、長靴等の通学用品
	運動靴、体育着、カステネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付ハーモニカ、工作用具、裁縫用具等
被服、寝具及び身の回り品	タオルケット、毛布、布団等の寝具
	洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
	タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等の日用品
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具
	茶碗、皿、箸等の食器
光熱材料	マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固形燃料等の光熱材料
季節用品	寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）
	猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機
高齢者用の消耗品	高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

避難者の健康管理に関する事項

考え方

○慢性疾患への対応、避難者に対する健康管理や公衆衛生的な医療ニーズに対応する要領を検討する。

本計画における検討

佐賀県の整理

避難先連絡所への保健師派遣について

【対応方針】

- 早期に避難者全員の健康状態を把握することが望ましいため、避難直後に保健師による問診を行う。
- 避難者は問診がスムーズに進むように、事前問診票を避難先連絡所到着までに記載。
(避難前に与那国町にて事前問診票を記載し、データ共有いただくことも検討)
- 保健師の調整は県にて実施。県に在籍する保健師は約80名。
- 初回の保健師による問診手順
 - ・避難日当日に佐賀市、鳥栖市それぞれの避難先連絡所に保健師を派遣。
 - ・避難先連絡所へ約1時間ごとに150人が到着
 - ・保健師は避難者が到着後（もしくは避難前日まで）に、事前問診票をチェック。
 - ・個別問診時に、基礎疾患のある方、健康面に不安のある方で、希望する方には医療機関を案内。
- 初回の問診以降は必要に応じて対応。
- 要配慮者については別途対応。次年度以降検討。

本計画における検討

佐賀県の整理

透析患者への対応について

【対応方針】

- 与那国町のかかりつけ医において、診療情報提供書（紹介状）を作成してもらい、**事前に病院に患者情報を提供してもらう。**
- 患者の負担軽減を図るため、**避難先ホテル近傍にある医療機関を利用する。**

	医療機関名
佐賀市	医療機関A
	医療機関B
	医療機関C
鳥栖市	医療機関D

通信設備の提供

考え方

- 避難先は、平時で、携帯電話や既存のwi-fiは問題なく使用できる状況と想定する。
- ホテルの避難所での通信体制の確保要領を検討する。
- 通信設備のないホテルや避難先連絡所等については、新たな通信設備を確保する必要がある。

本計画における検討

佐賀県の整理

- 避難住民の収容施設として使用するホテル16施設には、全てwi-fiが設置されているため、これらを活用する。
- 避難先連絡所であるSAGAアリーナ（佐賀市）、SAGAプラザ（佐賀市）には、wi-fiが設置されており、これらを活用する。
- wi-fiが使用できないホテルや避難先連絡所では、ホームルーターなどを設置し対応する。

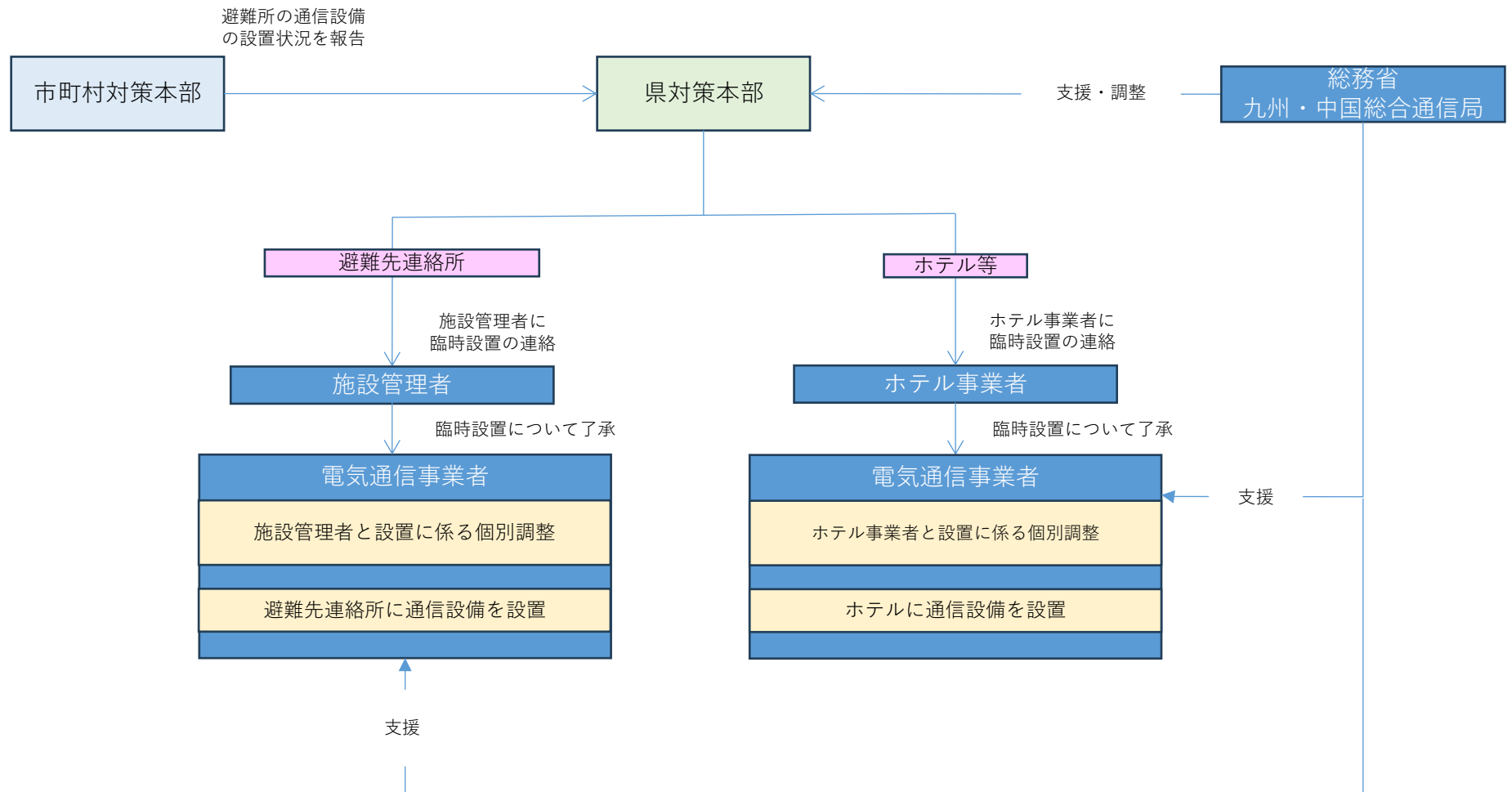
通信設備の提供（一案）

○通信設備の提供に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署		役割
県対策本部	情報通信対策班	電気通信事業者に通信設備の提供を協力要請
ホテル事業者	〇〇ホテル	ホテル等や避難先連絡所に通信設備がなく、避難住民のために臨時の設置をする場合に限り、通信設備の提供に関する個別調整の協力
	ホテル△△	
電気通信事業者	N T T 西日本株式会社	県からの要請を受けて、ホテル等において通信設備を臨時に設置
	K D D I 株式会社	
	ソフトバンク株式会社	
	株式会社 N T T ドコモ	
	楽天モバイル株式会社	
内閣府政策統括官（防災担当）付		県から救援の支援を求められたときは、必要な支援を実施
総務省九州・中国総合通信局		電気通信事業者との調整を支援

通信設備の提供（一案）

○通信設備の提供に関する全体調整フローは以下の通り。



3. 要配慮者の受入れ調整

検討を進める上での前提的な事項

1 検討の目的

要配慮者の受入れに係る必要な手順や方法などのプロセス及び準備事項や役割分担の整理等について、九州・山口各県、沖縄県、内閣官房を始めとした関係省庁等が連携の上、九州・山口各県において検討を進めていき、検討の成果を作成しつつ、検討の過程において抽出された論点や課題を共有し、対応策について検討を行うとともに、本検討を通じて、避難住民を受け入れるに当たっての実効性を高める。

2 検討における前提事項

九州・山口各県は、平時と同様の経済活動が維持されており、医療・福祉の提供体制についても平時と同様の体制が維持されていると想定する。自然災害では、発災直後に建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し救出救助活動が開始され、救出された傷病者に対して医療の提供を行うが、国民保護における本検討の想定は、武力攻撃予測事態下において住民が避難を行うものであり、武力攻撃災害による傷病者は発生しない。

沖縄県先島5市町村から九州・山口各県への避難に要する期間は6日程度とする。

3 検討対象期間

本検討の対象期間は避難当初の約1か月間とする。

4 沖縄県先島5市町村と九州・山口各県の組み合わせ

避難元市町村と避難先(受入)県の設定案(「宮古島市⇒福岡県・熊本県・宮崎県・鹿児島県」、「多良間村⇒熊本県」、「石垣市⇒山口県・福岡県・大分県」、「竹富町⇒長崎県」、「与那国町⇒佐賀県」)は考慮しないものとする。

5 避難側での検討を踏まえた整理

要配慮者に関する検討は避難側が先行していることから、避難側における検討内容を受入側に反映しつつ、避難側との連携を考慮の上、医療従事者や福祉・介護関係者等と協議を行いつつ、検討を進めていく。

モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

避難住民の受入れに係る初期的な計画(令和6年度における検討)で設定した市町村をベースに、要配慮者の受入れ調整に関する検討(モデル検討)の対象とする受入れ地域を次のとおり選定する。

【 モデル検討対象地域(市町村) 】

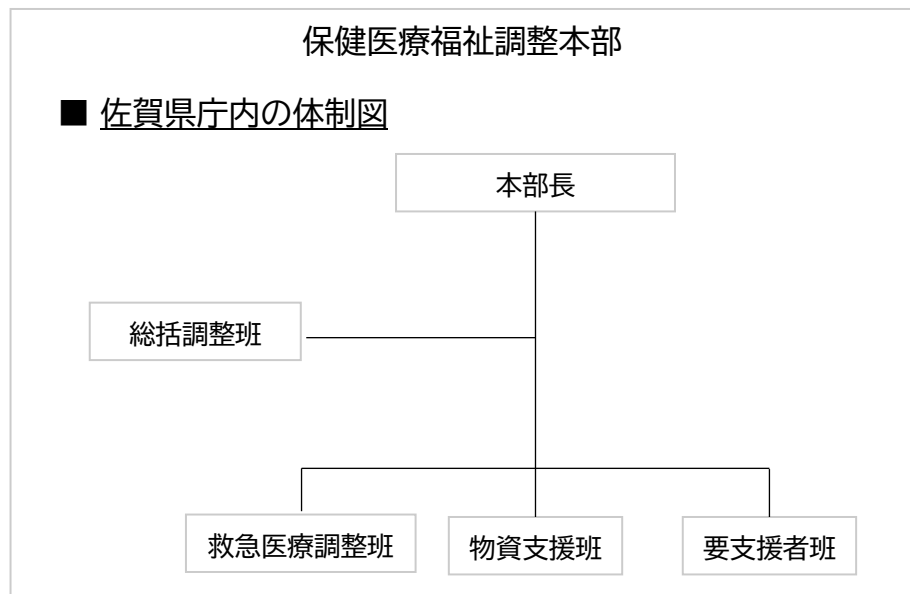
佐賀市、鳥栖市

No.1

要配慮者の受入体制と保健医療福祉活動に関する連携

(1)佐賀県国民保護対策本部内の保健医療福祉調整活動に係る体制(県庁内関係部局の役割)

佐賀県国民保護対策本部の下に、医療・保健・福祉支援の司令塔である保健医療福祉調整活動に係る体制を下図のとおり構築し、関係機関との連携、情報収集・分析、保健医療福祉活動チームの派遣調整等を一元的に実施する。



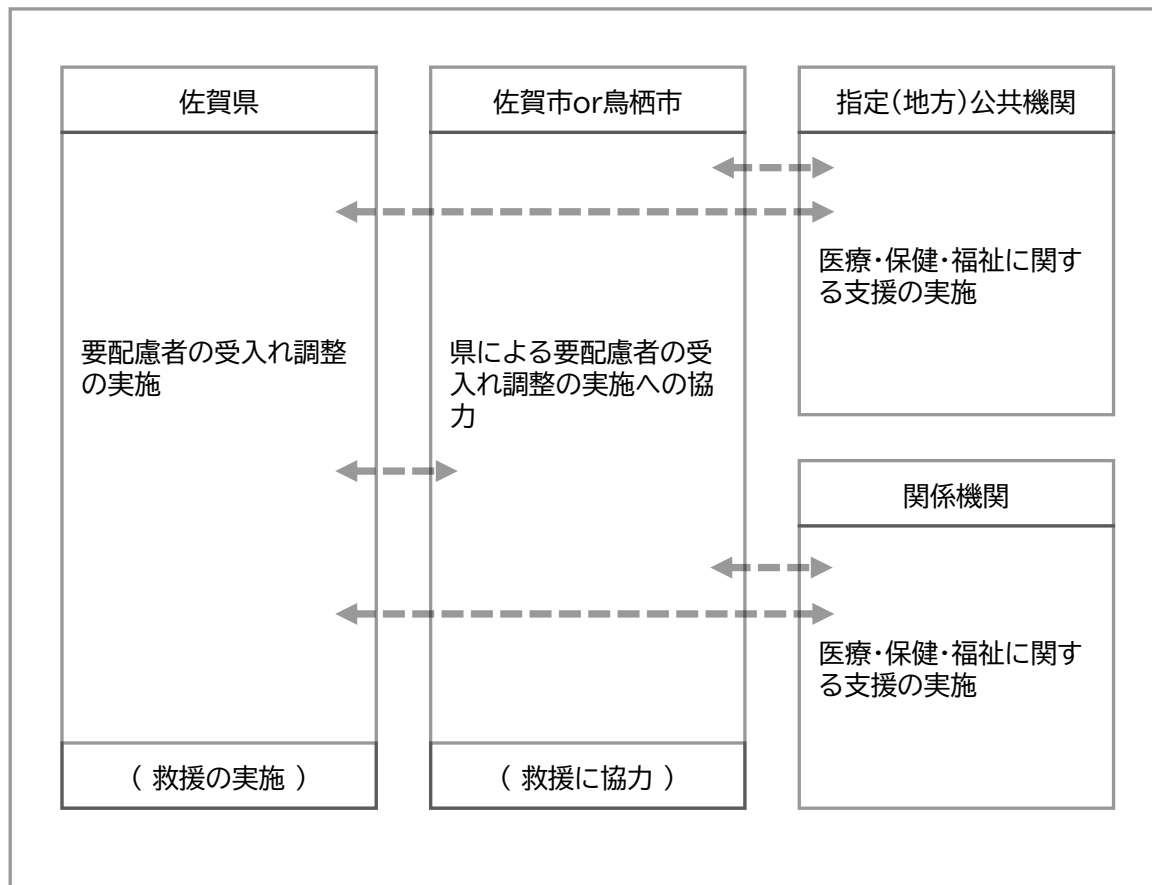
■ 佐賀県庁各担当部局の役割

班名	担当課室	役割
総括調整班	健康福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・全体調整、活動記録 ・輸送手段の全体調整
救急医療調整班	医務課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の健康相談、巡回 ・医師会、看護協会との連絡調整
物資支援班	薬務課	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品や医療資機材等の確保
要支援者班	健康福祉政策課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども家庭課 医務課 交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者受入時の支援(付添者の確保) ・関係団体等との連絡調整 ・医療機関の空き状況確認 ・施設の空き状況の確認 ・要配慮者搬送に使用する福祉車両の調整・確保

(2)佐賀県、佐賀市、鳥栖市、指定(地方)公共機関、関係機関の役割・連携

佐賀市、鳥栖市、指定(地方)公共機関、関係機関における役割を整理の上、要配慮者の受入れ調整に係る一元的な連携体制を構築する。

■ 佐賀県、佐賀市、鳥栖市、指定(地方)公共機関、関係機関の連携体制



■ 佐賀市・鳥栖市の役割

必要に応じて、県による要配慮者の受入れ調整の実施への協力(医療・保健対応、要配慮者支援等)

■ 指定(地方)公共機関・関係機関の役割

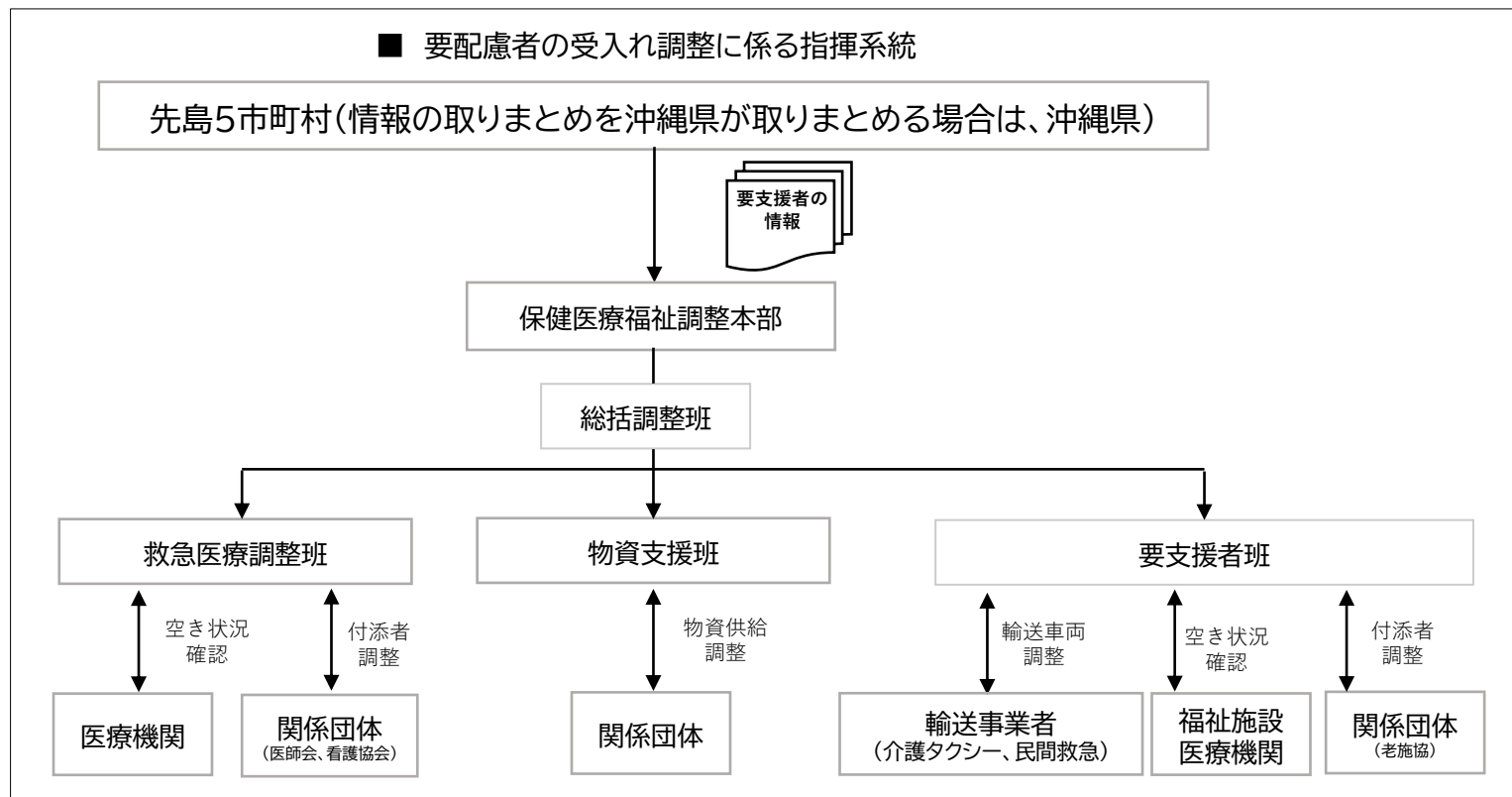
機関名	役割
日本赤十字社 佐賀県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・受入時の支援 ・避難後の健康管理のための巡回支援
一般社団法人佐賀県 医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・受入時の支援 ・避難後の健康管理のための巡回支援
公益社団法人佐賀県 看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・受入時の支援 ・避難後の健康管理のための巡回支援
関係団体 (老施協、など)	<ul style="list-style-type: none"> ・受入時の支援 ・各施設への避難者の受入れ

(3) 受入施設への要配慮者の受入れ調整に係る指揮系統と調整フロー

要配慮者の受入れ調整に際して、それぞれのセクションにおける指示や報告の流れを明確にし、意思決定の迅速化と一貫性を確保するため、次のとおり指揮系統を整えた上で、受入れの調整フローを整理した。

【調整フロー】

- 1 社会福祉施設への入所及び医療機関への入院調整を行うために必要となる要配慮者の情報を、与那国町から佐賀県が入手。
- 2 先島5市町村(情報の取りまとめを沖縄県が取りまとめる場合は、沖縄県)から提供を受けた要配慮者の情報を基に佐賀県が医療機関、福祉施設、輸送機関等と調整を開始。
- 3 佐賀市・鳥栖市における医療機関及び社会福祉施設等の空き状況を佐賀県が把握。
- 4 受入れ可能な医療機関及び社会福祉施設等への要配慮者の振分けを佐賀県が実施。



No.1-2 要配慮者の受入れ調整にあたり最低限必要となる情報及び連携方法について

(1)搬送手段や受入施設の決定のために最低限必要となる情報の整理

要配慮者の区分を基に、要配慮者の搬送手段や受入施設を決定する際に最低限必要となる情報について、基礎的な情報、医療や介護に関する情報を次のとおり整理した。

区分		基礎的な情報	医療や介護に関する情報
在宅要配慮者	高齢者・要介護者		ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、要介護区分
	身体障害者		ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 身体障害者手帳
	知的障害者		ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 療育手帳
	精神障害者		ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 精神障害者保健福祉手帳
	外来人工透析	①氏名(読み仮名を含む) ②年齢 ③性別 ④生年月日 ⑤住所 ⑥緊急連絡先	主な疾患名、症状・状態 投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 使用中の医療機器、ADL(日常生活動作)のレベル(全介助、見守り程度等) 透析の種類(血液透析・腹膜透析・併用) 透析スケジュールと最終透析日 シャント部位(右・左、上腕・前腕、自己血管・人工血管) 1回の透析時間 透析液流量と血流量 透析液と抗凝固剤 体重(ドライウエイト) 通常の血圧
	在宅酸素患者	⑦アレルギー情報	主な疾患名、症状・状態 投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 使用中の医療機器、ADL(日常生活動作)のレベル(全介助、見守り程度等)
	在宅人工呼吸器患者	⑧感染症の有無	主な疾患名、症状・状態 投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 使用中の医療機器、ADL(日常生活動作)のレベル(全介助、見守り程度等)
	妊産婦		妊娠週数、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) ADL(日常生活動作)のレベル(全介助、見守り程度等)
社会福祉施設等	高齢者施設入所者		ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、要介護区分 行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等)
	障害者施設入所者		ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など) 食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ) 入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、障害者手帳 行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等)
機関医療	入院患者		主な疾患名、症状・状態、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法) 使用中の医療機器、ADL(日常生活動作)のレベル(全介助、見守り程度等) 使用している補助具(車いす、杖、歩行器など)、食事制限・摂食嚥下の状況

(1)搬送手段・受入施設の決定フロー

沖縄県から連携された要配慮者に関する情報、受入市町村に所在する受入施設及び要配慮者を搬送するにあたり使用可能なアセットを考慮した上で、要配慮者の分類等に応じた搬送手段と受入施設の決定フローについて、次のとおり整理した。

■ 要配慮者の受入れに係る搬送手段・受入施設の決定フロー

※先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテル旅館もしくは社会福祉施設等、社会福祉施設等に入所の方は同種の社会福祉施設等、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送すると想定した上で決定フローの検討を実施した。

- ・ 受入施設の機能を考慮の上、空き状況を確認。
- ・ 利用可能な車両等の輸送手段の確認。
- ・ 先島5市町村(情報のとりまとめを沖縄県が取りまとめる場合は、沖縄県)から提供された要配慮者に関する情報を基に対象者の状態を把握。
- ・ ADL、介護認定、障害等級、疾病情報等の評価を実施。
- ・ 呼吸管理、経管栄養、吸引等の医療的ケアの継続有無の確認。
- ・ 医療従事者や介助者、家族等の付添い同行者の確認。
- ・ 個々の要配慮者の状態等を総合的に勘案して、ホテルor社会福祉施設等or医療機関の選定を実施
- ・ 搬送先の受入施設までの搬送距離、搬送経路の確認。
- ・ 受入空港、受入港でのメディカルチェックを踏まえ、適切な受入施設・搬送手段の決定。

No.2

要配慮者の受入施設の把握方法・
搬送手段の把握方法、洗い出し

(1)佐賀県内に所在する社会福祉施設等の把握

沖縄県国民保護訓練において整理を行った、要配慮者の各区分における「行政の支援を要する者」のうち、社会福祉施設等に入所の方については、以下の種別の施設に入所されていることから、同種施設の空き状況の把握方法について、検討を行った。

【先島5市町村からの要配慮者が入所していた社会福祉施設等の種別】

【高齢者施設】

- ・養護老人ホーム
- ・老人短期入所施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・認知症対応型共同生活介護事業所(GH)
- ・軽費老人ホーム
- ・介護老人保健施設

【障害者施設】

- ・障害者支援施設(施設入所支援)
- ・障害者支援施設(短期入所)
- ・グループホーム(共同生活援助)

■ 社会福祉施設等の空き状況の把握方法について

【庁内担当部局で保有・把握しているアセットに関するリストや情報】

➢ 県が指定する社会福祉施設等の施設名称、種別、住所、連絡先

○長寿社会課

- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・老人短期入所施設
- ・認知症対応型共同生活介護事業所(GH)
- ・介護老人保健施設

○障害福祉課

- ・障害者支援施設(施設入所支援)
- ・障害者支援施設(短期入所)
- ・グループホーム(共同生活援助)

【空き状況の把握方法】

- ・庁内担当部局が把握する高齢者施設や障害者施設等のリストや情報を確認のうえ、各施設へ空き状況について照会を行う
- ・照会方法については、自治体から各施設へアンケート調査を実施

【社会福祉施設等における関係機関】

- ・佐賀県老人福祉施設協議会
- ・公益社団法人 佐賀県社会福祉士会

(1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法

【陸上アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるのか、自治体や関係機関等が保有する陸上搬送の候補になり得る佐賀県内のアセットについて、次のとおり把握方法に関する検討を行った。

■ 陸上搬送に使用することが想定されるアセットの把握方法について

【庁内担当部局で保有・把握しているアセットに関するリストや情報】

○消防保安室

- ・県内の消防救急車保有台数
- ・県内の民間救急車保有台数(消防本部が認定した事業者)

【空き状況の把握方法】

○消防機関等が保有する救急車等のアセット

- ・庁内担当部局が把握するのリストや情報を確認のうえ、各消防本部へ空き状況について、直接聞き取りを行う

○公的組織・民間事業者が保有する福祉車両等のアセット

- ・庁内担当部局が把握する高齢者施設や障害者施設等のリストや情報を確認のうえ、各施設が保有する車両の空き状況について照会を行う
- ・照会方法については、自治体から各施設へアンケート調査を実施

(2)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセット情報の整理

【航空アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるのか、自治体や関係機関等が保有する航空搬送の候補になり得る佐賀県内のアセットを次のとおり取りまとめた。

区分		防災ヘリ	警察ヘリ	ドクターヘリ
運用主体/保有法人		佐賀県	佐賀県警察	佐賀大学医学部附属病院 佐賀県医療センター好生館
機種名		BK117D-2 (かちどき)	アグスタ式AW109SP型 (かさぎ)	Bel429型 (佐賀県ドクターヘリ)
出動要請窓口		佐賀県防災航空隊	佐賀県警察航空隊	佐賀大学医学部附属病院 連航管理室
保有台数		1台	1台	1台
航続距離		約740(km)	非公表	約754(km)
巡航速度		250(km/h)		240(km/h)
夜間・悪天候時の飛行		不可	可 (原則としてVMCが維持できること。 状況に応じてその都度可否を判断)	不可
運用可能な時間帯		日出 ~ 日没	24H	8時30分から日没30分前
定員		11名 (うち操縦士2名、隊員2名)	8名	7名
搭乗 可能 人員	重担送	1名	非公表	1名
	担送	1名		2名
	護送	2名		2名
	独歩	5名		2名
医療従事者の同乗可否		可		可
ストレッチャーや医療機器の搭載可否		可		可
医療用電源の有無		有		有
重症患者の搬送可否		可		可

No.3

受入空港・受入港からの要配慮者の搬送と受入施設

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

沖縄県・先島5市町村から避難を行う要配慮者について、受入空港・受入港に到着後、佐賀県の受入施設に搬送を行うに当たり、沖縄県国民保護訓練において検討されている要配慮者の分類と島外搬送手段等を基に、佐賀県において、要配慮者の代表的な事例ごとの受入施設、搬送手段や搬送経路、搬送時の付添い等について次頁以降のスライドのとおり、パターン別のモデル検討を行った。

沖縄県国民保護訓練における検討との連携

沖縄県国民保護訓練において検討されている、要配慮者の分類や代表的な事例の設定について、その検討内容を佐賀県において基礎的なものとして取扱うことで、検討上共通的な要素を活用することにより、沖縄県との連携を図る。

受入空港・受入港の設定

沖縄県国民保護訓練における検討内容を踏まえ、受入空港は福岡空港、鹿児島空港とし、また受入港は鹿児島港として設定する。

要配慮者の分類ごとの搬送先等

先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテルもしくは社会福祉施設等、社会福祉施設等に入所の方は同種社会福祉施設等、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送する想定とする。また、受入施設がホテルとなる方は、避難先連絡所を経由するものとして整理を進める。

■ 受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について

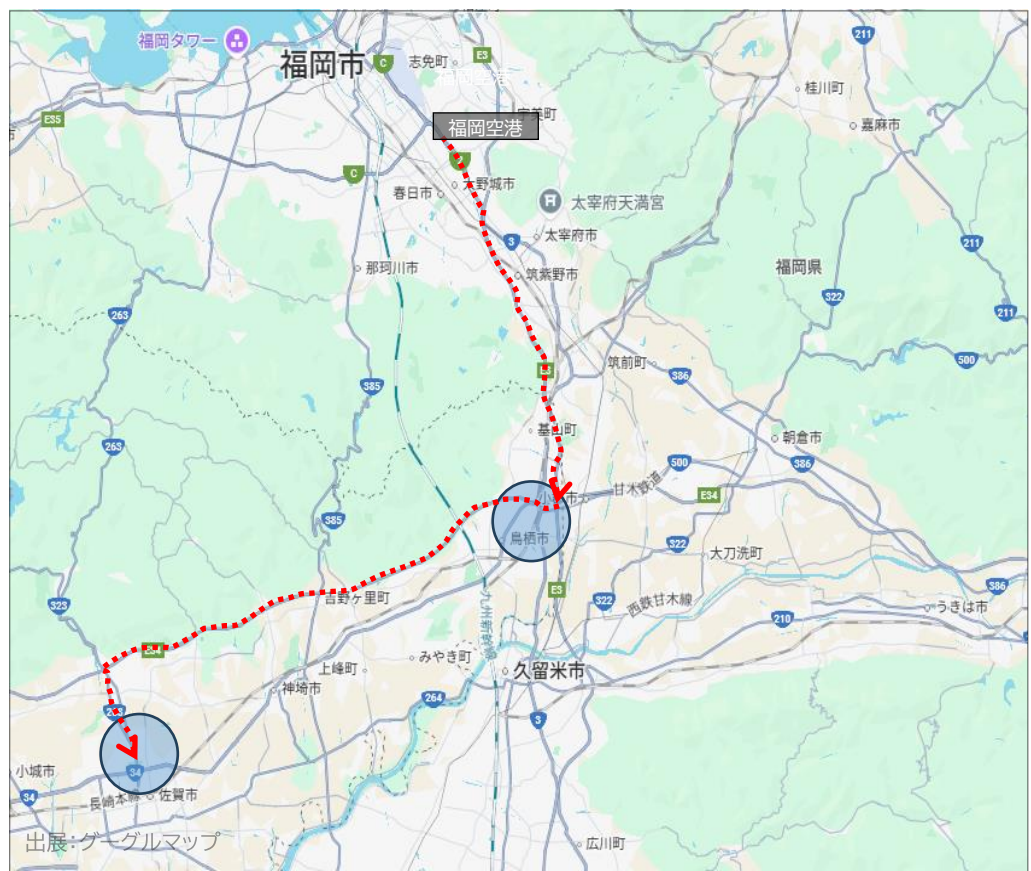
九州・山口各県の特定の地域に集中させるのではなく、分散して要配慮者を受入れる観点から、次のとおり設定した、受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について検討を行う。

福岡空港・鹿児島港 → 佐賀県 佐賀市、鳥栖市

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 在宅酸素療法を受けているが、在宅酸素療法をサポートする業者との調整を行い、ホテルで受入れる。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

[通常の避難者と同じ移動手段]

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテルはシャトルバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
自立して日常生活を送られていることから、健常者と同じ行程で避難していただく。	—	—	—	—	—	—

代表事例（訓練・検討上の想定） **独歩1A**

【独歩1A】⇒50代男性、在宅酸素（酸素ボンベ携行）
 世帯状況：単独世帯。
 ADL：自立。長距離の階段や坂道の昇降困難。カニューレによる酸素投与。
 要介護認定：なし

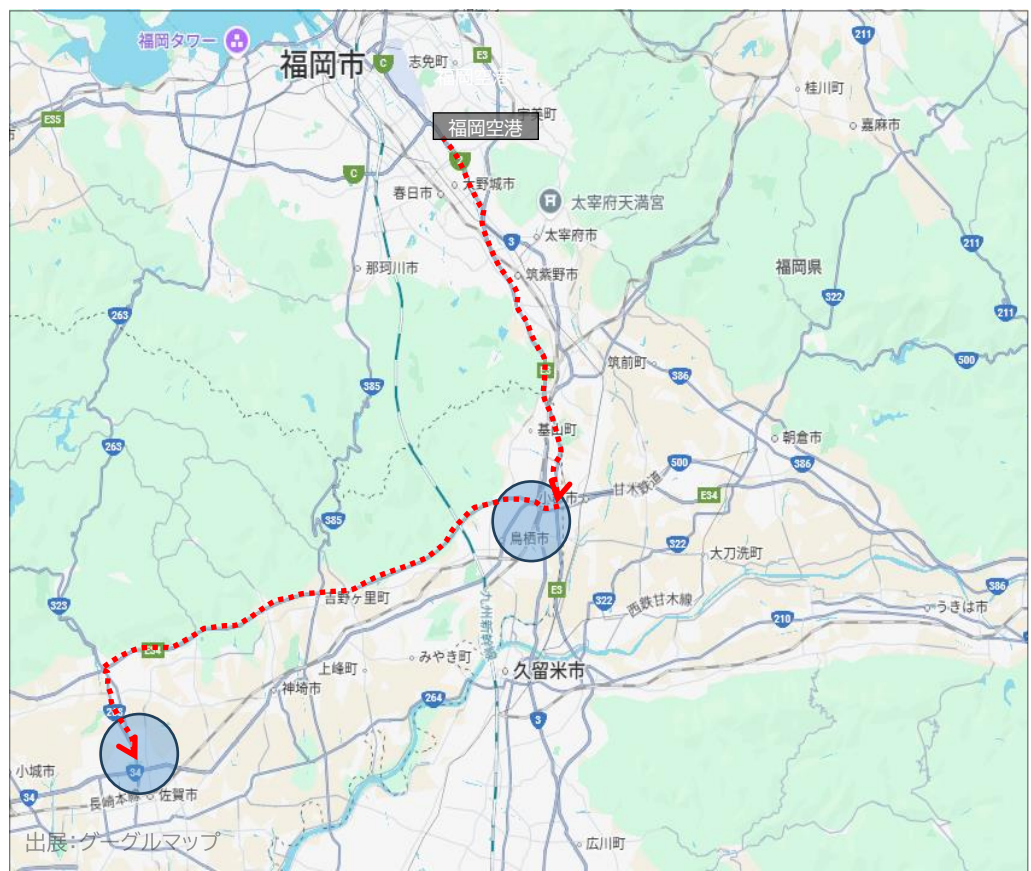
障害等級：身体障害（呼吸器機能障害）3級
 疾病情報：COPD（慢性閉塞性肺疾患）、キャリーによる酸素ボンベ携行（酸素流量2L/分）。

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテルで受け入れるが、妊娠されていることから付近に産科を標榜する医療機関があるホテルを選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

[通常の避難者と同じ移動手段]

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテルはシャトルバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
妊娠されているが、状態は安定しているため、健常者と同じ行程で避難してもらう。付添いは、家族で対応してもらい、容態が急変した場合は個別に対応する。	—	—	—	—	—	●

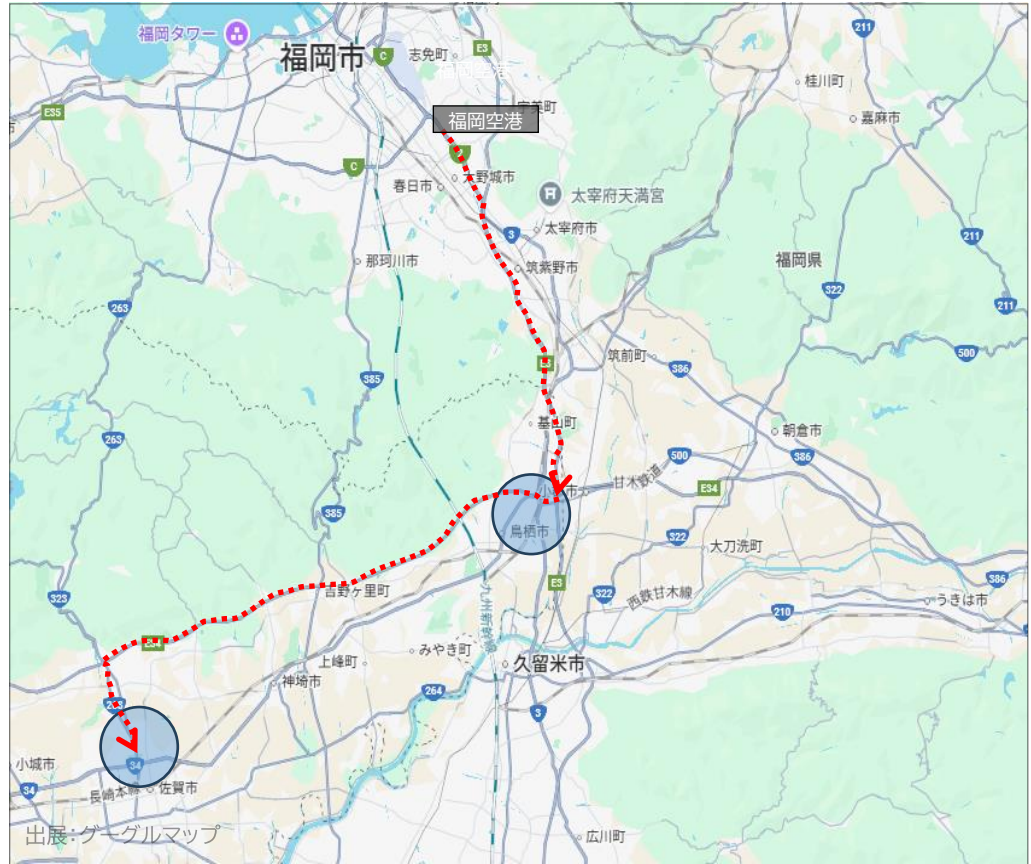
代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1B**

【独歩1B】⇒20代女性、妊婦(32週目・出産予定日2か月前)
 世帯状況：配偶者(20代、健常)、息子(3歳、健常)と同居。 障害等級：なし
 ADL：自立。激しい動作困難。 疾病情報：なし
 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテルで受け入れるが、透析により通院する必要があることから、付近に血液透析の治療を行うことができる医療機関があるホテルを選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

[通常の避難者と同じ移動手段]

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテルはシャトルバス

[避難後の医療機関への移動手段]

病院への移動は、タクシーもしくは病院の送迎を利用する

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
自立して日常生活を送られていることから、健常者と同じ行程で避難していただく。	—	—	—	—	—	●

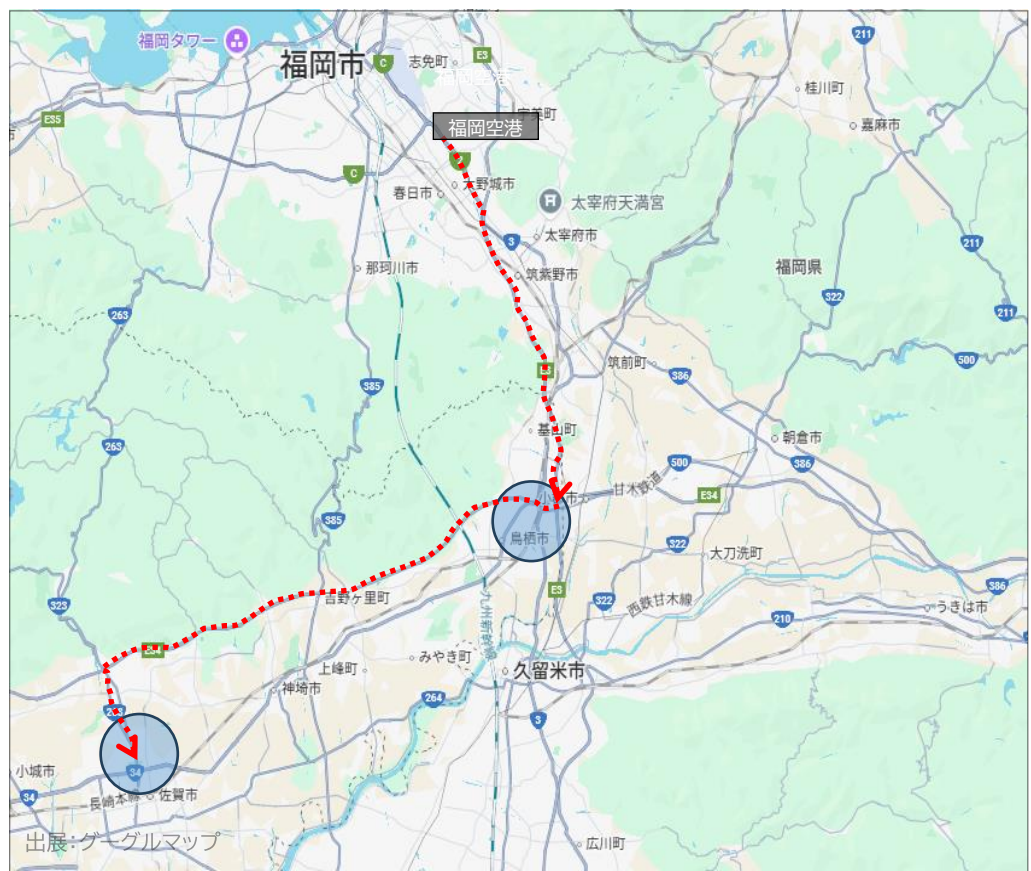
代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1C**

【独歩1C】⇒40代女性、血液透析
 世帯状況：両親(双方60代、健常)と同居。 障害等級：身体障害2級(腎機能障害)
 ADL：自立。 疾病情報：慢性腎臓病
 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテルで受け入れるが、急な陣痛や破水に備え病院へ向かう交通手段の確保について配慮する。
- ・ ホテル到着後、速やかに産科を受診。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル⇄医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- [通常の避難者と同じ移動手段]
- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
 - ・ 避難先連絡所からホテルはシャトルバス
- [避難後の医療機関への移動手段]
病院への移動は、「子育てし大県」さが「タクシー」を利用する

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
妊娠されているが、状態は安定しているため、健常者と同じ行程で避難していただく。付添いは、家族で対応してもらい、容態が急変した場合は個別に対応する	—	—	—	—	—	●

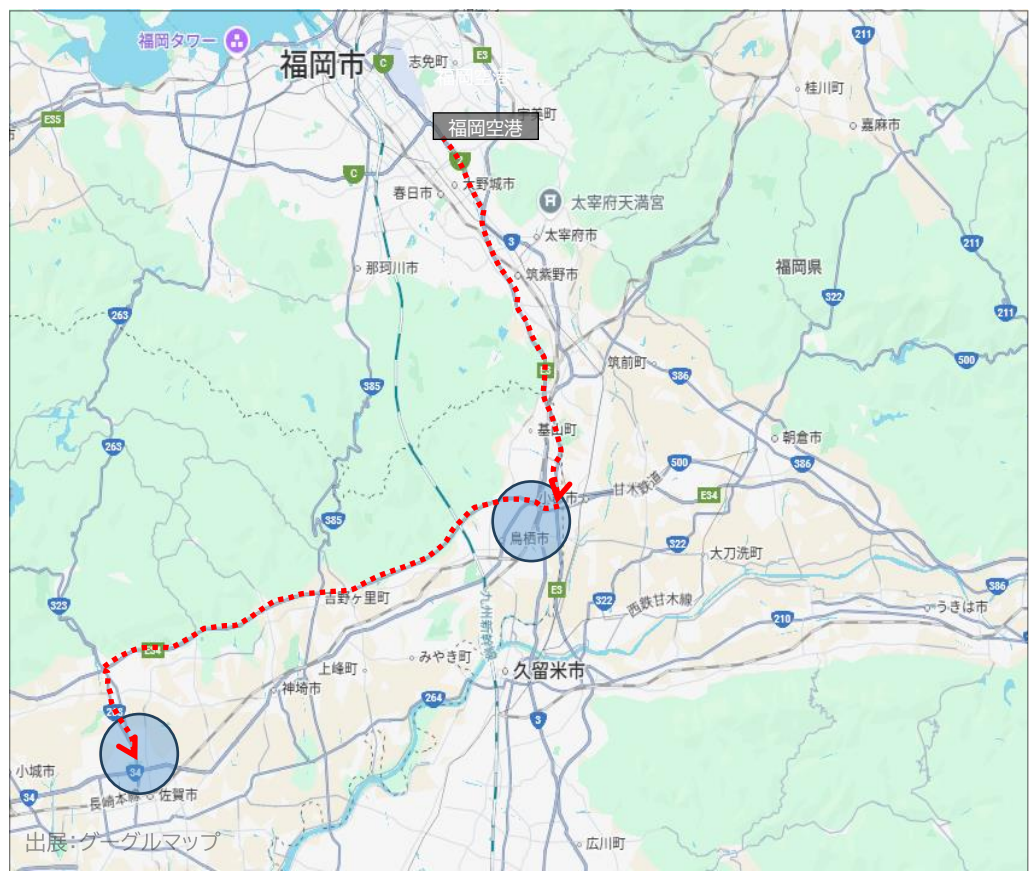
代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2A**

【独歩2A】⇒30代女性、妊婦 (37週目・出産予定日3週間前)
 世帯状況：配偶者(30代、健常)と同居。 障害等級：なし
 ADL：基本的に自立。激しい動作困難。 疾病情報：なし
 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- [通常の避難者と同じ移動手段]
- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
 - ・ 避難先連絡所からホテルはシャトルバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M	介護士	介助者	家族
疾病はあるが、状態は安定しているため、健常者と同じ行程で避難していただく。付添いは、家族で対応してもらい、容態が急変した場合は個別に対応する	—	—	—	—	—	●

代表事例（訓練・検討上の想定） **独歩2B**

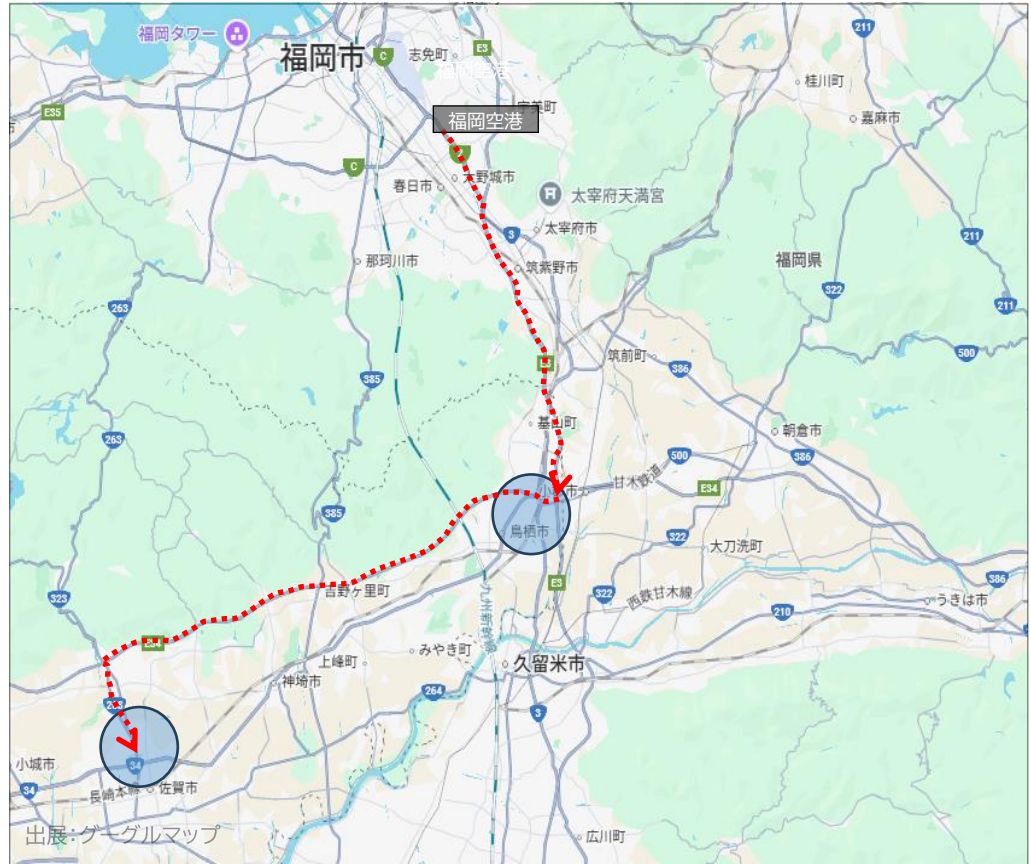
【独歩2B】⇒30代女性、統合失調症

世帯状況：両親（双方とも60代、健常）と同居。 障害等級：精神障害3級
 ADL：自立。家族の付添があれば外出可能。 疾病情報：統合失調症にて外来通院中。症状は安定している。
 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- 概ね自立して生活はされているが、要介護1であるため、ホテルについては可能な限りバリアフリーの部屋などを選定する。

■ 【想定する経路】

- 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

[通常の避難者と同じ移動手段]

- 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- 避難先連絡所からホテルはシャトルバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
軽度認知症はあるが、状態は安定しているため、健常者と同じ行程で避難していただく。付添いは、家族で対応してもらい、容態が急変した場合は個別に対応する	—	—	—	—	—	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2C**

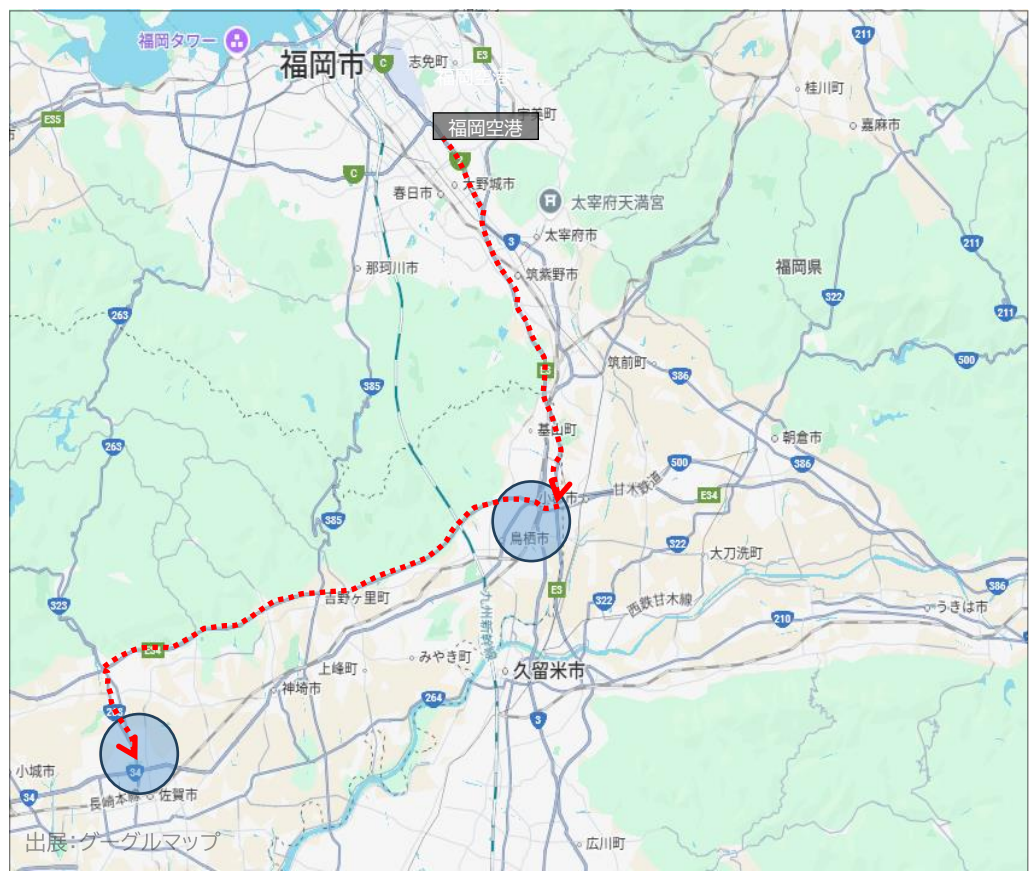
【独歩2C】⇒80代女性、要介護1、認知症、4点杖使用

世帯状況：息子(50代、健常)と同居。 障害等級：なし
 ADL：概ね自立。長距離の階段・坂道の昇降困難。 疾病情報：認知症(軽度)
 要介護認定：要介護1(障害高齢者の日常生活自立度：A1、認知症高齢者の日常生活自立度：I)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 両下肢を切断されているため、日常生活を問題なく送るために必要な条件等を聞き取りしたうえで、最適なホテルを選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

[通常の避難者と同じ移動手段]

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテルはシャトルバス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
通常時に一人暮らしをされているため、必要最低限の範囲で介助者の付き添いを行う。	—	—	—	—	●	—

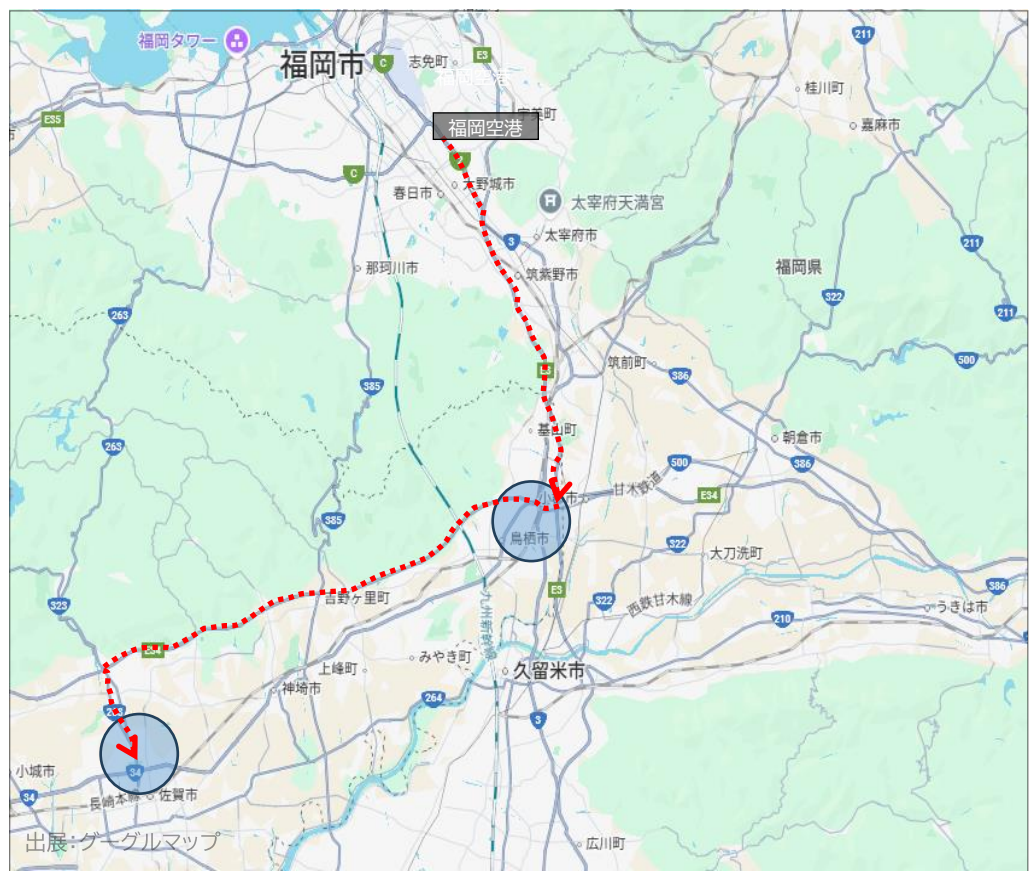
代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1A**

【護送1A】⇒30代女性、両下肢切断、車いす(電動・個人用)
 世帯状況：独居。 障害等級：身体障害(肢体)1級
 ADL：歩行以外は基本的に自立。 疾病情報：交通外傷による両下肢切断
 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- 術後のリハビリ等が必要と思慮されるため、介護老人保健施設への入所を優先的に検討する

■ 【想定する経路】

- 福岡空港 → 介護老人保健施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- 福岡空港から介護老人保健施設まで介護タクシー



佐賀タクシーHPより

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
歩行器を使用すれば移動可能であるが、怪我防止のため介助者の付添いを行う	—	—	—	—	●	—

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1B**

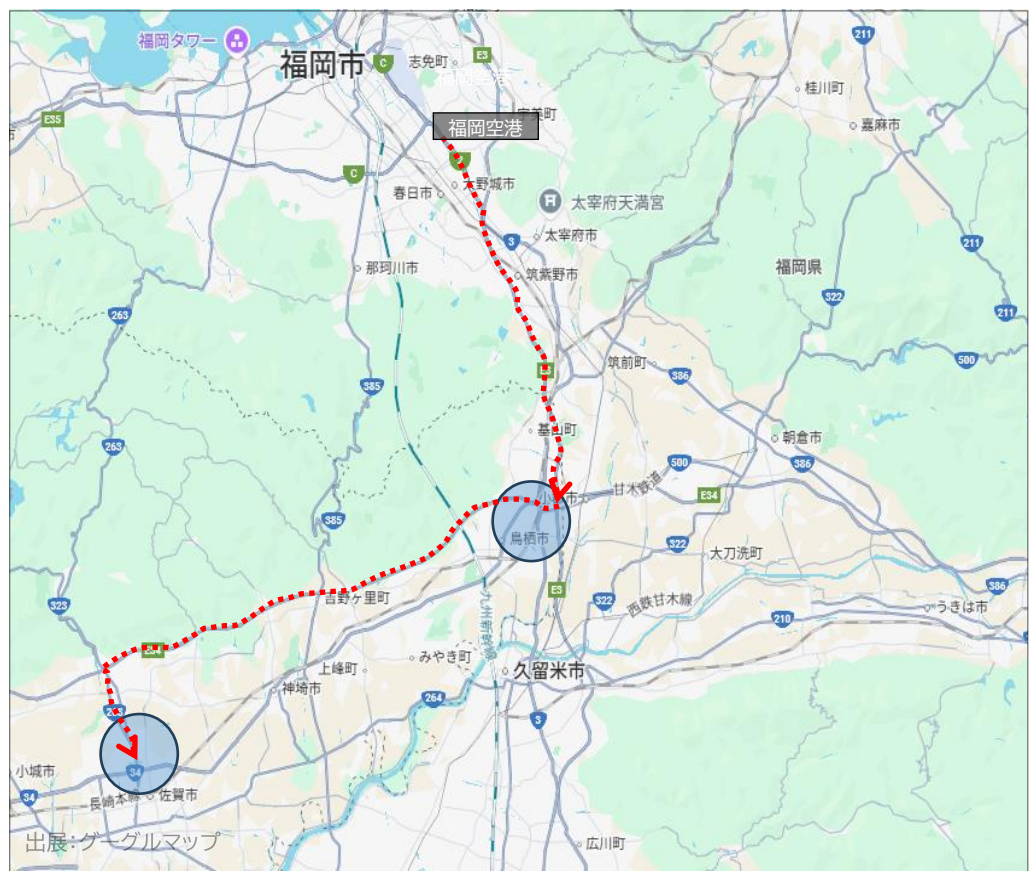
【護送1B】⇒70代女性、要介護2、歩行器(レンタル)
 世帯状況：介護老人保健施設入所中。配偶者(80代、要介護1、基本的には自立)が自宅在住。
 ADL：立ち上がり・歩行については一部介助必要。歩行器を使用して移動。
 要介護認定：要介護2(障害高齢者の日常生活自立度：A2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)

障害等級：なし
 疾病情報：大腿骨頸部骨折術後(3ヶ月前)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から特別養護老人ホームに介護タクシーもしくは民間救急サービスで移動

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
自力歩行不可で、移動に際し介助等が必要であることから、介護士もしくは行動援護ヘルパーの付き添いを行う。また、不穏な症状を軽減させる観点からも、避難元施設の職員による付き添いが望ましい	—	—	—	●	●	—

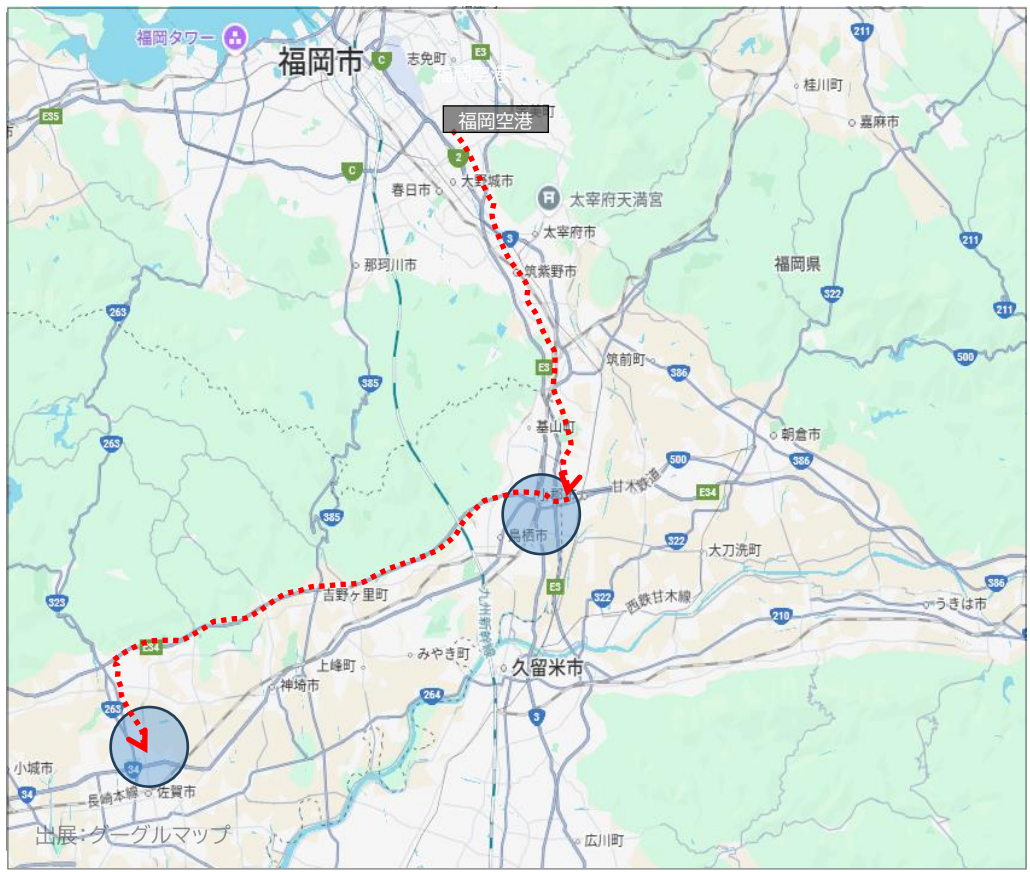
代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1C**

【護送1C】⇒80代男性、要介護3、認知症、車いす(自走式・個人用)
 世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子(50代、健常)が自宅在住。 障害等級：精神障害3級(認知症)
 ADL：立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。 疾病情報：認知症
 要介護認定：要介護3(障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅲa)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から特別養護老人ホームまで、介護タクシーもしくは民間救急サービスで移動

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
身体障害をお持ちであるため、行動援護ヘルパーもしくは介護士による付添いを行う。	—	—	—	●	●	—

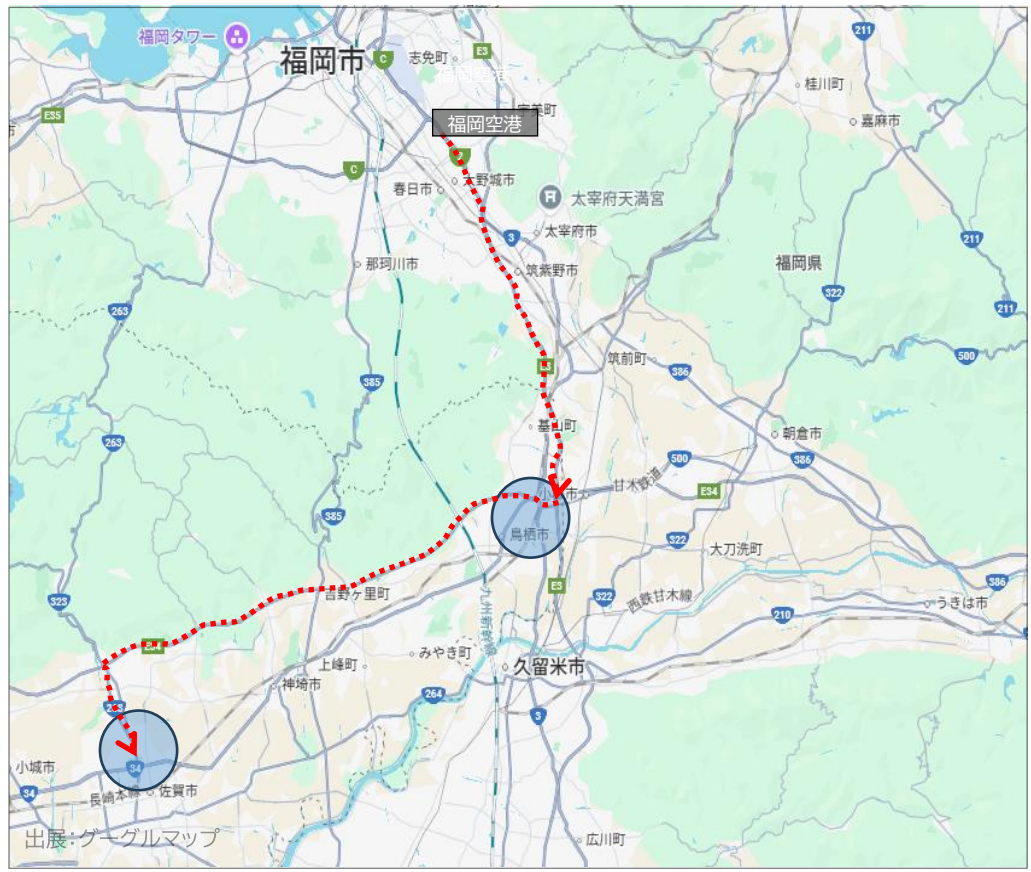
代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2A**

【護送2A】⇒80代女性、要介護4、車いす(自走式・レンタル)、酸素療法
 世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。配偶者(80代、健常)及び娘(40代、健常)が自宅在住。
 ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要、カニューレによる酸素投与
 要介護認定：要介護4 (障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)
 障害等級：身体障害(呼吸器機能障害)3級
 疾病情報：慢性心不全(在宅酸素、服薬管理)車いすに酸素ボンベ搭載し携行(酸素流量3L/分)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関(精神科)

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から医療機関まで、民救患者搬送協会など民間事業が運営する民間救急サービスを利用する

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M	介護士	介助者	家族
精神障害1級(重度認知症)であるため、行動援護ヘルパーもしくは介護士による付添いを行う。また、不穏な症状を軽減させる観点からも、避難元施設の職員による付き添い希望ましい	-	-	-	●	●	-

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2B**

【護送2B】 ⇒ 80代女性、認知症

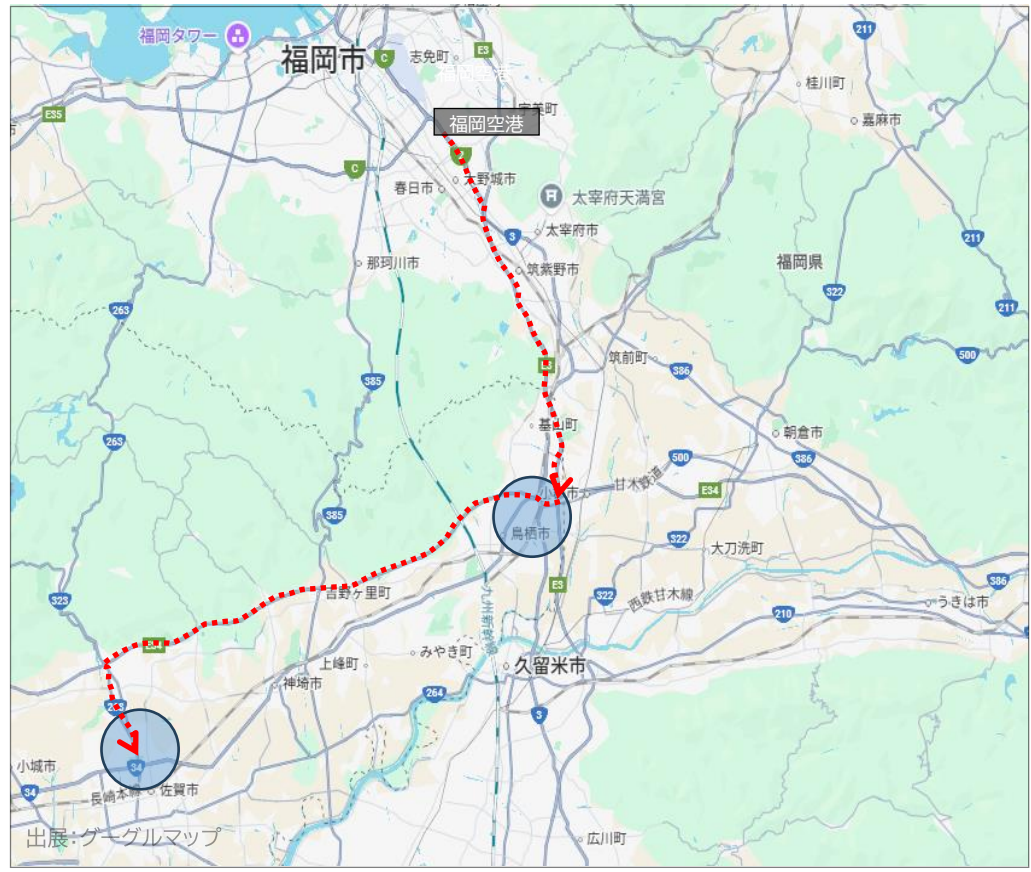
世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（50代、健常）と同居。
ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要。
要介護認定：要介護4（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：M）

障害等級：精神障害1級
疾病情報：認知症（重度）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から医療機関まで、民救患者搬送協会など民間事業が運営する民間救急サービスを利用する

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
入院加療中であり、移動途中で医学的な処置が必要になる可能性もあるため、看護師による付き添いを行う。	—	●	—	—	—	—

代表事例（訓練・検討上の想定） **護送2C**

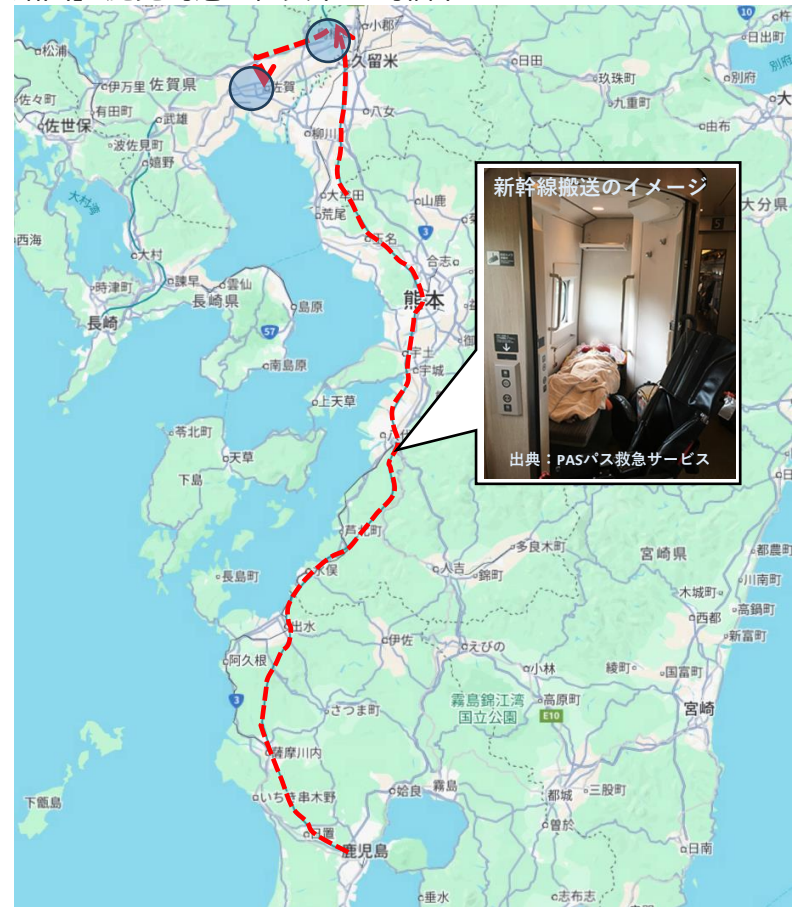
【護送2C】⇒70代男性、誤嚥性肺炎、入院中、点滴治療、車椅子
 世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（30代、健常）と同居。
 ADL：もともと自立。現在は入院後の廃用により立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。座位保持可能。
 疾病情報：入院5日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。絶食中。酸素1L/分投与中。

障害等級：なし
 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 透析により通院する必要があることから、付近に血液透析の治療を行うことができる医療機関がある社会福祉施設を選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 社会福祉施設等

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から鹿児島中央駅は、民間救急サービスを利用
- ・ 鹿児島中央駅から新鳥栖駅は、民間の新幹線搬送サービスを利用
- ・ 新鳥栖駅から社会福祉施設は、民間救急サービスを利用

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
自宅で日常生活を送られており、状態は安定しているものと思慮されるので、家族が付き添いを行う。	-	-	-	-	-	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1A**

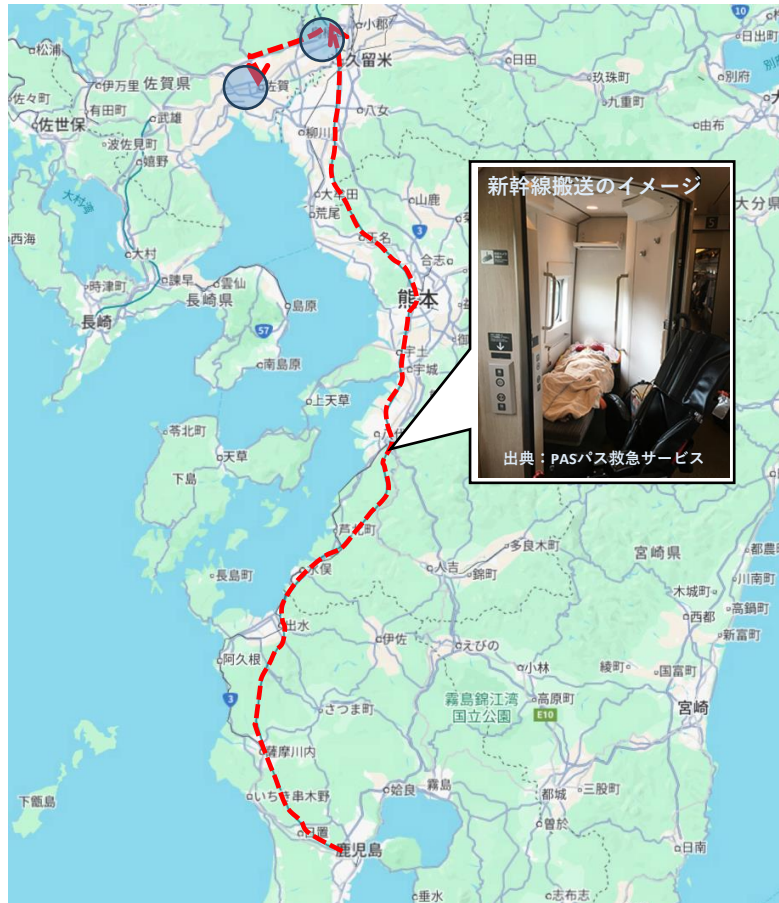
【担送1A】⇒70代女性、要介護4、血液透析、脳梗塞の既往（後遺症：右半身麻痺）
 世帯状況：配偶者（70代、健常）と同居。 障害等級：身体障害2級（腎機能障害）
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 要介護認定：要介護認定4（障害高齢者の生活自立度：C1、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）
 疾病情報：慢性腎臓病（血液透析、送迎が必要）

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から鹿児島中央駅は、民間救急サービスを利用
- ・ 鹿児島中央駅から新鳥栖駅は、民間の新幹線搬送サービスを利用
- ・ 新鳥栖駅から特別養護老人ホームは、民間救急サービスを利用

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
寝たきりの認知症患者で、褥瘡の対応や介助等が必要であることから、介護士もしくは介助者の付き添いを行う。 また、不穏な症状を軽減させる観点からも、避難先施設の職員による付き添いが望ましい	—	—	—	●	●	—

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1B**

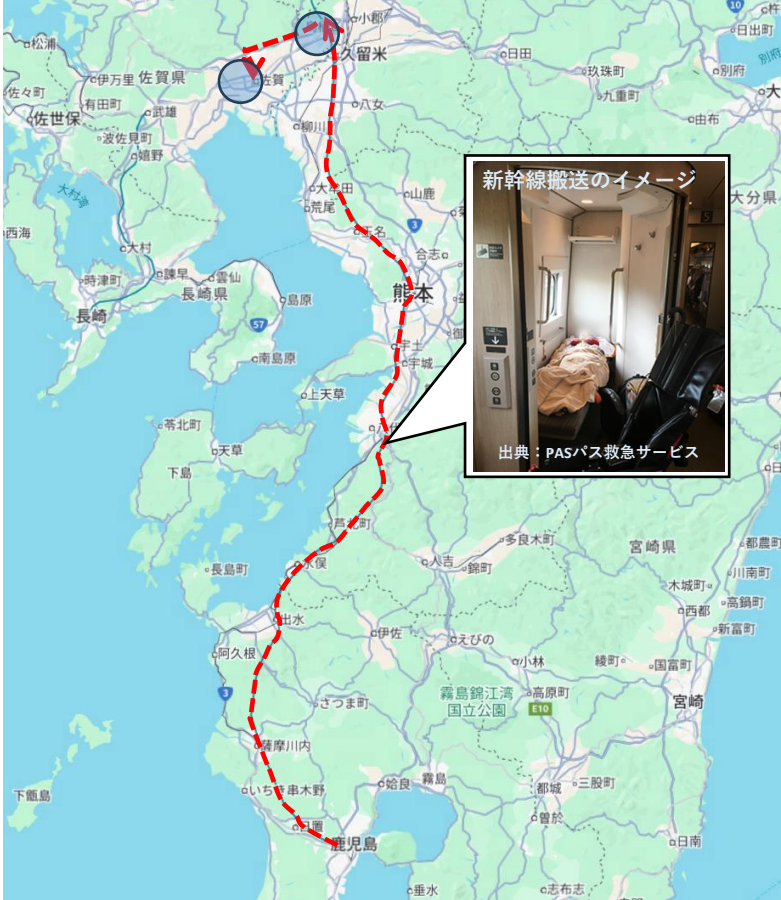
【担送1B】⇒90代男性、要介護5、寝たきり、認知症

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子（70代、健常）が自宅在住。 障害等級：精神障害2級（認知症）
ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、褥瘡の処置が必要。 疾病情報：認知症
要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から鹿児島中央駅は、民間救急サービスを利用
- ・ 鹿児島中央駅から新鳥栖駅は、民間の新幹線搬送サービスを利用
- ・ 新鳥栖駅から特別養護老人ホームは、民間救急サービスを利用

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
寝たきりの認知症患者で、褥瘡の対応や介助等が必要であることから、介護士もしくは介助者の付き添いを行う。 また、不穏な症状を軽減させる観点からも、避難先施設の職員による付き添いが望ましい	—	—	—	●	●	—

代表事例（訓練・検討上の想定） **担送1C**

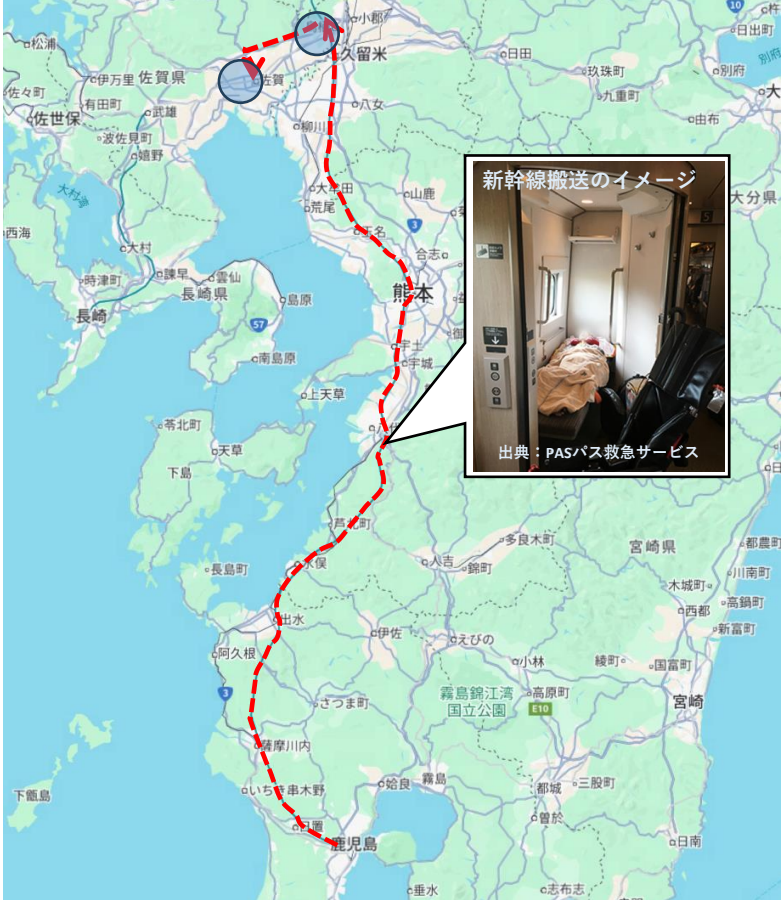
【担送1C】⇒80代女性、要介護5、寝たきり、認知症
世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。家族なし。
ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。
要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度 C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

障害等級：精神障害2級（認知症）
疾病情報：認知症

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 家族の意向も踏まえ決定する。
- ・ 福祉施設等へ入所する場合は、家族が利用するホテルの近くになるよう配慮する

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → ホテルor福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から鹿児島中央駅は、民間救急サービスを利用
- ・ 鹿児島中央駅から新鳥栖駅は、民間の新幹線搬送サービスを利用
- ・ 新鳥栖駅からホテル(福祉施設)は、民間救急サービスを利用

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
喀痰吸引や胃ろうの管理などが必要であるため、親に加えて看護師が同行する。	—	●	—	—	—	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送2A**

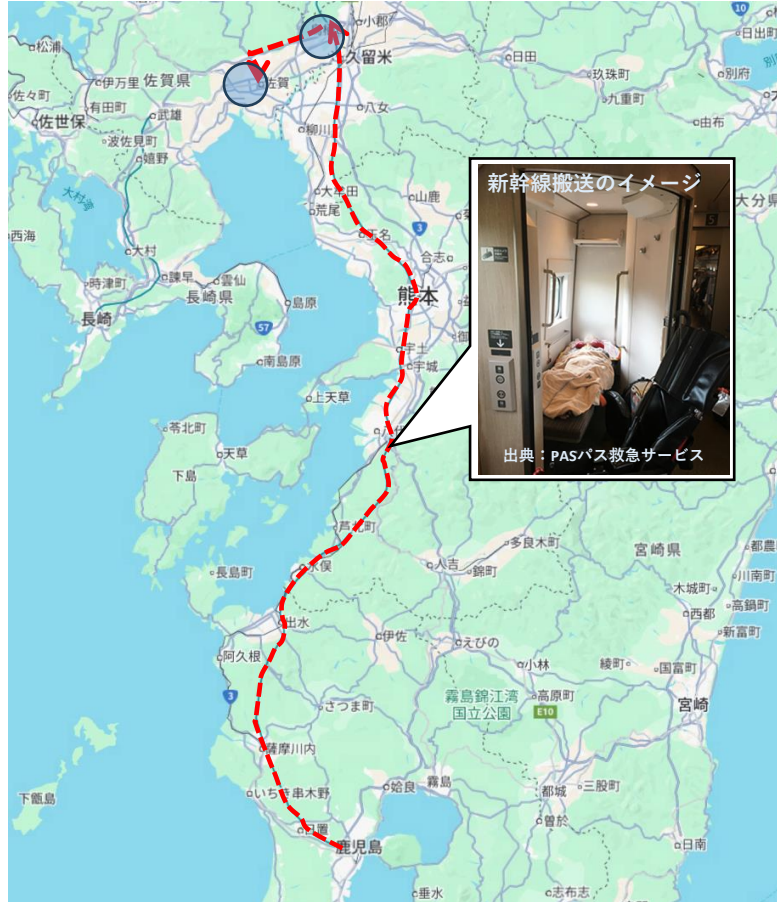
【担送2A】⇒10代男性、脳性麻痺、在宅人工呼吸器(気管切開)、リクライニング車いす(自走式・個人用)
 世帯状況：両親(双方40代、健常)と同居。
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助必要。リクライニング車いすでの移動可能だが、長時間の座位保持不可。言語による意思疎通不可。胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。
 障害等級：身体障害(肢体不自由) 1級、療育手帳A 疾病情報：脳性麻痺。在宅にて人工呼吸管理中(気管切開)。 要介護認定：なし

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～佐賀市or鳥栖市



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- 入院加療中であるため、医療機関に入院する。

■ 【想定する経路】

- 鹿児島港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- 鹿児島港から鹿児島中央駅は、民間救急サービスを利用
- 鹿児島中央駅から新鳥栖駅は、民間の新幹線搬送サービスを利用
- 新鳥栖駅から医療機関は、民間救急サービスを利用

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
入院加療中であり、移動途中で医学的な処置が必要になる可能性もあるため、看護師による付き添いを行う。	—	●	—	—	—	—

代表事例（訓練・検討上の想定） **担送2B**

【担送2B】⇒80代男性、誤嚥性肺炎、ストレッチャー搬送

世帯状況：医療機関入院中。入院前は特別養護老人ホーム入所。家族なし。 障害等級：なし
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 疾病情報：入院3日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。鼻カニューレより酸素投与中（2L/分）。絶食中。
 要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

代表的な事例ごとの受入施設への搬送手段や経路等について、それぞれの事例で検討した内容を下表のとおりまとめた。

■ 各代表的な事例の総括表

No.	区分	代表的な事例	要配慮者の属性			島外避難手段	受入		搬送手段				搬送経路	付添い人員	受入施設		
			在宅	社会福祉施設	医療機関		空港	港	陸上	アセット	航空	アセット			ホテル旅館	社会福祉施設	医療機関
1	独歩1	独歩1A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	-	○	-	-
2		独歩1B	○	-	-		○	-	○		-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	家族	○	-	-
3		独歩1C	○	-	-		○	-	○		-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	家族	○	-	-
4	独歩2	独歩2A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス タクシー	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテルor医療機関	家族	○	-	○
5		独歩2B	○	-	-		○	-	○	貸切バス	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	家族	○	-	-
6		独歩2C	○	-	-		○	-	○	貸切バス	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	家族	○	-	-
7	護送1	護送1A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス	-	-	福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル	介助者	○	-	-
8		護送1B	-	○	-		○	-	○	福祉タクシー	-	-	福岡空港 → 社会福祉施設	介助者	-	○	-
9		護送1C	-	○	-		○	-	○	介護タクシー 民間救急車	-	-	福岡空港 → 社会福祉施設	介護士 介助者	-	○	-
10	護送2	護送2A	-	○	-	一般航空機	○	-	○	介護タクシー 民間救急車	-	-	福岡空港 → 社会福祉施設	介護士 介助者	-	○	-
11		護送2B	-	-	○		○	-	○	民間救急車	-	-	福岡空港 → 医療機関	介護士 介助者	-	-	○
12		護送2C	-	-	○		○	-	○	民間救急車	-	-	福岡空港 → 医療機関	看護師	-	-	○
13	担送1	担送1A	○	-	-	船舶	-	○	○	民間救急車+民間 新幹線搬送サービス	-	-	鹿児島港 → 社会福祉施設	家族	-	○	-
14		担送1B	-	○	-		-	○	○		-	-	鹿児島港 → 社会福祉施設	介護士 介助者	-	○	-
15		担送1C	-	○	-		-	○	○		-	-	鹿児島港 → 社会福祉施設	介護士 介助者	-	○	-
16	担送2	担送2A	-	-	○	船舶orヘリ	-	○	○	民間救急車+民間 新幹線搬送サービス	-	-	鹿児島港 → ホテルor社会福祉施設	看護師 家族	○	○	-
17		担送2B	-	-	○		-	○	○	民間救急車+民間 新幹線搬送サービス	-	-	鹿児島港 → 医療機関	看護師	-	-	○

(3) 避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

避難先連絡所

初期的な計画(令和6年度検討)において、健常者を想定した避難先連絡所の運営や機能等について検討を行ったところ、要配慮者が避難先連絡所を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、避難先連絡所を経由する要配慮者は、要配慮者の属性として在宅の方の中でも、受入施設が社会福祉施設等ではなくホテル旅館となる方を想定している。

■個別ニーズの把握

避難住民が避難先連絡所に到着した際に行う受付時に、車いすでの移動や介助等のニーズの把握を行う。

■避難先連絡所内での配慮

温度管理がなされている部屋やスペースに案内することや、トイレが利用しやすいような場所の確保などを行う。

■介助等の支援

避難先連絡所内の移動時の介助等を行い、必要に応じて車いす等の利用を促したり、行政職員等が個別に誘導を行う。

(3)避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

ホテル旅館

初期的な計画(令和6年度検討)において、避難住民に対する収容施設の供与として、ホテル旅館の確保や調整要領の作成、ホテル旅館への避難住民の割振り案に係る検討を行ったところ、高齢者や妊婦等の要配慮者がホテル旅館を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、受入施設がホテル旅館となる要配慮者は、要配慮者の属性としては在宅の方であり、避難先連絡所を経由の上、社会福祉施設等ではなくホテル旅館に避難となる方を想定している。

生活援助や介助等の支援

ホテルで受け入れた要配慮者に対して、関係機関やボランティア等の協力を得た上で、必要に応じて、食事や洗濯などの身の回りのサポートを行う。

移動手段の確保

身寄りのない高齢者等で移動手段の確保が困難な方のために、介護タクシー等の手配を行う。

抽出した論点や課題等について

本作業部会における検討内容について、検討を進める中で抽出した論点や課題等を検討項目ごとに次のとおり整理した。

○論点や課題等の整理

No.	検討項目	意見
1	(1)要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路	新幹線の多目的室を利用した避難方法を検討したが、多目的室は新幹線1編成あたり1～2室しかないため、多くの要支援者を一度に避難させる場合、鹿児島で滞留する可能性がある。
2	(1)要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路	強度行動障害の状態にある方の移送手段をどうするのか考慮すべき。そもそも乗り物に乗せることさえ困難な場合もある。
3	(1)要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路	沖縄県先島5市町村から九州・山口各県への避難を6日間見積もっているとすれば、血液透析患者の場合、移動の間に1～2回の透析が必要になるのではないかと。道中の透析をどうするか。腹膜透析は毎日透析を行うため、機械が使われている場合、電源が必要になる。手動で行われる場合でも清潔な場所が必要。
4	(1)要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路	陸上アセットを整理したが、県内の認定を受けている患者等搬送事業者は数及び車両の保有台数は少ないため、一度に多くの要配慮者を搬送することは難しい。
5	(1)要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路	航空アセットを整理したが、自治体や関係機関等が保有するヘリが少なく、時期によっては、機体点検で長期間使用できない。また、平時の任務のために待機している機体を、活用できるのか。優先順位はどうするのか。
6	(2)搬送時の付添い人員等の整理	佐賀県側で医師・看護師などの付き添いを確保した場合、鹿児島県や福岡県に移動することになり、過大な負担が生じる。
7	(2)搬送時の付添い人員等の整理	鹿児島港着の避難者につき、鹿児島港から鹿児島中央駅まで民間救急サービスを利用することになっているが、その手配は誰が行うのか。
8	(3)避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援	連絡調整所を介さず医療機関や福祉施設に避難される方の症状の把握等が難しい。

○次年度の検討に向けた課題等の解決策等の整理

No.	次年度の検討に向けた課題等	課題の解決策や調整・手続に係る改善策
1	輸送手段の不足と制約	官民連携による輸送手段の確保
2	搬送時に医療的ケアが必要な避難者への対応	対応人員の確保、空港等におけるSCU機能の検討
3	鹿児島港からの受入れ調整・支援体制	関係各県及び関係機関における役割分担の明確化

4. 中長期の収容施設の提供

◇ 検討方針

中長期の収容施設の提供に関する検討方針

1. 中長期の収容施設の提供に関する基本的考え方

- 避難当初（約1か月）後の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における中長期の収容施設の提供のために必要な調整や手続等について整理する。
- 関連団体との協力体制の構築や、避難住民に対する適切な情報提供・手続き対応等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、避難住民数の規模を踏まえた各対応の効率化、早期入居に向けた（ホテル・旅館等の滞在期間1カ月内での調整を目指した）工夫、避難住民との連絡調整方法や住民情報の収集・整理方法（必要に応じた要避難地域の自治体との連携等）等について配慮する。

2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度は、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借り上げ）、公的住宅（公営住宅、公務員宿舎等）の供与について優先的に検討を行うこととし、建設型応急住宅については、必要に応じて令和8年度に検討
- 武力攻撃事態等における緊急の場合には、避難住民等の収容施設として、公営住宅や国家公務員宿舎等の公的住宅の空き住戸を活用できることとする。なお、国は当該事由により公営住宅を目的外使用する場合も、災害時等と同様の理由により、国土交通大臣の承認を要しないものとして扱うこととする。
- 生活場所の選定にあたっては就学・就労場所が密接に関連するため、中長期収容施設の提供の検討と並行して別途検討を進める。
- 中長期収容施設への入居（募集等の手続きも含む）から退去までの一連の流れにおいて、県や市町村、関連団体等の関係者が行う対応内容について検討し、役割分担や調整手順、それらの課題等の整理を行う。
- 上記の整理にあたっては、初期的な計画で検討した受入れ市町村の中から検討対象地域を選定し、具体的な検討を行う。
- 賃貸型応急住宅の供与については、まず一般世帯を対象に、行政等が相談対応により補助しながら住民が物件選定する方式を基本として検討を行い、課題や留意点等を整理。
- 要配慮世帯（高齢者等のバリアフリー配慮等が必要な世帯）については、「要配慮者の受入れ調整に関する作業部会」での検討内容を踏まえて、政府から検討方針が改めて提示された後に検討・整理。
- コミュニティの配慮については、可能な限り地区や自治会等（最小単位として世帯）で同一地域とするための、調整の方法や留意点等を整理。

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、佐賀市、鳥栖市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：佐賀市、鳥栖市

※「初期的な計画」における避難元市町村：与那国町

○モデル検討の対象とする避難住民の世帯人数等は、以下の通り。

受入れ市	佐賀市		鳥栖市	計
	比川小学校	与那国小学校	久部良小学校	
	与那国中学校		久部良中学校	
単身世帯	47	288	364	699
2人世帯	19	113	54	186
3人世帯	5	38	25	68
4人世帯	2	35	14	51
5人世帯	1	11	15	27
6人世帯	0	4	8	12
7人世帯	0	2	0	2
8人世帯	0	1	0	1
計	74	492	480	1046

中長期の収容施設の提供に関する検討方針

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定（関係者の整理）

○受入れ地域における中長期の収容施設の提供に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署	役割
佐賀県 危機管理防災課	・避難住民受入に係る全般統制、国・沖縄県・与那国町・受入市等との総合的な調整 ・予算要求等の措置
佐賀県 建築住宅課	・県内の総合調整、要避難地域（沖縄県・市町村）との連絡調整 ・賃貸型応急住宅の供与可能数の把握、関連団体への供与要請・連絡調整、制度の周知、入居募集、募集時の相談対応、入居申込、貸主との契約・入居・家賃等支払い・退去事務 ・県営住宅の供与可能数の把握、制度の周知、入居募集、募集時の相談対応、入居申込、契約・入居・退去事務
佐賀市建築住宅課 鳥栖市建設課	・賃貸型応急住宅の入退去に係る事務の一部 ・市営住宅の供与可能数の把握、制度の周知、入居募集、募集時の相談対応、入居申込、契約・入居・退去事務
佐賀県宅地建物取引業協会 全日本不動産協会佐賀県本部 全国賃貸住宅経営者協会連合会	・賃貸型応急住宅の供与可能数の把握、県・市及び関係者との連絡調整、制度の周知、所有者への提供依頼・意向確認、募集時の相談対応・情報提供、入居媒介、借主との契約・入居・家賃等支払い・退去事務

◇モデル検討【賃貸型応急住宅】

【検討項目 1 : 契約方式・賃料等の設定】

○賃貸型応急住宅の契約方式・賃料等について

- 県は関係団体と、賃貸型応急住宅の契約方式・賃料等について検討・調整を行い設定する。
- 賃貸型応急住宅の契約方式・賃料等については自然災害時の実施要領を参考として設定することを想定。
- 賃貸借契約は貸主、県、入居者の3者間契約。
- 家賃は近接同種家賃とし、関係団体に家賃の情報提供を受けて、限度額を決定。

○設定例

契約方式	定期建物賃貸借契約
契約者	3者間契約（貸主、県、入居者）
間取り	・戸建て、長屋建て、共同建てを問わず、1 Rから3 L D K程度
賃料の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・2人世帯以下 60,000円 ・3～4人世帯 65,000円 ・5人以上世帯 90,000円
共益費（管理費）	支払者：県（国庫負担）
退去修繕負担金	
礼金	
仲介手数料	
入居時負担金	
損害保険料	
光熱水費	負担者：入居者
耐震性	昭和56年6月1日以降に建設された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認された住宅

【検討項目 2 : 供与可能数の把握方法】

○賃貸型応急住宅の供与可能数の調査方法について

- 収容施設の供与可能戸数の把握及び提供にあたり、関係団体と協定を締結する。
- 受入れ地域における賃貸型応急住宅の供与可能数は、県が協定等に基づき、関係団体に協力要請を行い調査する。
- 関係団体一覧（災害協定名）
 - ①公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会（災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定）
 - ②公益社団法人全日本不動産協会佐賀県本部（災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定）
 - ③公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定）
- 受入れ地域は市内全域とするが、小学校又は中学校に通学が必要な16歳未満の子どもがいる世帯については、同一の学校区内に通学可能な範囲とする。

【検討項目3：入居者の募集方法】

○募集内容について

県は、下記の募集内容について関係団体と検討・調整を行い、決定する。

▶ 募集内容

- ①入居対象者
- ②対象となる民間賃貸住宅
- ③費用負担
- ④契約方法
- ⑤入居期間
- ⑥入居・退去手続きの流れ

○周知方法について

- ▶ 県は募集内容の周知の方法及び募集パンフレットについて、市、関係団体と調整のうえ、決定し、避難住民へ入居の募集開始を公表する。
- ▶ 避難住民への周知については、①県の住宅担当部局、②県が編成する担当チーム、③受入れ市のいずれかが主体となって行う。
- ▶ その際、供与可能な賃貸型応急住宅若しくは供与に協力する不動産業者のリストも併せて公表する。
- ▶ 周知の方法は、住民への説明会の実施、県又は市のHPへの掲載、各ホテルでの募集パンフレットの掲示・配布等。

【検討項目3：入居者の募集方法】

○募集要項等の様式案について

沖縄県から避難された皆さまへ(入居のご案内)

1 入居者の要件及び入居期間

要件：沖縄県と那国町に住所を有する方

期間：入居日から避難指示が解除され〇〇するまで

2 賃貸型応急住宅の条件

下記(1)～(4)に該当する県内にある住宅

(1) 昭和56年6月以降に建築した住宅又は耐震診断、耐震改修により耐震性が確認された住宅

(2) 貸主から同意を得ているもの

(3) 県・貸主・入居者との間において、賃貸借契約が締結されたうえで対象世帯へ提供されるもの

(4) 家賃

ア 月額6.0万円以内(2人以下の世帯の方)

イ 月額6.5万円以内(3～4人の世帯の方)

ウ 月額9.0万円以内(5人以上の世帯の方)

※上記賃料のほか、共益費、退去修繕負担金(賃料の2か月分を限度)、礼金

(賃料の1か月分を限度)、仲介手数料(月額賃料の0.55か月分を限度)、

入居時負担金(鍵の交換費用等)で、貸主または仲介業者との契約に不可欠なものについては県で負担します。

また、損害保険料については、県が個別に保険契約を行います。

※本制度の対象となる物件情報については、不動産関係団体へご相談ください。

※県又は市窓口で制度等の説明を受けた後、不動産関係団体を通さず直接、不動産業者に連絡することも可能です。

3 入居者の費用負担

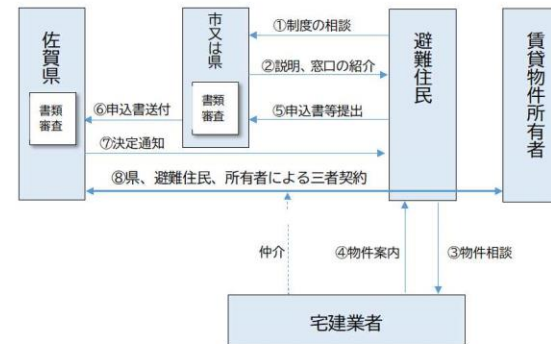
光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、自治会費等

4 受付窓口

収容施設所在地	受付窓口	電話番号
佐賀市	〇〇課	0952-〇〇-〇〇
鳥栖市	〇〇課	0942-〇〇-〇〇

5 申込受付期間 令和●年●月●日まで

6 契約までの流れ(フロー図)



※契約後の家賃等の支払いは、県が直接行います。

【検討項目4：相談対応の方法】

○対面窓口の設置について

- 避難住民への相談窓口の設置については、①県の住宅担当部局、②県が編成する担当チーム、③受入れ市、のいずれか又は①～③が連携して行う。
- 県は、相談業務の実施体制(関係者の役割分担・人員体制等)、相談窓口の設置場所及び各相談窓口においておく各種資料について、市と検討・調整を行う。
- 相談窓口における具体的な業務内容については、賃貸型応急住宅の制度内容、入居申込み・契約手続等に関する相談に対応する他、相談内容や相談への回答の整理、質疑応答集の作成・更新等が想定される。
- 相談窓口を設置する場所としては、受入れ市の庁舎等の公共施設、各ホテル等が想定される。

○コールセンターの設置について

- コールセンター設置については、①県の住宅担当部局、②県が編成する担当チーム、③受入れ市、のいずれか又は①～③が連携して行う。
- 県は、コールセンター設置体制(関係者の役割分担・人員体制等)について、市と検討・調整を行う。
- コールセンターにおける具体的な業務内容については、避難住民から相談対応が想定される。
- コールセンターを設置する場所としては、県及び受入れ市の庁舎等の公共施設等が想定される。

○物件案内の方法について

- 県は、避難住民への物件案内の方法について、市及び関係団体と検討・調整を行う。
- 関係団体と調整の上、供与可能な賃貸型応急住宅若しくは供与に協力する不動産業者のリストを作成し、避難元のコミュニティ、世帯人数や就学の有無等に配慮した物件を案内。
- 物件案内の方法については、物件リストをHPやホテルで掲示し、物件を選定した避難住民が賃貸型応急住宅の供与に協力する不動産業者の店舗へ直接連絡若しくは訪問により詳細な説明を受けることが想定される。

【検討項目6：申し込み内容の確認方法】

○審査方法について

- 県又は市は申込書類に不備等がないかを審査チェックリストにより審査する。
- 県は、提出された書類を審査のうえ、適当と認める場合は、避難住民、仲介業者及び貸主に契約書及び支払先申出書等の提出を依頼する。
- 県又は市は、申込のあった物件の募集を停止し、窓口及び関係団体と情報を共有する。

○審査チェックリスト、入居決定通知等の様式案について

チェックリスト

チェックリスト ～提出書類に關し、不足等がないかご確認ください～

必要書類	チェック欄	
	申請者	市
注意喚起		
1 申込書(別記様式第1号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申込書本文、裏面に連絡の取れる電話番号が記載されていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申込書本文による記入がされていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 誓約書(別記様式第2号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申込書本文による記入がされていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 職力団員の總會等に係る同意書(別記様式第3号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 申込書本文による記入がされていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 応急仮設住宅としての使用に係る同意書(別記様式第4号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 貸主名義による記入がされていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 借主名義の住民票(マイナンバーの記載のないものに限ります)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 避難住民であることの証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 委任状(別記様式第5号) → ※ 必要な場合に提出(貸主が不動産業者等に管理を委託する場合など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
※ 委任状本文及び委任状本文それぞれによる記入がされていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 チェックリスト	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

入居決定の通知

建 築 号
令和 年 月 日

(入居者) 様
(貸主) 様
(仲介業者) 様

佐賀県県土整備部建築住宅課長

佐賀県への避難者向け賃貸型応急住宅について (通知)

令和 年 月 日付けで下記の方から申込みがありました様記の件については、適当と認めます。つきましては、関係書類(下記4)を作成し、仲介業者様等が取りまとの上、下記担当まで届出をお願いします。

記

1 申込者氏名 (申込番号:)

2 借上げ予定住宅

住宅の所在地	
住宅の名称等	

3 資料及び一時金等

項目	負担者	支払先	金額
家賃	県	貸主が指定する先	円
共益費	県	貸主が指定する先	円
礼金	県	貸主が指定する先	円
退去修繕負担金	県	貸主が指定する先	円
入居時負担金	県	貸主が指定する先	円
仲介手数料	県	仲介業者が指定する先	円
保険料	県	損害保険代理店等	損害保険加入費用実費

※ 契約書には、上記のとおり負担金額を記載してください。

4 本県への届出書類
次の書類について、仲介業者様等が取りまとの上、届出してください。
(1) 佐賀県賃貸型応急住宅賃貸契約書(3部)
・別添の様式に必要事項を記入及び押印してください(様式は、佐賀県ホームページよりダウンロードすることもできます)。

裏面に続きます

(2) 支払先申出書

・別添の様式に必要事項を記入及び押印してください(様式は、佐賀県ホームページよりダウンロードすることもできます)。
(3) 重要事項説明書(1部)
・仲介業者様を介す場合は、宅地建物取引業法の規定に基づき提出が必要ですが(仲介業者様作成)。
・借主(県)への対面での説明は不要ですが、転居人(入居者)には対面でご説明ください。
・別紙記載例(重要事項説明書)を参照し、転居人が署名及び押印をした重要事項説明書を借主(県)に送付してください。なお、借主(県)は、重要事項説明書への押印及び仲介業者様への返送は行いません。
(4) 定期建物賃貸借契約についての説明書(1部)
・本契約は、定期建物賃貸借契約ですので、定期建物賃貸借契約についての説明書に基づき、契約内容を入居者に説明してください。
・入居者が署名及び押印した定期建物賃貸借契約についての説明書を借主(県)に送付してください。なお、借主(県)は、説明書への押印及び貸主様(仲介業者様)への返送は行いません。
5 その他(注意事項)
・法人の場合、代表者印での押印をお願いします。
・本通知をもって、申込者様の早期入居について、御配慮をお願いします。
・なお、入居日が決まりましたら、下記担当まで連絡をお願いします
・県からの資料等の支払いにあたっては、別途、請求書の提出をお願いしますこととなりますので、ご確認をお願いします。
・火災保険等損害保険については、借主(県)が加入します。

【届出・お問い合わせ先】
〒840-8570 佐賀市橘町1丁目1番69号
佐賀県 県土整備部 建築住宅課 住宅計画担当
電話：092-25-7105 (直通) FAX：092-25-7316
E-mail: kenchiku@pref.saga.lg.jp

【検討項目 7 : 契約・入居手続きの方法】

○必要書類について

➤ 契約・入居手続きにおける必要書類

以下の書類を仲介業者がとりまとめの上、県へ提出する。

- ・佐賀県賃貸型応急住宅賃貸借契約書（3部）
- ・支払先申込書
- ・重要事項説明書（1部）
- ・定期建物賃貸契約についての説明書（1部）
- ・委任状（※契約の締結及び履行に関する一切の権限、契約代金の請求及び受領に関する一切の権限を代理人に委任する場合）

○重要事項説明等の交付・説明について

- 仲介業者を介す場合は、宅地建物取引業法の規定に基づき、仲介業者が作成し提出する。
- 仲介業者は借主（県）への対面での説明を不要とし、県は重要事項説明書への押印及び仲介業者への返送は行わない。
- 転借人（避難住民）には対面で説明するものとする。
- 仲介業者は、記載例を参考に、転借人が署名及び押印した重要事項説明書を借主（県）に送付する。

【検討項目 7 : 契約・入居手続きの方法】

○定期建物賃貸借契約について

- 仲介業者は、定期建物賃貸借契約についての説明書に基づき、契約内容を入居者に説明し、入居者が署名及び押印した定期建物賃貸借契約についての説明書を借主（県）に送付する。
- 借主（県）は、説明書への押印及び貸主（仲介業者）への返送は行わない。

○個別世帯とのやり取りの方法について

- 対面窓口での相談対応・申請受付
- コールセンターでの相談受付
- オンライン申請フォームでの申請受付
- 個別世帯とのやり取りについては、県が主体となり、受入れ市及び関係団体と連携して実施

○損害保険について

- 県は、損害保険会社と賃貸型応急仮設住宅について、入居者を被保険者とした損害保険契約を締結する。
- 締結した保険の内容は、書面で入居者に案内する。

【検討項目 8 : 入居期間中の対応方法】

○家賃等の支払い方法について

- 県は、賃料並びに一時金等について、契約書及び支払先申出書に基づいて支払う。
- 費用負担の内訳

区分	内訳	限度額	負担	備考
初期費用	礼金	賃料の1か月分	県	
	退去修繕負担金	賃料の2か月分		明渡し時の原状回復に要する費用に充てる
	仲介手数料	賃料の0.55か月分		
	入居時負担金			鍵の交換に係る費用、クリーニング費用
	賃料	地域、入居人数に応じた額		入居月及びその翌月分
	共益費			
月額費用	賃料	地域、入居人数に応じた額		上記以外の賃料
	共益費			
	光熱費等上記以外	実費	入居者	

【支払い方法】

- ・県は契約月の翌月末までに、初期費用を支払う。
- ・入居日若しくは退去日が月の途中で、入居期間が1か月に満たない月は、月額費用の賃料及び共益費は日割りで算出した額とする。

○入居者の相談対応方法について

- 入居後の具体的な相談内容としては、設備・修繕、契約・費用、近隣トラブルに関する内容が想定される。
- 相談内容に応じて、県、受入れ市及び不動産業者が対応する。

【検討項目 9 : 退去手続きの方法】

○解約手続きの方法について

- 解約手続きにおける必要書類
 - ①退去申出書
 - ②解約申入書
- 退去する場合、入居者は貸主に退去する旨を申し出たうえで、退去日の40日前までに、退去申出書を県に提出する。
- 県は、入居者から提出された賃貸型応急住宅退去申出書を確認のうえ、退去日の1ヶ月前までに、解約申入書を貸主に提出する。
- 退去日の調整や立ち会いは、原則、貸主と入居者の2者で行う。

○費用精算の対応方法について

- 精算対象と精算方法（一例）

費用項目	精算方法	備考
家賃・共益費	県が貸主に支払い（国庫負担）	解約の申し入れの日から退去日までの期間が1か月未満の場合は、解約の申し入れから起算して1か月分の賃料又は賃料相当額を支払い
原状回復費用	精算なし	入居時に退去修繕負担金として支払済
クリーニング費用	精算なし	入居時に入居時負担金として支払済
火災保険料	契約期間満了により終了。費用は県が支払い（国庫負担）中途解約時は保険会社規定に従う	
光熱費等その他の費用	契約に含まれているものは県が支払い、それ以外は入居者が貸主に支払い	

◇モデル検討【公的住宅】

【検討項目 1 : 供与可能数・各戸情報の把握方法】

○公的住宅の供与可能数・各戸情報の調査・整理方法について

- 公的住宅とは、県営住宅、市営住宅。
- 公的住宅は、県は要避難地域の自治体から避難者の情報（年齢、要配慮情報等）を収集し、受入れ市に対して共有するとともに、公営住宅の供与可能数及び各戸情報（家賃、間取り、清掃や修繕を行えば入居可能かどうか等）の提供を求め、県が所管する公的住宅の情報と合わせて、一元的に供与可能数を把握する。
- 受入れ予定人数に対して供与可能数が不足すると仮定した場合、受入れ地域の近隣地区も調査の対象とする。

【検討項目 2 : 入居者の募集方法】

○募集内容について

- 県は募集内容について、受入れ市と検討・調整を行う。
- 募集内容
 - ①入居対象者
 - ②対象となる公的住宅
 - ③費用負担
 - ④契約方法
 - ⑤入居期間
 - ⑥入居・退去手続きの流れ

○周知方法について

- 県は募集内容の周知の方法及び募集パンフレットについて、市と調整のうえ決定し、避難住民へ入居の募集開始を公表する。
- 避難住民への周知については、県が編成する担当チームが主体となって行う。
- 周知の方法は、県、市及び国のHPへの掲載、各ホテルでの募集パンフレットの掲示・配布等。

【検討項目3：相談対応の方法】

○相談窓口の設置について

- 県は、相談業務の実施体制(関係者の役割分担・人員体制等)、相談窓口の設置場所及び各相談窓口においておく各種資料について、市及び国と検討・調整を行う。
- 避難住民への相談窓口については、賃貸型応急住宅と同一とする。
- 相談窓口における具体的な業務内容については、公的住宅の制度内容、公的住宅の空き室情報、入居申込み・入居手続等に関する相談に対応する他、相談内容や相談への回答の整理、質疑応答集の作成・更新等が想定される。
- 相談窓口を設置する場所としては、県及び受入れ市の庁舎等の公共施設及び各ホテル等が想定される。

○コールセンターの設置について

- 県は、コールセンター設置体制(関係者の役割分担・人員体制等)について、市及び国と検討・調整を行う。
- コールセンターについては、賃貸型応急住宅と同一とする。
- コールセンターにおける具体的な業務内容については、避難住民から相談対応が想定される。
- コールセンターを設置する場所としては、県及び受入れ市の庁舎等の公共施設等が想定される。

○空き住宅の案内方法について

- 県は、避難住民への物件案内の方法について、国及び受入れ市と検討・調整を行う。
- 案内の方法については、避難住民が県が編成するチームに直接問い合わせをする。
 - ① 県：県営住宅
 - ② 市：市営住宅
- 物件の案内については、可能な限り、避難元のコミュニティに配慮する。

【検討項目 4：入居手続きの方法（県営住宅・市営住宅）】

○必要書類について

➤ 入居手続きにおける必要書類

- ①入居申込書
- ②避難住民であることが確認できる書類（あるいは、国等から提供される避難住民のリストのようなものを想定）
- ③本人確認書類

○個別世帯とのやり取りの方法について

- 対面窓口での相談対応・申請受付
- コールセンターでの相談・仮登録受付
- オンライン申請フォームでの申請受付
- 個別世帯とのやり取りについては、県（相談窓口・コールセンター）が主体となり、受入れ市と連携して実施

【検討項目 5：入居期間中の対応方法（県営住宅・市営住宅）】

○入居期間中の相談対応の方法について

- 設置した相談窓口及びコールセンターにて、入居者の相談対応を実施する。
- 入居後の具体的な相談内容としては、設備・修繕、契約・費用、近隣トラブルに関する内容が想定される。
- 相談内容に応じて、県もしくは受け入れ市及び指定管理者が対応する。

【検討項目 6：退去手続きの方法（県営住宅・市営住宅）】

○個別世帯とのやり取りの方法について

- 退去する場合、入居者は指定管理者へ退去する旨を連絡する。
- 退去に向けた個別世帯とのやり取りについては、指定管理者が主体となり、県もしくは受け入れ市と連携して実施

◇モデル検討を踏まえた整理

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討を踏まえた整理

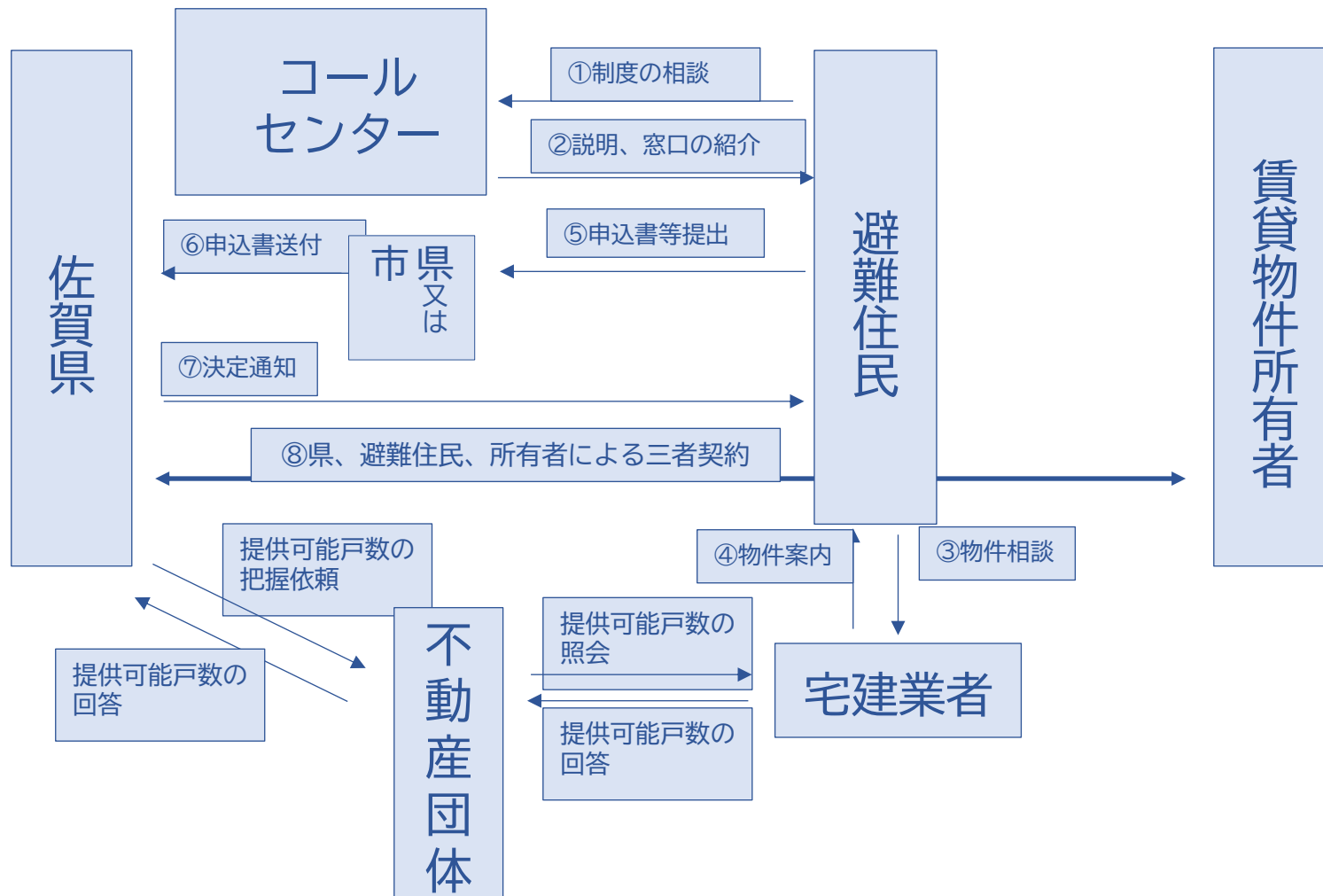
1. 関係者の役割分担

○中長期の収容施設の提供に関する担当部署・役割は以下の通り。

	担当部署	役割
県	危機管理防災課	・避難住民受入に係る全般統制、国・沖縄県・与那国町・受入市等との総合的な調整 ・予算要求等の措置
	建築住宅課	・県内の総合調整、要避難地域（沖縄県・市町村）との連絡調整 ・賃貸型応急住宅の供与可能数の把握、関連団体への供与要請・連絡調整、制度の周知、入居募集、募集時の相談対応、入居申込、貸主との契約・入居・家賃等支払い・退去事務 ・県営住宅の供与可能数の把握、制度の周知、入居募集、募集時の相談対応、入居申込、契約・入居・退去事務
市	住宅主管課	・賃貸型応急住宅の入退去に係る事務の一部 ・市営住宅の供与可能数の把握、制度の周知、入居募集、募集時の相談対応、入居申込、契約・入居・退去事務
関係団体	佐賀県宅地建物取引業協会	・賃貸型応急住宅の供与可能数の把握、県・市及び関係者との連絡調整、制度の周知、所有者への提供依頼・意向確認、募集時の相談対応・情報提供、入居媒介、借主との契約・入居・家賃等支払い・退去事務
	全日本不動産協会佐賀県本部	
	全国賃貸住宅経営者協会連合会	

2. 全体調整フロー（賃貸型応急住宅）

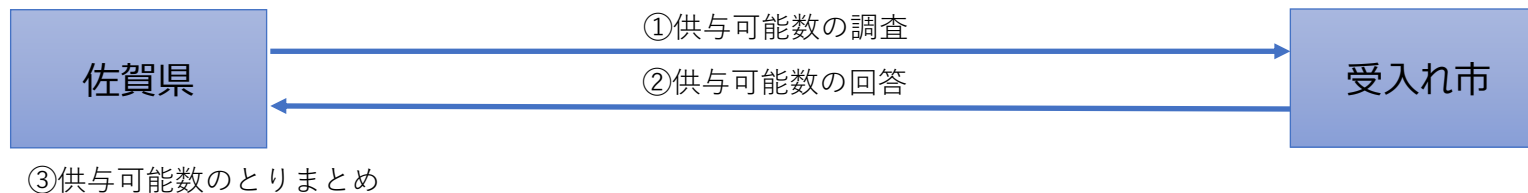
○賃貸型応急住宅の提供に関する全体調整フローは以下の通り。



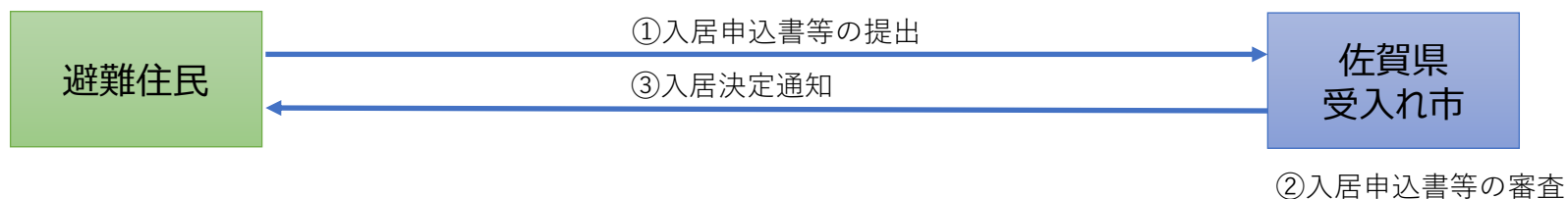
2. 全体調整フロー（公的住宅）

○公的住宅の提供に関する全体調整フローは以下の通り。

【供与可能数の把握】



【募集から入居決定まで】



3. 中長期の収容施設の提供における留意点・課題等

○留意点について

- コミュニティを考慮し、一番世帯数の多い単身世帯が校区内で入居可能な賃貸住宅の戸数を出来るだけ増やすため単身の限度額を削除。
(なお、限度額は災害時も2人世帯以下で設定している)

○課題について

- 県から関係団体等へ、収容施設の提供に係る事務を委託すると整理しているが、現時点で、委託費は国民保護法における救援の対象となっていない。費用負担の所在を整理する必要がある。
- 関係団体を通じて、収容施設の供与可能戸数を把握する場合、団体から不動産業者へアンケートを実施する方式であり、1つの空き物件を仲介する不動産業者が複数あるため、集約した回答の整理が必要。
- 不動産業者が自社で管理している物件については空き状況を確認できるが、物件所有者によっては同じ物件について複数の業者に仲介を依頼されている場合もあり、不動産業者を通して県などが物件の空き状況を一元的に把握することが難しい。
- 災害救助法に基づく賃貸型応急住宅では、諸経費の支払いルール等が通常の賃貸と異なる場合があり、貸主の承諾が得られないため、避難住民が希望する物件が、賃貸型応急住宅の対象とならない場合がある。
- 集約した回答の整理や、空き物件が賃貸型住宅の対象となるかどうかを把握するとなると、膨大な事務量となり、かなりの時間を要する。
- エアコン、ガスコンロなど物件によって備え付けの有無が異なる設備について、誰が準備するのか。

4. 避難住民数とそれに対する県内の供与可能数の整理

○佐賀市（避難元：比川地区、祖納地区）

▶ 避難元におけるコミュニティごとの世帯数内訳

コミュニティ名	比川 (比川組)	祖納 (東一組)	祖納 (東二組)	祖納 (西一組)	祖納 (西二組)	祖納 (西三組)	祖納 (西五組)	計
単身世帯	47	52	52	58	45	41	40	335
2人世帯	19	33	15	19	12	15	19	132
3～4人世帯	7	20	9	17	11	5	11	80
5人以上世帯	1	6	0	1	2	3	6	19
計	74	111	76	95	70	64	76	566

▶ 必要戸数と供与可能数の比較

	必要戸数 ①	空室数			比較 (②+③+④-①)
		民間賃貸 ②	県営住宅 ③	市営住宅 ④	
～2人世帯用	467	1,350	59	2	+944
3～4人世帯用	80	290	252	18	+480
5人以上世帯用	19	60	6	0	+47
計	566	1,700	317	20	+1471

4. 避難住民数とそれに対する県内の供与可能数の整理

○佐賀市（避難元：比川地区、祖納地区）

▶ 避難元におけるコミュニティごとの世帯数内訳

コミュニティ名	比川 (比川組)	祖納 (東一組)	祖納 (東二組)	祖納 (西一組)	祖納 (西二組)	祖納 (西三組)	祖納 (西五組)	計
単身世帯	47	52	52	58	45	41	40	335
2人世帯	19	33	15	19	12	15	19	132
3～4人世帯	7	20	9	17	11	5	11	80
5人以上世帯	1	6	0	1	2	3	6	19

▶ 佐賀駅周辺の1つの中学校区内における町域ごとの民間賃貸住宅の空室数（参考：ホームズ公式サイト）

中学校区	A中学校															
	B小学校								C小学校							
小学校区	D 地区	E 地区	F 地区	G 地区	H 地区	I 地区	J 地区	K 地区	L 地区	M 地区	N 地区	O 地区	P 地区	Q 地区	R 地区	計
町域名																
～2人世帯用	48	32	6	109	6	36	114	152	81	3	29	14	31	26	54	741
3～4人世帯用	12	5	0	16	0	7	10	9	15	0	8	0	11	3	10	106
5人以上世帯用	1	7	0	4	0	8	7	5	5	0	1	2	0	0	0	40

※単身世帯用：1R、1K、1DK　2人世帯用：1LDK、2K、2DK　3～4世帯用：2LDK、3K、3DK　5人以上世帯用：3LDK、4K、4DK

※なお、賃貸型応急住宅には家賃上限などの諸条件があり、貸主の承諾も必要なため、実際に供与可能な物件数は上記より限定される

4. 避難住民数とそれに対する県内の供与可能数の整理

○鳥栖市（避難元：久部良地区）

▶ 避難元におけるコミュニティごとの世帯数内訳

コミュニティ名	久部良 (久北組)	久部良 (久南組)	計
単身世帯	112	252	364
2人世帯	22	32	54
3～4人世帯	12	27	39
5人以上世帯	6	17	23
計	152	328	480

▶ 必要戸数と供与可能数の比較

	必要戸数 ①	空室数			比較 (②+③+④-①)
		民間賃貸 ②	県営住宅 ③	市営住宅 ④	
～2人世帯用	418	710	0	47	+339
3～4人世帯用	39	340	85	50	+436
5人以上世帯用	23	50	88	13	+128
計	480	1100	173	110	+903

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討を踏まえた整理

○鳥栖市（避難元：久部良地区）

▶ 避難元におけるコミュニティごとの世帯数内訳

コミュニティ名	久部良 (久北組)	久部良 (久南組)	計
単身世帯	112	252	364
2人世帯	22	32	54
3～4人世帯	12	27	39
5人以上世帯	6	17	23

▶ 鳥栖駅周辺の1つの中学校区内における町域ごとの民間賃貸住宅の空室数（参考：ホームズ公式サイト）

中学校区	A中学校																		計
	B小学校									C小学校									
小学校区	D 地区	E 地区	F 地区	G 地区	H 地区	I 地区	J 地区	K 地区	L 地区	M 地区	N 地区	O 地区	P 地区	Q 地区	R 地区	S 地区	T 地区	U 地区	
町域名	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区	地区
～2人世帯用	53	41	54	90	23	2	12	11	113	67	56	14	7	5	24	113	4	2	686
3～4人世帯用	21	17	31	16	15	0	3	0	25	7	0	0	0	8	45	25	6	1	220
5人以上世帯用	0	1	0	0	0	0	0	0	14	0	1	0	0	0	0	14	0	0	30

※単身世帯用：1R、1K、1DK　2人世帯用：1LDK、2K、2DK　3～4世帯用：2LDK、3K、3DK　5人以上世帯用：3LDK、4K、4DK

※なお、賃貸型応急住宅には家賃上限などの諸条件があり、貸主の承諾も必要のため、実際に供与可能な物件数は上記より限定される

5. 就学再開

◇ 検討方針

就学再開に関する検討方針

1. 就学再開に関する基本的考え方

- 児童生徒の就学機会の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における就学再開のための必要な調整や手続等について整理する。
- 避難元地域との連携・協力体制の構築や児童生徒の受入れ、就学再開の際に必要な支援等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、障害のある児童生徒への対応、児童生徒の心のケアや負担など、特別な事情等について配慮する。

2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度においては、まず、初期的な計画で検討した受入れ市町村の中から、対象となる地域を選定し、児童生徒の受入・支援スキーム等を検討することとし、平行して検討されている中長期避難住宅等の状況を踏まえ検討を進める。
- 令和7年度においては、まず、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）について優先的に検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、当面の検討においては、例えば、「避難先地域の学校への転入学」や「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」等いずれの可能性も想定しつつ、避難元地域と避難先地域の役割分担等を明確にした上で検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、例えば、児童生徒の受入については可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受入れを行うこと等について検討する。その際、必ず児童生徒の在籍関係を明確にした上で受け入れるなど、児童生徒の不利益とならないよう配慮する。

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、佐賀市、鳥栖市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：佐賀市、鳥栖市

※「初期的な計画」における避難元市町村：与那国町

○受入れ地域における就学再開に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署	役割
佐賀県 教育委員会事務局 教育総務課	県担当部署の総合調整
佐賀県 教育委員会事務局 学校教育課	義務教育に係る沖縄県との調整・窓口
佐賀県 教育委員会事務局 教育振興課 特別支援教育室	特別支援教育に係る沖縄県との調整・窓口
佐賀市 教育委員会事務局 教育部 教育総務課 鳥栖市 教育委員会事務局 教育部 教育総務課	市担当部署の総合調整
佐賀市 教育委員会事務局 教育部 学校教育課 鳥栖市 教育委員会事務局 教育部 学校教育課	義務教育に係る避難元市町村との調整・窓口 特別支援教育に係る避難元市町村との調整・窓口

◇モデル検討

【検討項目 1：避難元地域と避難先地域との連携】

双方地域の緊密な連携・協力を図る上で整理すべき事項

○避難元地域・避難先地域間において円滑な連絡調整を行うための体制・仕組みの構築

- 就学再開に関する県関係部署、県教育委員会、市町村教育委員会等における担当・連絡先等関係者を一覧化・共有する。
- 連絡調整等の総括や総合調整等を行うための体制・仕組みを整備する。
- 避難先地域や避難者等個人からの相談・問合せ等に対応するため窓口や専用サイト等の整備など、体制・仕組みを整備する。
- 双方地域関係者による意見交換等の場を定期的で開催する。

○避難元地域・避難先地域双方の役割分担の整理

- 避難先地域の学校への転入学の場合や、避難先地域における避難元学校の教育活動再開の場合など、個別の対応等に応じて、避難元・避難先双方の役割分担（各種手続の主体や協力体制等）を明確化する。
- 役割分担に関わらず、避難元地域（自治体・教育委員会・学校等）の避難後の状況や不測の事態等を踏まえ、各種手続等における弾力的な対応や必要な支援等の実施など、臨機応変に対応する。

○避難元地域・避難先地域間における児童生徒に関する情報共有

- 障害のある児童生徒など、特別な配慮・支援が必要な児童生徒の個人情報や、転入学手続等において必要となる指導要録等の基本情報を適切かつ円滑に共有できるような情報共有の考え方を整理する。
- 避難元地域等の状況等を踏まえ、転入学手続や学籍関係等における情報共有や事務手続等について弾力的に対応する。

【検討項目2：児童生徒の受入】

児童生徒の受入に係る手続・イメージ図

《避難元地域》

連携・協力

《避難先地域》



(必要に応じて)
保護者等からの相談等への対応

避難先での就学確保の対象となる児童生徒の確認

避難先での就学再開方針の検討

※「避難先地域の学校への転入学」や「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」を踏まえてどのような対応をとるかの検討
(これまでの自然災害(例))

- ・一時的に、避難先の学校へ転入学。その後、準備ができた段階で避難先で、避難元による学校を再開
- ・避難先の学校を間借りし、避難元による学校を再開 等

避難先自治体への支援依頼・調整内容の検討

(転入学の場合(例))

- ・受入れ可能学校の調整
- ・避難元自治体の教職員による協力体制・身分の調整 等

(学校再開の場合(例))

- ・施設・設備等に関する調整 等

保護者等への就学再開方針の説明

保護者等からの相談対応、相談を踏まえた調整

(必要に応じて)
避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応
(対応の例)

- ・保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供
- ・転入学手続等に関する問い合わせへの対応 等

(必要に応じて)
避難元自治体からの相談等への対応
(対応の例)

- ・避難元自治体からの相談等に応じて、就学再開に向けた検討を行う上で参考となる地域の学校や施設等に関する基礎的な情報を提供 等

避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

(対応の例)

- ・避難元からの支援依頼を踏まえ、地域の各学校や公共施設、民間事業者等に対する状況確認の実施
(児童生徒の受入や施設・設備等に関する状況把握等)
- ・学校や施設等に関する情報を集約し、避難元自治体が就学再開方針を検討・決定する上で必要となる情報を提供・説明
- ・避難元における検討・調整等の結果、再度支援依頼があった場合における対応(追加の情報収集・情報提供等) 等

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

(必要となる手続の例)

- ・(転入学の場合(例)) 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続
- ・(学校再開の場合(例)) 施設・設備の借用等に関する契約等の手続 等



就学再開



【検討項目2：児童生徒の受入】

①：「避難先地域の学校への転入学」に係る 避難先地域における調整・手続

②：「避難先地域における避難元学校の教育活動 再開」に係る避難先地域における調整・手続

避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応

- 保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供する
- 転入学手続等に関する問い合わせに対応する

- 避難元自治体の対応方針に関わらず、個別に転入学等を希望する保護者等からの問い合わせに対応する

避難元自治体からの相談等への対応

- 避難元自治体からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元自治体が転入学に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する
- 先行して受入れ学校候補の調査等を行っている場合は、当該学校に関する基本情報を提供する

- 避難元自治体からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元自治体が教育活動再開に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する
- 先行して受入れ施設候補の調査等を行っている場合は、当該施設に関する基本情報を提供する

避難元自治体からの支援依頼を踏まえた対応

- 避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の学校に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数や、障害のある児童生徒への対応状況、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う
- 私立学校について情報提供希望があった場合は、関係部署等に情報提供を要請する
- 受入れ学校候補に関する情報を集約し、避難元地域に提供するとともに、内容等について説明を行う

- 避難元自治体からの支援依頼を踏まえ、地域の施設に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数・施設規模や、設備の状況、利用に関する条件、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う
- 学校や公民館、社会教育施設等公共施設に加え、民間施設や廃校校舎等を含めた情報収集を行う
- 受入れ施設候補に関する情報を集約し、避難元地域に情報提供するとともに、内容等について説明を行う

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

- 受入れ学校及び受入れ人数を特定し、教員や備品、通学手段等の必要な教育環境整備等を行った上で受入れ準備を行う
- 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続について、これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、可能な限り弾力的に取扱い、速やかな受入れを行う
- 学齢簿編製、指導要録作成等の手続について、弾力的に対応する
- 必ず児童生徒等の在籍関係を明確にした上で受け入れるよう留意する
- 保護者・児童生徒に対する転入学前の説明を行う

- 避難元自治体からの要請等を踏まえ、施設所有者・管理者等との交渉や避難先地域住民への説明等各種調整や手続における支援・助言を行う
- 受入れ施設が学校等公共施設の場合における使用許可や借用・契約手続等について弾力的に対応する
- スクールバスや学校給食の手配等に関する地元情報等地域のネットワークやコネクション等を共有する

【検討項目2：児童生徒の受入】

児童生徒の受入に当たり勘案すべき事項

○避難期間（当初1か月／1か月を超える場合等）

- 避難直後には、避難先収容施設（ホテル等）の近隣施設（学校等）の臨時的な利用等の応急的な対応が予想されることから、これらの実施のために必要な協力・支援等（利用可能施設紹介等の調整・手続）について、速やかに対応する。
- 避難後1か月以降は、居住地が変わることが見込まれることを踏まえ、本格的な就学再開を速やかに行うことができるよう、避難元地域に対する協力や支援等について検討を進める。

○居住地（避難先収容施設）との関係

- 就学の再開に際しては、居住地との関係を踏まえることが必要不可欠であり、転入学・学校再開いずれの場合においても、まず最初に、居住地を特定した上で、通学区域や通学方法等を勘案しつつ、受入可能な学校・施設等について検討していく必要がある。
- 現時点では、避難当初の収容施設（ホテル等）の後の中長期収容施設等（住宅、要配慮者の受入れ施設等）が未確定であるため、中長期収容施設等に関する検討状況等を踏まえ、今後検討を進める必要がある。

※避難期間や居住地等を想定した受入計画の概略

区分		▶▶▶▶▶ 避難後1か月間 ▶▶▶▶▶		▶▶▶▶▶ 避難後1か月以降 ▶▶▶▶▶	
避難元地域と避難先地域との連携		速やかに連携・協力体制を整備、相談や問合せ等に対応	●避難元地域との連絡・調整等連携・協力体制構築 ●役割分担整理 ●児童生徒に関する情報共有 など	避難元地域との意見交換や相談対応、情報共有等を継続	
短期・中長期で居住地が大きく変わる場合	避難先収容施設（ホテル等）に居住する期間の教育活動	避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施	本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施 （利用可能な施設やオンラインを活用した教育活動の実施など）		
	中長期収容施設以降後の期間の教育活動	転入学の場合	転入学に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入先学校候補の調査を実施し、情報を提供 受入手続においては、弾力的・速やかに対応	避難先地域への転入学	※途中で対応が変更となる場合も想定
		学校再開の場合	学校再開に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入先施設候補の調査を実施し、情報を提供 学校再開手続等について、可能な限り協力・支援	避難元地域による学校再開	
短期・中長期で居住地があまり変わらない場合	中長期収容施設以降後の期間の教育活動	避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施	本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施	速やかに、避難先地域への転入学・学校再開を実施	
就学再開の際に必要な児童生徒への支援		避難後の状況や要請等を踏まえ速やかに対応	●学用品（教科書含む）の給与 ●スクールバス等による通学支援 ●学校給食の提供 ●オンライン教育環境の整備 ●障害のある児童生徒への配慮 ●家計が急変した児童生徒に対する就学支援 ●心のケアや学習支援等の教職員加配 ●スクールカウンセラーによる支援 など		

【検討項目3：児童生徒への支援に当たり留意すべき事項】

国民保護法における救援及び過去の自然災害の際における支援、調整・手続等を踏まえて必要な事項

○児童生徒の心のケア、負担等への配慮に関する調整・手続

- 避難先地域の学校への転入学の場合における児童生徒に対する心のケア、負担等への配慮に関する対応として、スクールカウンセラーの配置等による心のケアやスクールバス等による通学支援、家計が急変した世帯への経済的支援等の対応を行う。
- 避難先地域において教育活動を再開した避難元学校が実施する児童生徒の心のケア等に係る協力・支援として、避難元学校からの要請等を踏まえ、スクールカウンセラーの配置やスクールバス等による通学支援等各種手続等に関する支援・助言、情報提供や、避難先地域の医療機関の紹介等、地域の情報やコネクション等を共有する。

○進級、進学、卒業等における配慮

- 児童生徒の各学年の課程の修了または卒業の認定等に当たっては、弾力的に対応し、進級、卒業等に不利益が生じないよう配慮する

○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（就学前施設についての整理）

- 幼稚園や認定こども園、保育所等就学前施設に関しては、本年度の検討成果等を踏まえた上で、今後検討を進める。

◇意見聴取等・課題整理

【検討項目4：課題・留意点等の把握（一案）】

モデル検討の各事項等における実行上の課題や留意点等の把握

○受入れ県・市町村の担当部署等に対する意見聴取等による児童生徒の受入れや就学支援等に関する課題・留意点等の整理

区 分		主な意見【部署名】
避難元地域と避難先地域との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・転入学において、先生が変わる場合、事前に児童生徒の家庭状況の把握等が必要と思われるが避難元と避難先の情報共有はどのようにするのか。【市教委】 ・障害児の受け入れは情報の伝達がとても重要であると考え。事前の課題として、障害種や障害内容、行動特性、医療的ケアの有無などを平時から共有する体制整備が挙げられる。また、慣れない環境によるパニックを防ぐ静養スペースの確保や、避難元の特別支援担当教員と受け入れ校教員のペアリング、県立特別支援学校からの支援も必要と考える。さらに、福祉部局と連携し、学校外の支援も途絶えさせない体制の確立が求められる。【市教委】
児童生徒の受入	避難先地域の学校への転入学	<ul style="list-style-type: none"> ・避難先学校として、駅周辺の学校を候補としているが、学校によっては、教室数がひっ迫しており、そもそもの受け入れが難しい場合がある。また、避難から転入学までに、避難者の住宅の場所によっては、通学のための手段を検討しておく必要がある。【市教委】 ・特別支援学級の児童生徒が転入学する場合は、入級許可書のほか、避難元から「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」、もしくは、それに相当する情報の提供が必要。【市教委】 ・受入校に、転入学する児童生徒の障害種の学級が設置されていない場合は、対応を考える必要がある。【市教委】 ・特別支援学級への入級については、通常、市町の教育支援委員会の意見書が必要となっている。【県教委】 ・転入する児童生徒の支援学級への入級手続きについては、市町ごとに違いがあるが整理が必要となる。【県教委】 ・特別支援学級は定員が8名であるため、ひとつの学校に入級者が集中することで教育活動に影響が出るようなことがないよう配慮が必要である。【県教委】 ・市内に住所を移さずに就学する場合、児童生徒の情報（氏名、性別、生年月日、就学期間など）の把握が困難なため、区域外就学などの制度を用いて、避難元教育委員会と情報の共有を行う必要がある。また、区域外就学の対象となるよう国から通知を发出してほしい。【市教委】 ・転入にかかるクラス編成に伴う教室の増設。教室増設に伴い、内装改修、設備改修が必要となる。【市教委】 ・急なクラス人員増による環境整備が必要になる（教室、机・いす・パソコンなどの備品、ネット環境など）。【市教委】 ・教科書の相違から進度が異なることも考えられるため、カリキュラムの調整が必要となる。【市教委】
	避難先地域における避難元学校の教育活動再開	<ul style="list-style-type: none"> ・避難元のコミュニティに配慮する場合、住民が避難先市の主要駅近くにまとまって居住し、徒歩で通学できる近隣の学校施設で就学再開することがベストと考えるが、避難先市の近隣の学校は空き教室が不足している。【市教委】 ・一般施設での学校再開の場合、運動場や屋内運動場の施設がないので、体育の授業をどのように行うか。【市教委】 ・一般施設での学校再開は「学校の新設」に等しい整備が必要と考える。机・椅子などは市内予備備品の集約やリースで確保し、ICT環境やWi-Fi整備等の多額の費用は、国からの財政支援が必要である。【市教委】
児童生徒への支援に当たり留意すべき事項		<p>【障害のある児童生徒への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ学級の環境整備や対応する職員（特別支援教育の専門性を要する職員）の配置。【県教委】 ・使用している教材・教具等の準備（障害の特性に応じて使用している教材・教具（スケジュール表や補助具等）があると考えられるが、持ち出し可能であれば日頃使用しているものを転学先でも使用できると児童生徒の安心につながる。【県教委】 ・個別的教育支援計画・個別の指導計画、実態整理表などの引継ぎ（必要な合理的配慮等の共有）。【県教委】 ・トイレの洋式化やバリアフリー対応のトイレが未設置の学校、また、昇降機やエレベーターの未設置の学校では、事前に改修が必要となる。【市教委】 ・転入する学校がバリアフリー化されていない場合、大規模な改修が必要となり、早急な対応ができないこともある。【市教委】

【検討項目4：課題・留意点等の把握（一案）】

モデル検討の各事項等における実行上の課題や留意点等の把握

○受入れ県・市町村の担当部署等に対する意見聴取等による児童生徒の受入れや就学支援等に関する課題・留意点等の整理

区 分	主な意見【部署名】
児童生徒への支援に当たり留意すべき事項	<p>【スクールバスによる通学支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先市では平時において、スクールバスを運行していない。また、避難者向けにスクールバスを新たに運行する場合、交通事業者の運転士が不足している。【市教委】 <p>【家計が急変した児童生徒に対する就学支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援については、予算計上が必要なため、対象者数によっては、早急な対応が困難である。また有事という国家レベルの緊急事態における就学支援は、自治体の財源だけでは限界がある。【市教委】 <p>【心のケアや学習支援等の教職員加配】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の急増が起きた場合には、県から市町へのヒアリングを行い学習支援や児童生徒への個別の支援を目的に、教員の追加配当を行うことは可能だが、養護教諭定数は余剰がないため、心のケアを行う養護教諭の配当は難しい。【県教委】 ・市の現在の体制では対応が困難。【市教委】 ・市立学校の教職員は県費職員であることから県教育委員会教職員課との協議を行っていただく必要がある。市の単費による教職員の加配は過去行っておらず、有事の際であるならば国庫負担がしかるべきではなかろうか。仮に加配があったとしても、近年の慢性的な教員不足から緊急に採用することは難しいと考える。児童生徒の状況を最も熟知している避難元の教職員が、本市の受入れ校において共に教育活動に当たることは、児童生徒の安心感に繋がり、学習支援・心のケアの両面で極めて有効である。避難元の教職員を本市の教育活動に従事させるための「兼務発令」および身分保障に関する柔軟な運用が必要と考える。【市教委】 <p>【スクールカウンセラーによる支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の現在の体制では対応が困難。【市教委】 ・対象となる児童生徒およびその保護者は、突如として住み慣れた故郷を離れ、とても強い不安と心理的ストレスを抱えた状況にあると考える。県より割り当てられているSC等の相談時間は、平時の需要に基づくものであり、有事の緊急事態には到底対応できないので、避難児童生徒数に応じたSCおよびSSWの追加配置・派遣回数的大幅な拡充が必要になると考える。【市教委】 <p>【学校種に応じた配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校では、環境の変化による情緒不安定や体調不良への配慮が不可欠である。【市教委】 ・教科書の相違から進度が異なることも考えられるため、カリキュラムの調整が必要となる。【市教委】 ・中学校では思春期特有の心理不安に加え高校入試や部活動への不安が大きな課題となる。入試における特例措置や中体連への出場資格申請等、特別の配慮が必要である。【市教委】 ・本音を話せる居場所を作り、そこに避難元の先生をあてるなど校内での柔軟な対応も必要になると考える。【市教委】

【検討項目4：課題・留意点等の把握（一案）】

モデル検討の各事項等における実行上の課題や留意点等の把握

○受入れ県・市町村の担当部署等に対する意見聴取等による児童生徒の受入れや就学支援等に関する課題・留意点等の整理

区 分	主な意見【部署名】
児童生徒への支援に当たり留意すべき事項	<p>【進級・進学・卒業等における配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式学級で学んでいる児童の履修漏れがないように対応する。【市教委】 ・進級・卒業については、出席日数や評価を柔軟に認定し、不利益が生じないよう配慮する必要がある。高校入試を控えた中学生には、進路保障に向け、「高校入試の特別枠設置」や「内申点の弾力的運用」が必要になると考える。【市教委】 <p>【受入れ学校における教職員の負担等への配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別の対応が必要となる場合、学級担任や教務主任への負担増が見込まれる。また、ひとつの学校に集中して児童生徒が転入する場合には、人的な支援が必要と考える。その場合には、教職員の追加配当を検討する。【県教委】 ・避難児童生徒の受け入れでは、受け入れ校の教員が「通常業務＋緊急対応」で疲弊しないよう、校内業務の精選とチーム体制の構築が不可欠である。避難教職員も被災者であることを鑑み、当初は心理的支柱としての役割に留め、学習支援員やカウンセラー等の外部人材を重点配置する人的支援が必要と考える。現場教員が児童生徒の学習指導及び心のケアに専念できる組織的なバックアップ体制の確立が求められる。【市教委】 <p>【学校以外の施設への給食の手配】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開場所がどこかによって近隣の給食施設が異なり、転入児童生徒分の食数を追加で作ることが可能かどうかの確認が必要。【市教委】 ・再開場所へ配送するために、トラック等の配送車の手配や配送員等の人員の確保が必要で、場合によっては配送元や配送先の施設整備といった対応も必要になると考えられる。【市教委】 ・パントリーの設備が整っていない施設では、給食の搬入が困難であると考えられる。また、配送先が1つ加わることによる配送ルートの変更、それに伴う配送コストの増加など、国からの財政支援が必要であると考ええる。【市教委】 ・事前に、児童生徒のアレルギーの有無等、保護者への細やかな聞き取り調査が必要ではないかと考える。【県教委】 ・教育再開場所への配送、現地での配膳等、通常の給食提供と異なる作業が発生するため、人員と費用面での負担が増加。また、再開場所での提供までに異物混入等が起きないよう細心の注意が必要。【県教委】 ・特別支援学級に在籍する児童生徒の中には、アレルギー対応のほかにも、障害の特性や発達段階に合わせた「食形態の調整（大きさ、硬さ、温度等）」、「食事の介助」、「感覚過敏への配慮（音、視覚等）」の対応が必要なケースもあり、保護者だけでなく関わる担任や栄養教諭、養護教諭、医師等の専門家、食事介助者等との連携が必要。【県教委】 ・学校以外の場所やアレルギー対応等で手配が困難な場合は、家庭からの持参（その場合は費用の支援をどうするか）とすることもありうる。【県教委】 ・小学校の給食無償化が始まった場合、該当児童の給食費の扱いがどうなるか、国の方針が決まり次第、沖縄県との調整が必要だと考える。【県教委】
上記以外（自由意見含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩で通学できる学校施設で、生徒がまとまって就学再開する場合、学校周辺の物件数が限られている場合があるため、子育て世帯の住居を集約するなどの配慮が必要。【市教委】 ・避難生活の長期化を見据え、与那国町のアイデンティティの喪失を防ぐため「コミュニティ単位での避難」と、伝統芸能等を継続できる場の保障が重要と考える。また、地元との摩擦を防ぐため、受入れ側と「支援者・避難者」という枠を超えた双方向の交流を促し、学校行事での文化発表などを通じて理解を深めることが必要と考える。平時からどのように互いの地域の文化交流を図っていくのかも課題である。【市教委】

【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○意見聴取結果等を踏まえた検証・分析

区分		意見聴取結果等を踏まえた検証・分析結果の整理（本年度のモデル検討への反映状況等）
避難元地域と避難先地域との連携		・避難元から避難先へ提供すべき児童生徒の情報の整理や共有方法の検討
児童生徒の受入	避難先地域の学校への転入学	・特別支援学級に転入する児童生徒の受入れに必要な手続き・方法の検討
	避難先地域における避難元学校の教育活動再開	・空き教室、代替施設の確保 ・教室以外で実施する授業への対応
児童生徒への支援に当たり留意すべき事項		・障害のある児童生徒の受け入れに必要な環境の整備 ・教職員・SCなど支援人材不足への対応 ・支援を適切に行うために必要なハード・ソフト面の整備に係る費用負担の整理
上記以外（自由意見含む）		・学校行事を通じた避難元と避難先の文化交流機会の確保

○分析結果等を踏まえた次年度の検討に向けた課題等の整理

次年度の検討に向けた課題等	課題の解決方策や調整・手続に係る改善方策（次年度モデル検討への反映の方向性等）
児童生徒に関する情報の共有	避難元の意向、国の対応方針を踏まえて調整
児童生徒の支援人材不足	避難元の意向、国の対応方針を踏まえて調整
避難先学校や自治体への財政支援	国の対応方針を踏まえて調整

【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析（一案）】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○検証・分析における参考データ①：避難元地域の学校数・児童生徒数・教員数

- 「初期的な計画」における避難元に所在する小学校・中学校の数は以下の通り。
- 高等学校、特別支援学校はなし。

初期的な計画 における 受入先市町村	避難元 市町村	小学校			中学校		
		学校数	児童数	教員数	学校数	生徒数	教員数
佐賀市	与那国町	2	60	17	1	33	8
鳥栖市	与那国町	1	46	8	1	25	7

R7年度時点
 ・与那国小学校：5・6年複式学級
 ・比川小学校：1・2年複式学級
 ・久部良小学校：3・4年複式学級
 5・6年複式学級
 ※各小学校には特別支援学級あり

○検証・分析における参考データ②：県内受入れ先市に所在する学校数

- 「初期的な計画」における受入れ先市に所在する小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の数は以下の通り。
- 実際の受入れにおいては、各学校の実状や避難元地域の意向、児童生徒の居住地・通学区域（学区）等、様々な条件を踏まえた上での調整が必要となるため、全ての学校が受入対象ではないことに留意する必要がある。

(令和7年5月1日現在)

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
佐賀市	国立	1校	1校	－	1校 (小学部1、中学部1、高等部1)
	公立	35校	20校	7校	4校 (小学部4、中学部4、高等部4)
	私立	－	4校	6校	－
	合計	36校	25校	13校	5校 (小学部5、中学部5、高等部5)
鳥栖市	国立	－	－	－	－
	公立	8校	5校	3校	1校(分校) (小学部1、中学部1)
	私立	－	－	－	－
	合計	8校	5校	3校	1校 (小学部1、中学部1)
合計		44校	30校	16校	6校 (小学部6、中学部6、高等部5)

【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析（一案）】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○検証・分析における参考データ③：就学再開まで、児童生徒が学習可能な施設の候補

- 与那国町の児童生徒を佐賀市及び鳥栖市で受け入れると想定した場合。
- 避難直後に、避難先収容施設（ホテル等）の近隣施設を活用し、本格的な就学再開まで、児童生徒が応急的に学習できるスペース。

受入れ市	候補場所名	部屋名	収容人数（名）
佐賀市	施設A	会議室A	80
		会議室B	27
		会議室C	21
		合計	128
鳥栖市	施設B	会議室A	48
		会議室B	72
		ホールA	180
		会議室C	16
		会議室D	18
		会議室E	18
		会議室F	18
		和室A	8
		和室B	12
		その他A	18
		その他B	18
		合計	426

【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析（一案）】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○検証・分析における参考データ④：転入学先の候補学校

- 与那国町の児童生徒が佐賀市及び鳥栖市の小学校・中学校へ転入学することを想定した場合。
- 児童生徒が、なるべく駅近傍の1つの小学校・中学校へ転入学できるように候補となる学校を選定。

受入れ市	小学校名	中学校名
佐賀市	A小学校	A中学校
	B小学校	—
	C小学校	—
鳥栖市	D小学校	B中学校
	E小学校	C中学校
	F小学校	D中学校

○検証・分析における参考データ⑤：学校再開の候補施設

- 与那国町の児童生徒を佐賀市及び鳥栖市で受け入れると想定した場合。
- 児童生徒が、なるべく駅近傍で学校再開できるように候補となる学校及び学校近隣の施設を選定。
- 学校の場合は校内の教室、近隣施設の場合は会議室等を再開場所として活用

受入れ市	学校名	小・中学校近隣の他施設
佐賀市	A小学校	A公民館
鳥栖市	B中学校	施設B

6. 就労支援

就労支援の 検討に係る 基本的な 考え方

- 国民保護基本指針等に定めるとおり、職業紹介等の雇用対策の中心は厚生労働省であり、都道府県は厚生労働省の施策、措置に協力し、被災地域等の実情に応じた雇用確保等を実施する役割であることから、令和7年度における九州・山口各県における避難住民の方々の就労支援の検討は、避難先地域の自治体と都道府県労働局とが協力して行う。
- 令和7年度の佐賀県における就労支援の検討については、「避難住民や避難先地域の実情に応じた雇用確保」に主眼を置き、沖縄県先島5市町村で就業している方々の職業等を考慮するとともに、本県の受入市町の労働市場、就労支援等の状況を踏まえた上で、避難先地域の自治体と佐賀労働局における平素からの連携、協力といった仕組みを活用した体制等を整理するほか、就労をはじめ多岐にわたる労働関連の相談窓口の設置や雇用吸収ができないと予想される分野、避難により生じる雇用機会に対して、避難先地域の自治体と佐賀労働局との間で準備できることについて検討していく。

前提事項

- 避難元の先島5市町村から避難先の九州・山口各県に約11万人の全住民が避難する。
- 避難先の九州・山口各県では、通常为社会経済活動が行われているものとする。
- 職業紹介をはじめ就労支援は、国が主体となる業務が多く、国（佐賀労働局）と県との役割を明確にした上での検討を行う。
- 避難元の先島5市町村の就業者数と避難先各県のハローワーク等関連施設の情報等から、実態把握と課題の抽出等を行うほか、本想定時における総合的な労働相談窓口の設置可否検討の材料とする。
- 個別のマッチングによるコミュニティ配慮、中長期の収容住宅の提供、就学再開との整合性までは検討しないが、避難住民が避難先の県内において就労できるよう支援する。
- 障害者、高齢者、母子・父子家庭の就労支援に配慮する。
- 費用負担は、これまでの自然災害に関する対応も参考に、政府において引き続き検討する。

就労支援のフロー(一案)

就労支援のフロー案



- | ①避難開始 | ②実態把握 | ③総合的な労働相談窓口 <検討> | ④避難住民への各種支援措置の検討 | ⑤総合的な労働相談窓口 <準備> | ⑥総合的な労働相談窓口 <設置> | ⑦必要に応じ機能の追加 | ⑧総合的な労働相談窓口 <縮小移転> | ⑨通常業務を通じた支援継続 |
|-------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------|--------------------|---------------|
|-------|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------|--------------------|---------------|

国 都道府県労働局	平時に構築した体制を基に、支援準備を開始し、県等に連絡	受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握 避難住民の就業者数の把握・分析	②を基に設置可否、設置数、付する機能、設置時期の目安等を検討 必要人員、資機材等に係る調整	各種就労支援策を検討 医療・福祉分野におけるマッチング支援	④を反映して③を具体化	人員、資機材等を確保して設置 広報・周知	避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断 避難住民の状況や要望を踏まえた支援	相談者数等の状況に応じ、総合的な相談窓口の縮小	通常の施設、人員での支援を継続
	県	平時に構築した体制を基に、支援準備の開始	受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握 避難住民の就業者数の把握・分析	②を基にした国の検討を受けて必要に応じ候補を選定 県として付する機能に係る関係部局等と調整	各種就労支援策を検討 取組事業（担い手支援施策等）の活用検討	国の設置準備に協力	県の取組に必要な人員、資機材等の確保 広報・周知	避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断 避難住民の商況や要望を踏まえた支援	相談者数等の状況に応じ、総合的な相談窓口の縮小

実態把握を踏まえた就労支援等

平時の準備 (体制づくり) 雇用対策協定を中心に置いた国民保護事案時の就労支援の体制や手順等を確認（通常業務や雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を活用）

就労支援のフロー

実態把握による課題の抽出(一案)

受入れ市町・人数とハローワーク等関連施設の分布状況の把握

避難元自治体	受入れ市町と受入れ人数	
比川小学校区	佐賀市	1 1 3 人
与那国小学校区		8 6 9 人
久部良小学校区	鳥栖市	7 2 6 人
合計	2 市	1,7 0 8 人

ハローワーク等関連施設
2 箇所 (佐賀労働局) (佐賀公共職業安定所)
1 箇所 (鳥栖公共職業安定所)
受入れ市町以外の県内施設 4 箇所

突 合

避難先施設であるホテルは駅周辺であるため、駅から近い佐賀公共職業安定所、鳥栖公共職業安定所の通常窓口にて対応

統計資料の突合による実態把握と課題の抽出

与那国町の職業別就業者数	
管理的職業従事者	31人
専門的・技術的職業従事者	109人
事務従事者	158人
販売従事者	52人
サービス職業従事者	159人
保安職業従事者	180人
農林漁業従事者	107人
生産工程従事者	84人
輸送・機械運転従事者	47人
建設・採掘従事者	71人
運搬・清掃・包装等従事者	57人
合計	1,055人

佐賀県の月間有効求人件数	
	32人 (1.06倍)
	4,175人 (1.60倍)
	1,614人 (0.44倍)
	1,822人 (2.64倍)
	3,647人 (2.28倍)
	375人 (3.26倍)
	201人 (1.81倍)
	1,604人 (1.39倍)
	1,047人 (1.85倍)
	1,149人 (4.71倍)
	1,295人 (0.57倍)
	16,961人 (1.06倍)

突 合

求人倍率が低い職種については重点的に求人開拓が必要。
特に事務従事者、農林漁業従事者、運搬・清掃・包装等従事者
(佐賀所単独でみると生産工程従事者、鳥栖所単独でみると販売従事者、保安職業従事者が不足)
避難者優先求人の提出を要請

令和7年4月(原数値)

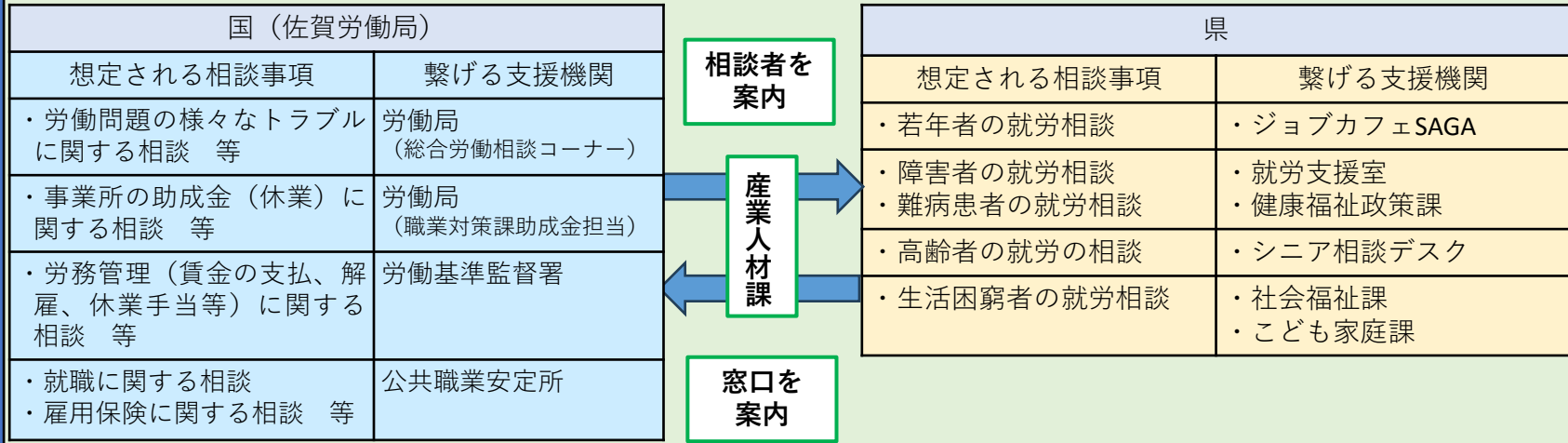
モデル検討の対象となる受入れ地域の選定(一案)

- ・「初期的な計画」で検討した受入れ市町の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、佐賀市、鳥栖市を選定する。
- ・受入れ地域における就労支援に関する担当部署・役割は以下のとおり。

モデル検討の対象となる受入れ地域 佐賀市、鳥栖市 (※避難元の市町村：与那国町)		
担当部署		役割
国 (佐賀労働局)	職業安定課	県内の支援体制構築に向けた総合調整
	ハローワーク佐賀	佐賀市における就労支援の実働の中核
	ハローワーク鳥栖	鳥栖市における就労支援の実働の中核
佐賀県	産業人材課	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の支援体制における佐賀労働局と県の情報共有に関する窓口 ・佐賀労働局と県における連絡調整、庁内における人員等の調整

モデル市町の選定 (関係者の整理)

○県内の支援体制における佐賀労働局と県の情報共有に関する窓口 (イメージ)



モデル検討の対象となる受入れ地域の選定(一案)

○佐賀労働局と県における連絡調整、庁内における人員等の調整(イメージ)

モデル市町の選定(関係者の整理)

	①避難開始	②実態把握	③総合的な労働相談窓口<検討>	④避難住民への各種支援措置の検討	⑤総合的な労働相談窓口<準備>	⑥総合的な労働相談窓口<設置>	⑦必要に応じ機能の追加	⑧総合的な労働相談窓口<縮小移転>	⑨通常業務を通じた支援継続
市町	平時に構築した体制を基に、支援準備を開始し、県等に連絡	受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握 避難住民の就業者数の把握・分析	②を基に設置可否、設置数、付する機能、設置時期の目安等を検討 必要人員、資機材等に係る調整	各種就労支援策を検討 医療・福祉分野におけるマッチング支援	④を反映して③を具体化	人員、資機材等を確保して設置 広報・周知	避難住民(相談者)の状況や要望から機能の追加等を判断 避難住民の状況や要望を踏まえた支援	相談者数等の状況に応じ、総合的な相談窓口の縮小	通常の施設、人員での支援を継続
県	平時に構築した体制を基に、支援準備の開始	受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握 避難住民の就業者数の把握・分析	②を基にした国の検討を受けて必要に応じ候補を選定 県として付する機能に係る関係部局等と調整	各種就労支援策を検討 取組事業(担い手支援施策等)の活用検討	国の設置準備に協力	県の取組に必要な人員、資機材等の確保 広報・周知	避難住民(相談者)の状況や要望から機能の追加等を判断 避難住民の商況や要望を踏まえた支援	相談者数等の状況に応じ、総合的な相談窓口の縮小	通常の施設、人員での支援を継続

①佐賀労働局から県産業人材課へ情報共有

実態把握を踏まえた就労支援等

②把握した就業者数を庁内各課に共有。各課で応援要員が必要か確認。

③②で確認した必要人員数を人事課に報告し、動員の調整。

体制づくりに係る検討内容案

平時の協力体制の活用

- ・ 非常時にのみ設置し連携して佐賀県全域にわたる就労支援を展開する性質上、平時からの連携強化や非常時に取り得る活動等の確認は必須である。
- ・ 佐賀労働局と佐賀県とは雇用対策協定を締結しており、非常時における就労支援に関しても一層役割分担を明確しておくことが肝要である。
- ・ 雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を有効活用しての連携強化と非常時に取り得る活動等の確認を図っていく。
- ・ また、非常時における運営協議会をはじめとした関係者への連絡方法等はメール等を用いて確立する。
- ・ 国（佐賀労働局）及び県等は、それぞれ関係部局等に対して本取組の周知を図る。

体制の性質

- ・ 国（佐賀労働局）が主体となり県等と連携を図って就労支援を行う。
- ・ 県は国（佐賀労働局）が行う就労支援に協力するほか、県独自の就労支援にも並行して取り組む。

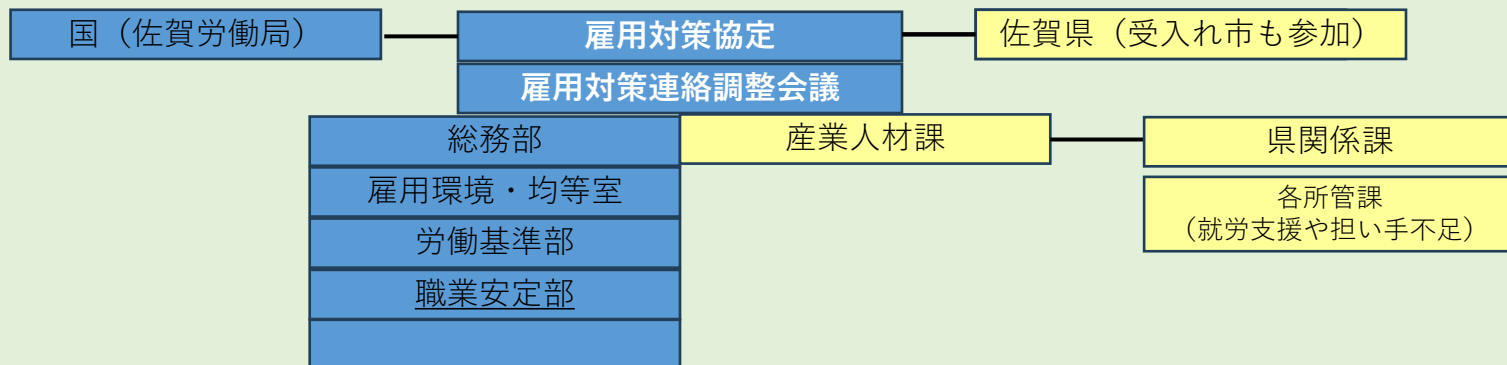
立ち上がりの時期

- ・ 避難元都道府県に対し、九州・山口各県を避難先地域と指定した「避難措置の指示」の発令を契機とする。

体制づくりに係る検討内容案

メンバー等

- ・佐賀労働局と佐賀県との間で締結している「雇用対策協定」とその中で運用している雇用対策連絡調整会議を中心にメンバー等を検討する。



- ・平時に、通常業務や連絡調整会議の機会を通じ、国民保護事案発生時の就労支援の体制や手順の確認を行う。

本体制が就労支援で果たそうとする役割

実態把握① 就労支援に係る事前準備のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・救援の指示発令直後に受入れ数、受入れ市町を把握するほか、避難先住民のうちの就業者数の概数等を統計資料等から分析して国、県や市等で共有し、課題を抽出する。 ・実態把握は断絶させることなく、避難住民の需要を把握してその解決を図る。
総合的な労働相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の必要性の判断 ・設置場所、設置数、付する機能、縮小・移転等の時期の判断 ・総合的な労働相談窓口に適した施設の選定
人員等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の派遣調整（国・県）、全国からの応援職員の派遣申請等（国） ・就労支援活動に必要な資機材の検討及び調整
実態把握② 避難住民の状況や要望を踏まえた就労支援のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・統計資料等の傾向から事前に準備しておく就労支援の検討 ・総合的な労働相談窓口における実態把握を基にした就労支援の検討

総合的な労働相談窓口等のイメージ

- 避難者からの労働に関する相談について、ニーズに応じた的確に対応するため、**①総合的な労働相談窓口、②特別労働相談窓口**の設置を検討する。

①総合的な労働相談窓口：

(想定される対象者)

労働に関する問題を抱えているが、どこに相談したらいいのか分からない方

(有する機能)

相談者の抱えている問題を丁寧に聞き取り、問題を切り分けて問題ごとに適切な相談窓口を整理し教示すること

②特別労働相談窓口：

(想定される相談者)

自身の抱えている労働に関する問題について、どこに相談すればいいのか分かっている方

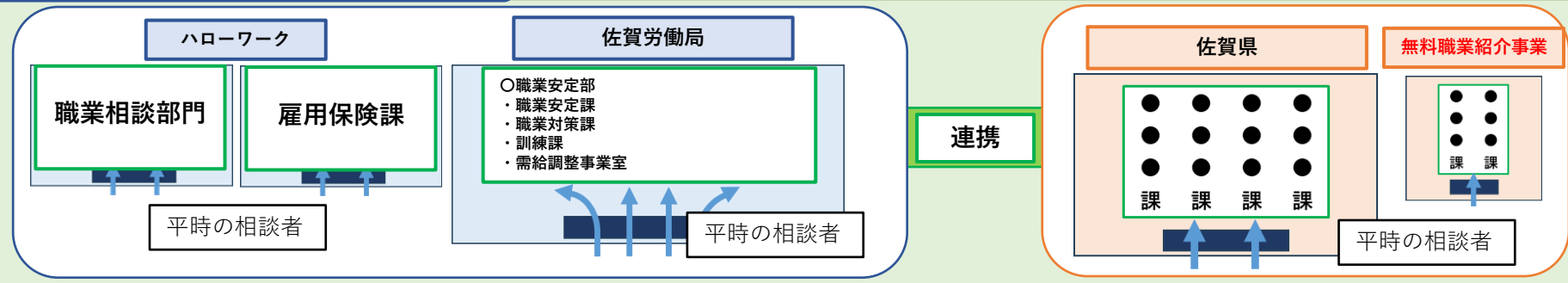
※ 総合的な労働相談窓口を経由して案内される方もいれば、総合的な労働相談窓口を経由せず直接利用する方もいる想定

(有する機能)

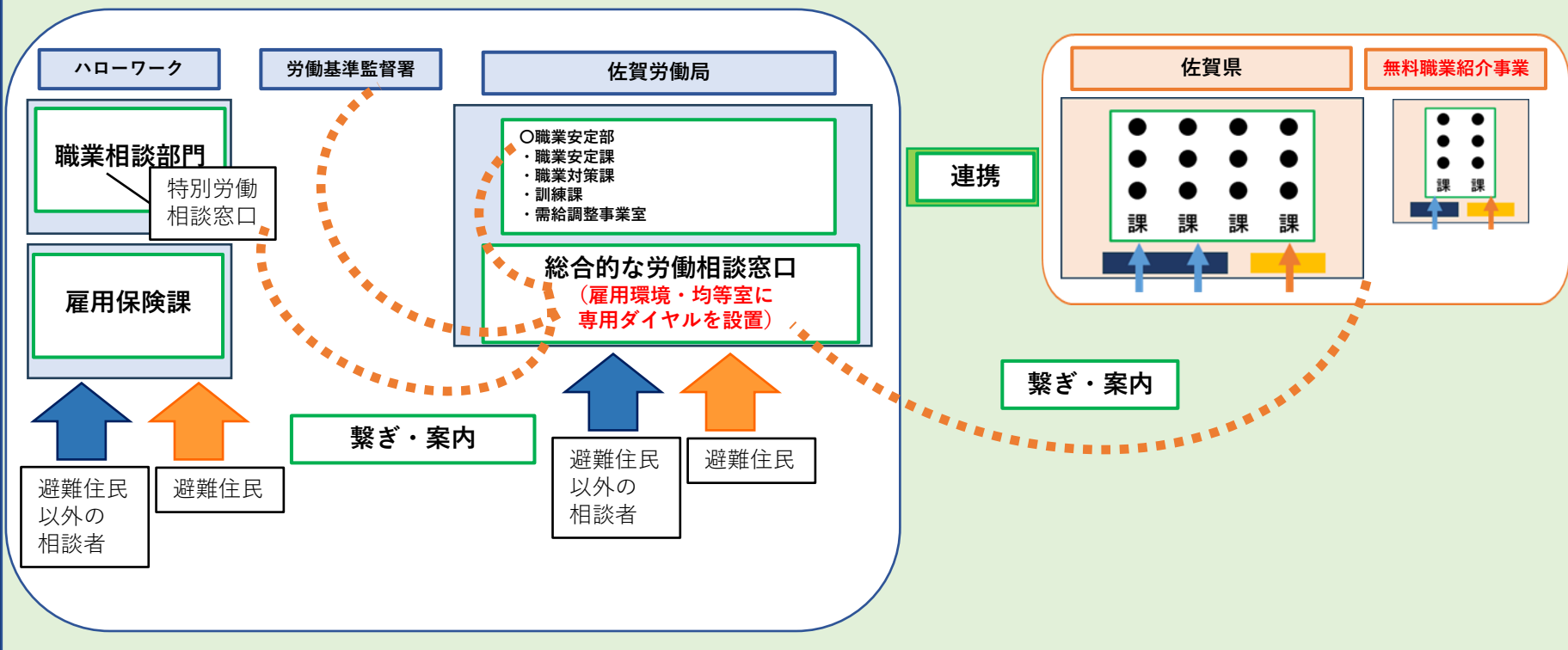
相談者の抱えている問題を解決するため、専門的な支援を実施すること

総合的な労働相談窓口等のイメージ

平時の
連携と
相談者
の流れ



総合的な
労働相談
窓口
(設置)
と相談者
の流れ



総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第1 労働局やハローワーク等の施設での対応が可能か、相談窓口の設置が必要かの判断

労働局等の既存関連施設での運営可能性

佐賀労働局（佐賀県佐賀市） 担当区域：佐賀県全域					
受入れ数	想定される潜在的相談者数	相談対応が可能な施設	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
佐賀県全域で与那国町から約1,700人を受入れ	佐賀県全体で約1,055人(*) (*)就業者数を潜在的な相談者数と仮定。 (令和2年国勢調査より)	佐賀労働局 佐賀労働基準監督署 ハローワーク佐賀 ハローワーク鳥栖	経験則から1人当たり20分と想定して、最大300人	JR佐賀駅から徒歩20分以内 ハローワーク鳥栖は徒歩10分	必要
総合的な労働相談窓口等を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の就労相談等に係り、労働局の施設・人員だけで対応することは困難であるため、その対応の中心はハローワークが担う。労働局の職員は繁忙が予想されるハローワークへの派遣人員として調整し、労働局には雇用環境・均等室に専用ダイヤルを設置し、電話により相談対応を行う。 ・ハローワーク佐賀等の既存の窓口において、他所からの応援体制を整えることで、避難住民の就労相談等に対応することが可能である。また労働局に専用ダイヤルを設置し電話による相談も受け付けることから、既存施設での運用が可能である。 				

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

労働局等の既存関連施設での運営可能性

ハローワーク佐賀（佐賀県佐賀市白山2丁目1-15） 担当区域：佐賀市、小城市、神埼市、多久市					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
佐賀市で約620人を受入れ	通常の受付14ブースを使用（仕切り有）	14人（通常窓口と応援派遣2名合わせて）	経験則から1人当たり20分と想定して、最大200人	JR佐賀駅から徒歩14分 佐賀市営バス白山停留所	必要
特別労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応スペースは通常の窓口+応援窓口にて行き通常ブースを含めて14ブースを使用。通常の相談者と同じスペースを使用。 ・職員が不足する分は応援派遣が必要（2名）。 ・既存の窓口で他所からの応援体制を整えることで避難住民の就労相談等に対応する。 				

ハローワーク鳥栖（佐賀県鳥栖市東町1丁目1073） 担当区域：鳥栖市、三養基郡、神埼郡					
受入れ数	相談対応が可能なスペース等	相談対応に専従可能な職員	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
鳥栖市で約435人を受入れ	通常の受付8ブースを使用（仕切り有）	8人（通常窓口と応援派遣3名合わせて）	経験則から1人当たり20分と想定して、最大100人	JR鳥栖駅から徒歩9分	必要
特別労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応スペースは通常の窓口+応援窓口にて行き通常ブースを含めて8ブースを使用。通常の相談者と同じスペースを使用。 ・職員が不足する分は応援派遣が必要（3名）。 ・既存の窓口で他所からの応援体制を整えることで避難住民の就労相談等に対応する。 				

人員の確保

- ・ハローワーク佐賀及びハローワーク鳥栖への応援については、佐賀労働局職業安定部、他のハローワークより派遣する。
- ・雇用環境・均等室の総合労働相談員による巡回相談をハローワーク佐賀及びハローワーク鳥栖において実施する。

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第2 総合的な労働相談窓口に適した施設の検討

※モデル市町における総合的な労働相談窓口の候補施設の検討

施設の条件

総合的な労働相談窓口の候補施設	佐賀労働局雇用環境・均等室（佐賀市駅前中央3-3-20佐賀第二合同庁舎5階）
・収容数	机、椅子等を配置した上で、約30人を収容可能
・備品（机・椅子等）	共用会議室の机・椅子を使用
・通信設備	なし
・空調（冷暖房） など	あり
交通利便性	佐賀市役所から約1キロに位置し、JR佐賀駅から徒歩10分であり交通利便性は良い。 また、同施設から約1キロ圏内に予定している避難住民の収容施設（ホテル等）のほとんどが所在している。
避難先連絡所への併設	佐賀県で想定している避難先連絡所はSAGAアリーナ（佐賀市日の出）であり、総合的な労働相談窓口の候補である雇用環境・均等室から約1.5キロと近い。また、SAGAアリーナはあくまで一時的な滞在先であるから、避難住民が収容施設へ入所後に本格化する就労支援を行う場所として、避難先連絡所への併設は不適である。
複数設置の必要性	労働局に専用ダイヤルを設置し電話による相談も受け付けることから、複数設置する可能性は小さい。

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第3-1 総合的な労働相談窓口に付する機能

総合的な労働相談窓口に付する機能（適切な支援に繋げる）を整備する

付する機能

国（佐賀労働局）	
想定される相談事項	繋げる支援機関
<ul style="list-style-type: none"> 労働問題の様々なトラブルに関する相談 その他相談先がわからない労働関係の相談 	労働局 (総合労働相談コーナー)
<ul style="list-style-type: none"> 事業所の助成金（休業）に関する相談 等 	労働局 (職業対策課助成金担当)
<ul style="list-style-type: none"> 労務管理（賃金の支払、解雇、休業手当等）に関する相談 賃金等労働条件に関する相談 労災補償給付等に関する相談 退職、解雇、労働条件引下げに関する相談 等 	労働基準監督署
<ul style="list-style-type: none"> 就職に関する相談 雇用保険に関する相談 等 	公共職業安定所

連携

県	
想定される相談事項	繋げる支援機関
<ul style="list-style-type: none"> 若年者の就労相談 	<ul style="list-style-type: none"> ジョブカフェSAGA
<ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労相談 難病患者の就労相談 	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援室 健康福祉政策課
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の就労の相談 	<ul style="list-style-type: none"> シニア相談デスク
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の就労相談 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉課 こども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> 長期療養者の就労相談 	<ul style="list-style-type: none"> 健康福祉政策課
<ul style="list-style-type: none"> 外国人材に対する就職支援 	<ul style="list-style-type: none"> しごと相談室 多文化共生さが推進課

国（佐賀労働局）の支援機関と県の支援機関の情報（支援内容、所在地、連絡先等）をお互いで共有することにより、総合的な労働相談窓口における避難住民の相談を適切な支援に繋ぐ機能を整備する。

※国（佐賀労働局）は、労働関係で想定される相談事項を洗い出し、当該相談事項に係る支援機関を特定する。
 ※県は、労働関係で想定される相談事項のうち、国（佐賀労働局）から県が行う就労支援に係る支援機関に繋ぐことが可能な相談事項を洗い出す。また、労働関係に関わらず、国（佐賀労働局）による労働関係の相談課程で把握した労働関係以外の相談に対して、県による独自の支援（就学支援等）に繋がりたいものがあるかを洗い出す。

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容案

第3-2 特別労働相談窓口に付する機能

付する機能

国（佐賀労働局）	
<ul style="list-style-type: none">○職業紹介等<ul style="list-style-type: none">・避難住民の就業ニーズに応じた職業相談、職業紹介・求人情報の提供・個別相談会、職場見学会、合同就職面接会の実施○障害者、高齢者等就労支援<ul style="list-style-type: none">・障害者就労支援、高齢者就労支援	<ul style="list-style-type: none">○職業訓練<ul style="list-style-type: none">・職業訓練募集情報提供・訓練のあっせん・雇用保険受給資格がない方へ求職者支援制度の利用案内○労働関係の各種相談対応<ul style="list-style-type: none">・雇用保険（失業給付）に関する相談

第4 設置時期等

設置時期等

設置時期	・県が避難者の受け入れを開始した日に設置する。
縮小時期	・相談件数の推移をみて適宜縮小する。 ・総合的な労働相談窓口及び特別労働相談窓口、ともに一週間当たりの相談件数が平時の体制での支援でも差し支えないと判断できる場合には窓口を閉鎖し、平時の支援体制に移行する。

第5 総合的な労働相談窓口の周知方法の検討

周知の方法

- ・労働局が行う周知に加え、県からも、県と避難者との関わりの中で必要な避難者に周知が行き届くよう、周知方法を県等と調整する。
- ・周知・広報の方法
 - 公式ホームページ、自治体広報紙、テレビ・ラジオ等のマスメディアの活用
 - 避難住民の宿泊施設での広報（チラシの各戸配布、説明会の実施）
 - プレスリリース（情報ツール（新聞、インターネット等）の活用）
 - 協力的な事業者との連携強化及び新規開拓

実態把握を踏まえた就労支援等に係る検討内容案

<p>避難住民の 状況や要望 を踏まえた 就労支援等</p>	<p>統計資料の 傾向等から 事前に準備 しておく 就労支援の 検討</p>	<p>避難元地域の要配慮者への支援 (つきそい、訪問などの支援) 状況等を踏まえた医療・福祉 分野のマッチング支援</p>	<p>【医療・福祉分野におけるマッチング支援】 要配慮者の収容状況や避難先のニーズ等を把握し、実態に応じて医療・福祉分野における就職支援を行うもの。 マッチング支援の一例) 県と労働局が協働し、就職フェアなどのイベント開催等</p>
		<p>避難先地域における 取組事業の活用</p>	<p>【佐賀県農業公社との連携】 佐賀県では、佐賀県農業公社が総合相談窓口となり、就農希望者向けに、新規就農相談、セミナー・体験イベントの開催、就農情報の提供などを行っており、連携が可能。</p>
			<p>【佐賀県森林整備担い手育成基金との連携】 佐賀県では、林業に係る雇用を促進するため、佐賀県森林整備担い手育成基金が中心となり、求職者や事業主に対して、相談指導や情報提供の取組を実施しており、連携が可能。</p>
			<p>【佐賀県漁業研修推進協議会との連携】 佐賀県には将来の漁業担い手を育成するため、佐賀県漁業研修推進協議会が組織されている。協議会では漁業体験、仕事相談会、新規漁業就業者の募集などを行っており、連携が可能。</p>
			<p>【ジョブカフェSAGAとの連携】 佐賀県には、若者の就職活動を支援する「ユメタネ」があり、佐賀労働局が運営するヤングハローワークSAGA、さが若者サポートステーションと佐賀県が運営するジョブカフェSAGAがある。ジョブカフェSAGAではキャリアカウンセリングや職業適性診断などを行っており、職業相談を行うヤングハローワークSAGAとの連携が可能。</p>

避難住民の
状況や要望
を踏まえた
就労支援等

総合的な労働相談窓口における
実態把握を基にした就労支援
に向けて情報収集・共有等
のあり方の検討

- ・雇用対策協定に基づく雇用対策連絡調整会議の仕組みを用いた国（佐賀労働局）と県との初期的な情報共有のほか、総合的な労働相談窓口等で把握した避難住民の実態、需要等について、国（佐賀労働局）は確実に把握した上で、それを県等と共有し、有効な就労支援活動を展開する必要がある。
また、県が総合的な労働相談窓口等で把握した情報についても同様である。
- ・総合的な労働相談窓口等で入手した情報の集約・報告方法
 - ◇ 集約専従職員（班）を設置
 - ◇ 集約結果をメール等を用いて国（佐賀労働局）の担当部署に報告
 - ◇ 当日の取扱い情報の管理
- ・情報の分析
 - ◇ 概ね7日間毎など指定し、定期的な情報の分析を行い傾向や需要を把握する。
 - ◇ 国（佐賀労働局）は、受入れ他都道府県の労働局と分析結果を共有し、広域的な実態把握を行う。
- ・分析結果の情報共有
 - ◇ 雇用対策協定に基づく雇用対策連絡調整会議の仕組みを用い情報共有する。
- ・分析結果の活用
 - ◇ 国（佐賀労働局）と県は、分析結果に基づいた就労支援の強化や新規取組等の実施に向けた検討を行う機会を設定する。
 - ◇ 実態把握を就労支援の強化や新規取組等の実現に結び付ける。

	項目等	課題と方針 (※令和8年度の検討課題、検討方針)
課題と対応	避難住民の就労に関する課題	<p>【検討課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の就業状況を考慮しつつ、求人倍率が低い職種については重点的に求人開拓が必要。特に事務従事者、農林漁業従事者、運搬・清掃・包装等従事者（佐賀所単独でみると生産工程従事者、鳥栖所単独でみると販売従事者、保安職業従事者）が不足している。 ・車を保有していない場合は、佐賀県の公共交通網の状況から通勤手段・範囲が限られることが想定されるため、応募できる求人の選択肢が極端に狭まる。 ・収入途絶で生活費が逼迫し、短期・日雇いなどすぐに収入を得やすい求人への応募希望に偏る可能性があるが、ハローワークにはそのような求人は少ない。 ・保育園や学童保育の利用可否により、（特に子育て世代の方の）就労条件が変動することが考えられる。 <p>【検討方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者優先求人の提出を事業主に要請するなど応募可能な求人の確保に向けた取組みとともに、避難生活が一定期間継続することを前提に、避難住民が円滑に就労できるよう関係機関が連携する方法を引き続き検討する。